

千葉県石油コンビナート等防災計画 本編 新旧対照表

千葉県石油コンビナート防災計画 体系

ページ数	修正案
<p>体系図</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">千葉県石油コンビナート等防災計画体系</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1編 総説 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 防災計画の目的 第2節 防災計画の性格と範囲 第3節 防災計画の基本方針 第4節 特別防災区域の範囲 第2章 組織の現況 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 千葉県石油コンビナート等防災本部 第2節 特別防災区域協議会 第3節 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織 第4節 その他防災協力体制 第3章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱 第2編 災害想定 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 想定災害の範囲と評価方法 第2節 平常時の災害想定 第3節 地震時の災害想定（短周期地震動による被害） 第4節 地震時の災害想定（長周期地震動による被害） 第5節 津波による被害 第6節 大規模災害の想定 第7節 流出油による海面火災等の災害 第3編 計画 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 予防対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 事故対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 危険物施設等の災害予防対策 第2節 防災施設、資機材等の整備、管理運営 第3節 適正配置 第4節 保安管理体制 第5節 防災訓練 第6節 防災対策の調査研究・情報収集 第2部 地震対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 危険物施設等の対策 第2節 警防面における事前対策 第3節 <u>南海トラフ地震臨時情報等に伴う措置</u> 第4節 地震防災対策 第5節 防災教育及び広報 第6節 地震対策の調査研究・情報収集 第7節 <u>東海地震注意（予知）情報等に伴う措置</u> 第2章 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 防災本部の活動体制 第2節 異常現象等の通報 第3節 災害広報 第4節 避難計画 第5節 医療救護対策 第6節 警備・交通規制対策 第7節 防災資機材等の調達・輸送計画 第8節 総合的防御対策 第9節 自衛隊の災害派遣要請計画 第10節 地震発生時等における応急対策 第3章 公共施設等の災害復旧 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 電気施設（東京電力ホールディングス㈱） 第2節 通信施設（東日本電信電話㈱） 第3節 ガス施設（東京ガス㈱） 第4節 水道施設 第5節 道路 第6節 港湾施設 付属資料編

現行（平成29年8月修正）		修正理由	
千葉県石油コンビナート防災計画 体系	<ul style="list-style-type: none"> 第1編 総説 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 防災計画の目的 第2節 防災計画の性格と範囲 第3節 防災計画の基本方針 第4節 特別防災区域の範囲 第2章 組織の現況 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 千葉県石油コンビナート等防災本部 第2節 特別防災区域協議会 第3節 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織 第4節 その他防災協力体制 第3章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱 	○構成の修正のため	
	<ul style="list-style-type: none"> 第2編 災害想定 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 想定災害の範囲と評価方法 第2節 平常時の災害想定 第3節 地震時の災害想定（短周期地震動による被害） 第4節 地震時の災害想定（長周期地震動による被害） 第5節 津波による被害 第6節 大規模災害の想定 第7節 流出油による海面火災等の災害 		
	<ul style="list-style-type: none"> 第3編 計画 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 予防対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 事故対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 危険物施設等の災害予防対策 第2節 防災施設、資機材等の整備、管理運営 第3節 適正配置 第4節 保安管理体制 第5節 防災訓練 第6節 防災対策の調査研究・情報収集 第2部 地震対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 危険物施設等の対策 第2節 警防面における事前対策 第3節 東海地震注意（予知）情報等に措置 第4節 地震防災対策 第5節 防災教育及び広報 第6節 地震対策の調査研究・情報収集 第2章 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 防災本部の活動体制 第2節 異常現象等の通報 第3節 災害広報 第4節 避難計画 第5節 医療救護対策 第6節 警備・交通規制対策 第7節 防災資機材等の調達・輸送計画 第8節 総合的防御対策 第9節 自衛隊の災害派遣要請計画 第10節 地震発生時等における応急対策 第3章 公共施設等の災害復旧 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 電気施設（東京電力ホールディングス㈱） 第2節 通信施設（東日本電信電話㈱） 第3節 ガス施設（東京ガス㈱千葉ネットワークセンター） 第4節 水道施設 第5節 道路 第6節 港湾施設 		
	付属資料編		

千葉県石油コンビナート防災計画 用語の定義

ページ数	修正案
用語の定義	<p style="text-align: center;">用 語 の 定 義</p> <p>この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>レイアウト</u>省令……石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(昭和51年6月12日通商産業省・自治省令第1号)をいう。</p> <p>6～22 (略)</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p style="text-align: center;">用 語 の 定 義</p> <p>この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 配置省令……石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和51年6月12日通商産業省・自治省令第1号）をいう。</p> <p>6～22 （略）</p>	<p>○一般的な表現に修正</p>

ページ数	修正案
1	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災計画の性格と範囲</p> <p>この防災計画は、千葉県の特例防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業所をはじめ、国・県・市そのほか防災関係機関等が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画である。</p> <p>(略)</p> <p>この防災計画は、地震対策として<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進</u>地域に準じた対策を図るとともに、関東地震級の海溝型地震及び平成7年兵庫県南部地震級の直下型地震等の大規模 地震対策並びに長周期地震動対策を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 特例防災区域の範囲</p> <p>本県の特例防災区域は、東京湾沿岸部にそって、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の3地区が指定されており、面積、石油貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量の各合計はいずれも全国第1位であり、わが国最大のコンビナート地帯を形成している。(平成<u>31</u>年4月1日現在)(表-1、図-1参照)</p> <p>1 京葉臨海北部地区</p> <p>京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積2.04km²、総事業所数<u>124</u>社、そのうち6の特定事業所(第一種事業所5、第二種事業所1)で形成されており、油槽所主体の地区である。(図-2参照)</p> <p>2 京葉臨海中部地区</p> <p>京葉臨海中部地区は千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.19km²、総事業所数<u>327</u>社、そのうち<u>60</u>の特定事業所(第一種事業所<u>28</u>(レイアウト事業所<u>22</u>)、第二種事業所<u>32</u>)で形成されており、全国<u>84</u>の特例防災区域のなかで、面積、石油貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量がいずれも最大であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。(図-3、4参照)</p> <p>3 京葉臨海南部地区</p> <p>京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積<u>12.51</u>km²、総事業所数<u>74</u>社、そのうち3の特定事業所(第一種事業所1(レイアウト事業所1)、第二種事業所2)で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。(図-5参照)</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災計画の性格と範囲</p> <p>この防災計画は、千葉県の特例防災区域に係る災害の防止に関し、特定事業所をはじめ、国・県・市そのほか防災関係機関等が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画である。</p> <p>（略）</p> <p>この防災計画は、地震対策として<u>東海地震に係る大規模地震対策特別措置法に基づく強化地域</u>に準じた対策を図るとともに、関東地震級の海溝型地震及び平成7年兵庫県南部地震級の直下型地震等の大規模 地震対策並びに長周期地震動対策を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 特例防災区域の範囲</p> <p>本県の特例防災区域は、東京湾沿岸部にそって、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の3地区が指定されており、面積、石油貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量の各合計はいずれも全国第1位であり、わが国最大のコンビナート地帯を形成している。（平成<u>28</u>年4月1日現在）（表－1、図－1参照）</p> <p>1 京葉臨海北部地区</p> <p>京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積2.04km²、総事業所数<u>114</u>社、そのうち6の特定事業所（第一種事業所5、第二種事業所1）で形成されており、油槽所主体の地区である。（図－2参照）</p> <p>2 京葉臨海中部地区</p> <p>京葉臨海中部地区は千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.19km²、総事業所数<u>270</u>社、そのうち<u>62</u>の特定事業所（第一種事業所<u>30</u>（レイアウト事業所<u>23</u>）、第二種事業所<u>32</u>）で形成されており、全国<u>85</u>の特例防災区域のなかで、面積、石油貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量がいずれも最大であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。（図－3、4参照）</p> <p>3 京葉臨海南部地区</p> <p>京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積<u>11.98</u>km²、総事業所数<u>74</u>社、そのうち3の特定事業所（第一種事業所1（レイアウト事業所1）、第二種事業所2）で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。（図－5参照）</p>	<p>○時点修正 (H31.4.1時点)</p>

表—1 千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表

(平成31年4月1日現在)

区分	区域面積 k m ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他 事業所 (うち石 油取扱 事業所)			
		石油 千 KL	高压ガス 百万 N m ³	総数	第一 種事 業所 (うちレ イアウ ト事業 所)	第二 種事 業所				
京葉臨海北部地区	市川市	2.04	<u>257</u> (1.28%)	6 (0.26%)	6	5 (0)	1	<u>118</u> (27)		
	小計		<u>257</u> (1.28%)	6 (0.26%)	6	5 (0)	1	<u>118</u> (27)		
京葉臨海中中部地区	千葉市	45.19	<u>438</u> (2.19%)	30 (1.32%)	8	5 (3)	3	<u>121</u> (18)		
	市原市		<u>14,893</u> (74.32%)	<u>1,972</u> (87.03%)		36		<u>16</u> (15)	<u>20</u>	<u>125</u> (59)
	袖ヶ浦市		<u>4,407</u> (21.99%)	<u>237</u> (10.46%)		<u>16</u>		7 (4)	<u>9</u>	<u>21</u> (21)
	小計		<u>19,738</u> (98.50%)	<u>2,239</u> (98.81%)		<u>60</u>		<u>28</u> (22)	<u>32</u>	<u>267</u> (98)
京葉臨海南部地区	君津市 木更津市	12.51	<u>43</u> (0.22%)	<u>21</u> (0.93%)	3	1 (1)	2	<u>71</u> (22)		
	小計		<u>43</u> (0.22%)	<u>21</u> (0.93%)		3		1 (1)	2	<u>71</u> (22)
合計	59.74	<u>20,038</u> (100.00%)	<u>2,266</u> (100.00%)	<u>69</u>	<u>34</u> (23)	<u>35</u>	<u>456</u> (147)			

資料：平成31年度石油コンビナート等実態調査

現行（平成29年8月修正）

修正理由

表一 千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表
(平成28年4月1日現在)

○時点修正
(H31.4.1時点)

区分	区域 面積 k m ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他 事業所 (うち石油 取扱い事 業所)	
		石油 千 KL	高压ガス 百万 N m ³	総数	第一種 事業所 (うちレ イアウ ト事業 所)	第二 種 事業 所		
京葉臨海北部地区	市川市	2.04	<u>246</u> (1.22%)	6 (0.26%)	6	5 (0)	1	<u>108</u> (25)
	小計		<u>246</u> (1.22%)	6 (0.26%)	6	5 (0)	1	<u>108</u> (25)
京葉臨海中部地区	千葉市	45.19	<u>431</u> (2.13%)	<u>31</u> (1.36%)	8	5 (3)	3	<u>109</u> (20)
	市原市		<u>15,052</u> (74.44%)	<u>1,970</u> (86.48%)	37	<u>18</u> (16)	19	<u>79</u> (24)
	袖ヶ浦市		<u>4,430</u> (21.91%)	<u>248</u> (10.89%)	17	7 (4)	<u>10</u>	<u>20</u> (20)
	小計		<u>19,913</u> (98.48%)	<u>2,249</u> (98.73%)	62	<u>30</u> (23)	<u>32</u>	<u>208</u> (64)
京葉臨海南部地区	君津市	11.98	<u>61</u> (0.30%)	<u>23</u> (1.01%)	3	1 (1)	2	<u>71</u> (21)
	小計		<u>61</u> (0.30%)	<u>23</u> (1.01%)	3	1 (1)	2	<u>71</u> (21)
合計	<u>59.21</u>		<u>20,220</u> (100.00%)	<u>2,278</u> (100.00%)	<u>71</u>	<u>36</u> (24)	<u>35</u>	<u>387</u> (110)

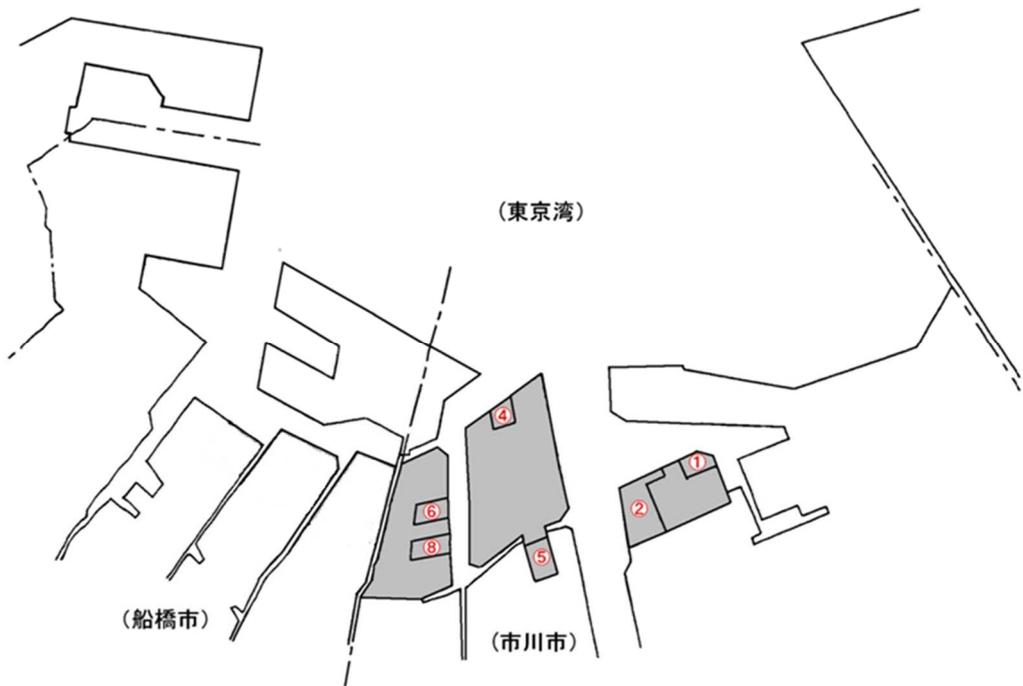
資料：平成28年度石油コンビナート等実態調査

4

図一 2 京葉臨海北部地区 (平成31年4月1日現在)

事業所名		区分
1	東洋合成工業(株)高浜油槽所	1(石)
2	JXTGエネルギー(株)市川油槽所	1(石)
4	(株)市川アストモスターミナル	1(ガ)
5	東洋合成工業(株)市川工場	2(石)
6	丸善(株)京葉油槽所	1(石)
8	日本サン石油(株)市川工場	1(石)

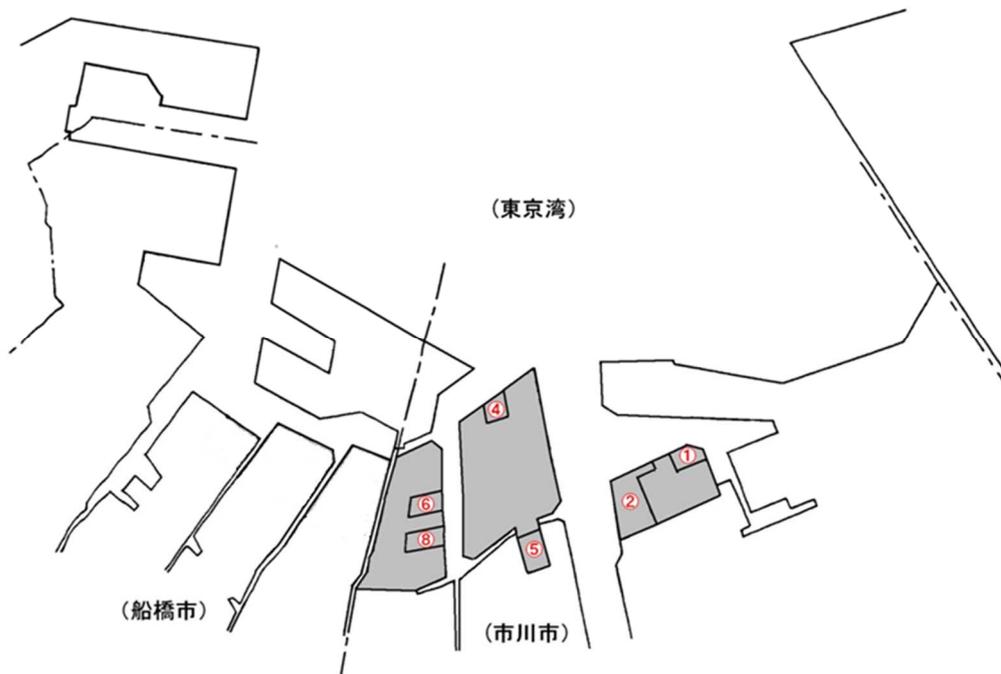
(3、7、9番欠番)



図一 2 京葉臨海北部地区

事業所名		区分
1	東洋合成工業(株)高浜油槽所	1(石)
2	JXTGエネルギー(株)市川油槽所	1(石)
4	(株)市川アストモスターミナル	1(ガ)
5	東洋合成工業(株)市川工場	2(石)
6	丸善(株)京葉油槽所	1(石)
8	日本サン石油(株)市川工場	1(石)

(3、7、9番欠番)



○時点を明記する

5

図ー3 京葉臨海中部地区ー1 (平成31年4月1日現在)
(市原市)

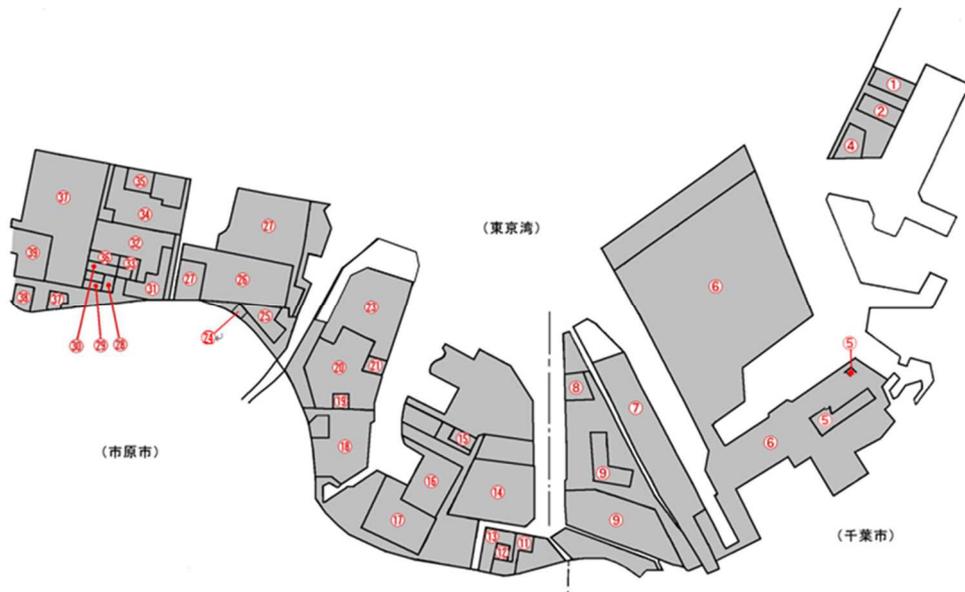
事業所名		区分	事業所名		区分
11	ティー・エム・ターミナル(株)市原事業所	1(石)	25	日立化成(株)五井事業所	2(石・ガ)
12	日本リファイン(株)千葉工場	2(石)	26	デンカ(株)千葉工場	1(レ)
13	ライオン(株)千葉工場	2(石)	27	丸善石油化学(株)千葉工場	1(レ)
14	古河電気工業(株)千葉事業所	2(石・ガ)	28	日曹金属化学(株)千葉工場	2(石)
15	キャボットジャパン(株)千葉工場	2(石)	29	(株)MORESCO千葉工場	2(石)
16	富士電機(株)千葉工場	2(石・ガ)	30	エチレンケミカル(株)本社工場	2(石)
17	DIC(株)千葉工場	1(レ)	31	日本曹達(株)千葉工場	1(レ)
18	AGC(株)千葉工場	1(レ)	32	KHネオケム(株)千葉工場	1(レ)
19	(株)千葉サンソセンター五井工場	1(レ)	33	日産化学(株)袖ヶ浦工場五井製造所	2(石)
20	JNC石油化学(株)市原製造所	1(レ)	34	宇部興産(株)千葉石油化学工場	1(レ)
21	岩谷瓦斯(株)千葉工場	2(ガ)	35	宇部マテリアルズ(株)千葉工場	2(石)
23	コスモ石油(株)千葉製油所	1(レ)	36	日新理化(株)本社工場	2(石・ガ)
24	筑港(株)市原倉庫	2(石)	37	JXTGエネルギー(株)千葉製油所	1(レ)

(10番、22番欠番)

(千葉市)

事業所名		区分
1	(株)J-オイルミルズ千葉工場	2(石)
2	エヌアイケミカル(株)千葉事業所	1(石)
4	丸紅エネックス(株)千葉ターミナル	1(レ)
5	JFEケミカル(株)東日本製造所千葉工場	1(石)
6	JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)	1(レ)
7	(株)JERA千葉火力発電所	2(石・ガ)
8	JFEケミカル(株)東日本製造所千葉工場生浜分工場	1(レ)
9	JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)生浜工場	2(石)

(3番欠番)



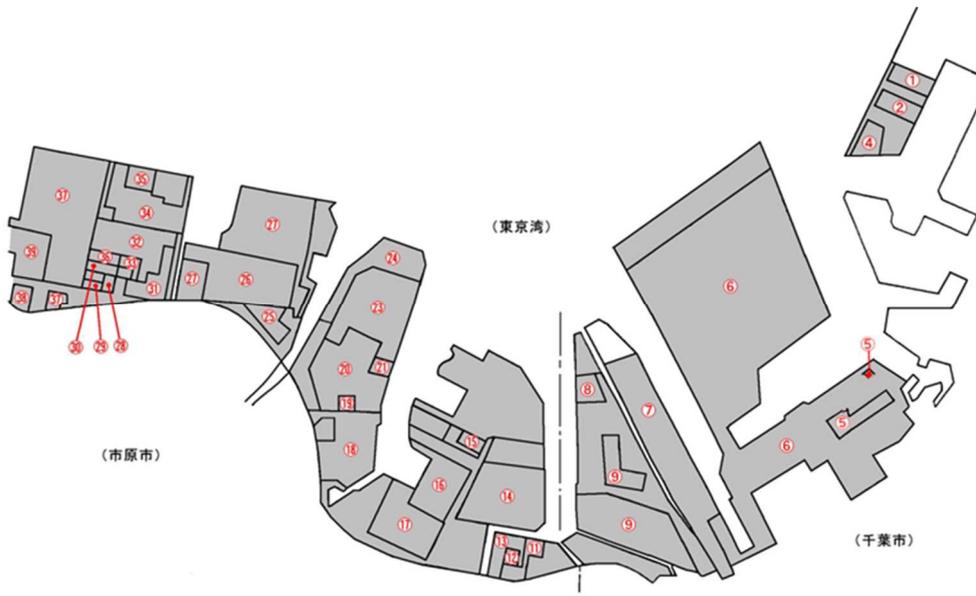
図－3 京葉臨海中部地区－1
(市原市)

事業所名	区分	事業所名	区分
11 ティー・エム・ターミナル(株)市原事業所	1(石)	25 日立化成(株)五井事業所	2(石・ガ)
12 日本リファイン(株)千葉工場	2(石)	26 デンガ(株)千葉工場	1(レ)
13 ライオン(株)千葉工場	2(石)	27 丸善石油化学(株)千葉工場	1(レ)
14 古河電気工業(株)千葉事業所	2(石・ガ)	28 日曹金属化学(株)千葉工場	2(石)
15 キャボットジャパン(株)千葉工場	2(石)	29 (株)MORESCO千葉工場	2(石)
16 富士電機(株)千葉工場	2(石・ガ)	30 エチレンケミカル(株)本社工場	2(石)
17 DIC(株)千葉工場	1(レ)	31 日本曹達(株)千葉工場	1(レ)
18 旭硝子(株)千葉工場	1(レ)	32 KHネオケム(株)千葉工場	1(レ)
19 (株)千葉サンソセンター五井工場	1(レ)	33 日産化学工業(株)袖ヶ浦工場五井製造所	2(石)
20 JNC石油化学(株)市原製造所	1(レ)	34 宇部興産(株)千葉石油化学工場	1(レ)
21 岩谷瓦斯(株)千葉工場	2(ガ)	35 宇部マテリアルズ(株)千葉工場	2(石)
23 コスモ石油(株)千葉製油所	1(レ)	36 日新理化(株)	2(石・ガ)
	(10番、22番欠番)	37 JXTGエネルギー(株)千葉製油所	1(レ)

(千葉市)

事業所名	区分
1 (株)J-オイルミルズ千葉工場	2(石)
2 エヌアイケミカル(株)千葉事業所	1(石)
4 丸紅エネックス(株)千葉ターミナル	1(レ)
5 JFEケミカル(株)東日本製造所千葉工場	1(石)
6 JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)	1(レ)
7 東京電力フュエル&パワー(株)千葉火力発電所	2(石・ガ)
8 JFEケミカル(株)東日本製造所千葉工場生浜分工場	1(レ)
9 JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)生浜工場	2(石)

(3番欠番)



○時点を明記する
○事業所の指定解除に伴う削除
○事業所の名称変更

6

図一4 京葉臨海中部地区-2 (平成31年4月1日現在)

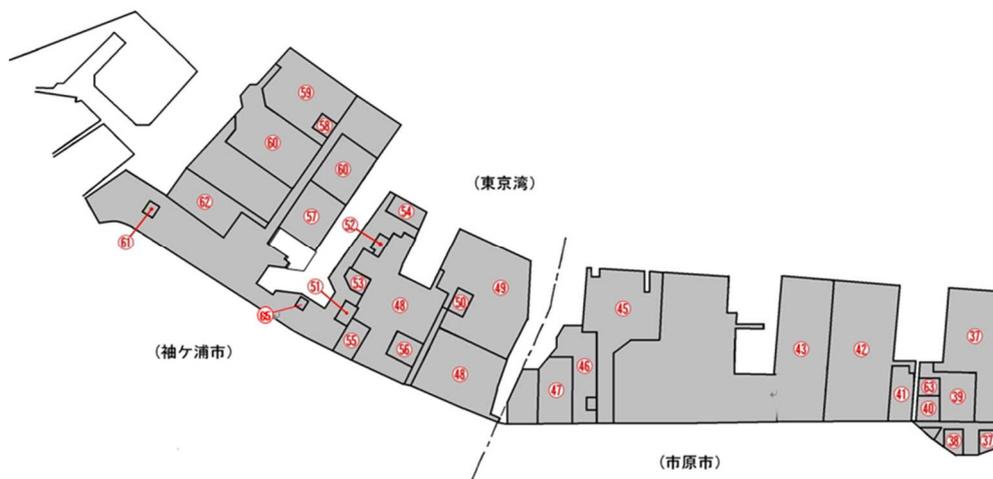
(市原市)

事業所名	区分	事業所名	区分
37 JXTGエネルギー(株)千葉製油所	1(レ)	42 三井化学(株)市原工場	1(レ)
38 (株)日陸 千葉物流センター	2(石)	43 <u>出光興産(株)千葉事業所</u>	1(レ)
39 東レ(株)千葉工場	2(石)	45 (株)JERA 姉崎火力発電所	2(石)
40 <u>ダウ・東レ(株)千葉工場</u>	2(石)	46 住友化学(株)千葉工場姉崎地区	1(レ)
41 JSR(株)千葉工場	1(レ)	47 日本板硝子(株)千葉事業所	2(石・ガ)
<u>(44番欠番)</u>		63 東レ・ファインケミカル(株)千葉事業場	2(石・ガ)

(袖ヶ浦市)

事業所名	区分	事業所名	区分
48 住友化学(株)千葉工場袖ヶ浦地区	1(レ)	56 (株)ADEKA千葉工場	2(石・ガ)
49 富士石油(株)袖ヶ浦製油所	1(レ)	57 富士石油(株)中袖基地	1(石)
50 JXTGエネルギー(株)袖ヶ浦事業所	1(石)	58 東京酸素窒素(株)	1(ガ)
51 (株)千葉サンソセンター袖ヶ浦工場	1(レ)	59 東京ガス(株)袖ヶ浦LNG基地	2(石)
52 <u>日鉄エポキシ製造(株)千葉工場</u>	2(石・ガ)	60 (株)JERA 袖ヶ浦火力発電所	2(石)
53 東邦化学工業(株)千葉工場	2(石・ガ)	61 日本アルコール産業(株)袖ヶ浦作業所	2(石)
54 日本燐酸(株)	2(石)	62 旭化成(株) <u>製造統括本部</u> 川崎製造所千葉工場	1(レ)
55 広栄化学工業(株) <u>千葉工場</u>	2(石・ガ)	65 エコシステム千葉(株)	2(石)

(64番欠番)



現行（平成29年8月修正）

修正理由

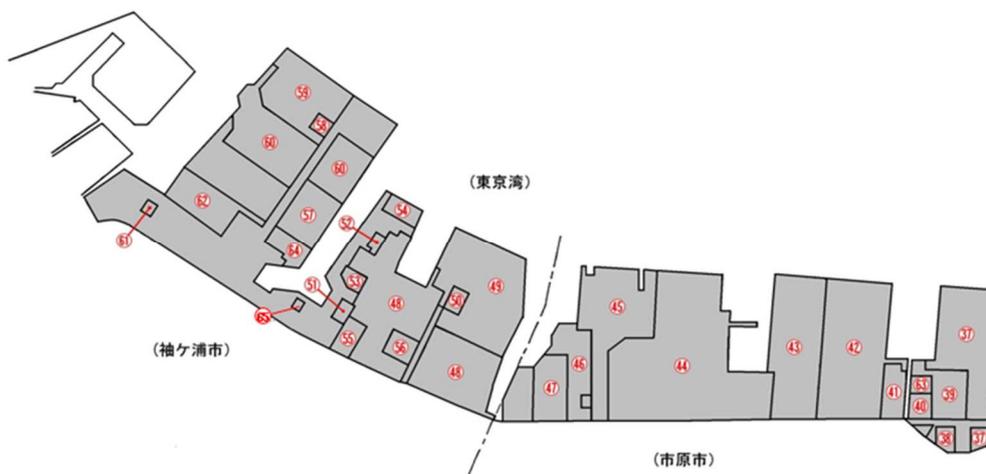
図一4 京葉臨海中部地区-2
(市原市)

事業所名	区分	事業所名	区分
37 J X T G エネルギー(株)千葉製油所	1(レ)	42 三井化学(株)市原工場	1(レ)
38 (株)日陸 千葉物流センター	2(石)	43 <u>出光興産(株)千葉事業所</u>	1(レ)
39 東レ(株)千葉工場	2(石)	44 <u>出光興産(株)千葉製油所</u>	1(レ)
40 <u>東レ・ダウコーニング(株)千葉工場</u>	2(石)	45 <u>東京電力フュエル&パワー(株)姉崎火力発電所</u>	1(石)
41 J S R (株)千葉工場	1(レ)	46 住友化学(株)千葉工場姉崎地区	1(レ)
		63 東レ・ファインケミカル(株)千葉事業場	2(石・ガ)

(袖ヶ浦市)

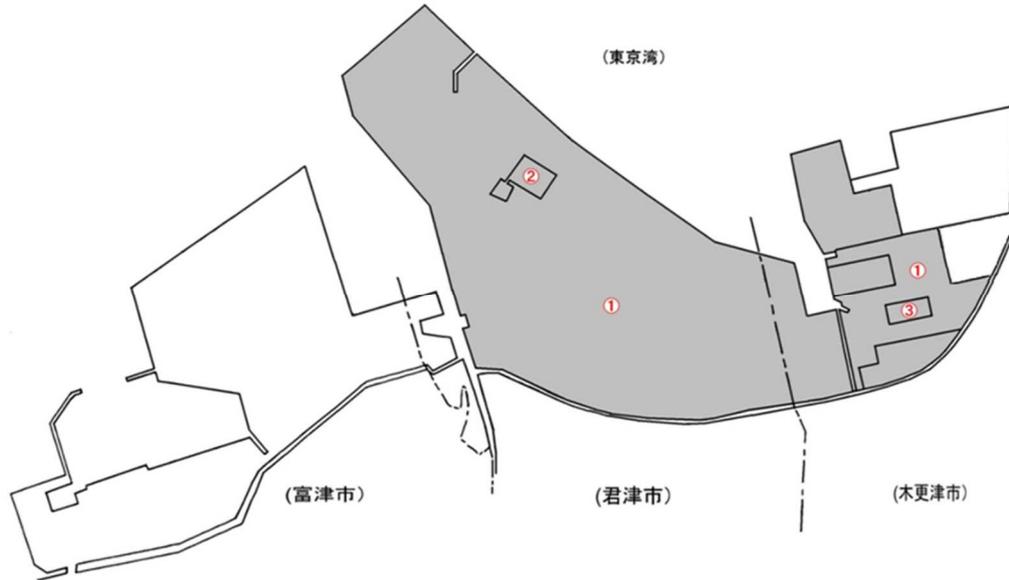
事業所名	区分	事業所名	区分
48 住友化学(株)千葉工場袖ヶ浦地区	1(レ)	56 (株)A D E K A 千葉工場	2(石・ガ)
49 富士石油(株)袖ヶ浦製油所	1(レ)	57 富士石油(株)中袖基地	1(石)
50 J X T G エネルギー(株)袖ヶ浦事業所	1(石)	58 東京酸素窒素(株)	1(ガ)
51 (株)千葉サンソセンター袖ヶ浦工場	1(レ)	59 東京ガス(株)袖ヶ浦LNG基地	2(石)
52 <u>新日化エポキシ製造(株)千葉工場</u>	2(石・ガ)	60 <u>東京電力フュエル&パワー(株)袖ヶ浦火力発電所</u>	2(石)
53 東邦化学工業(株)千葉工場	2(石・ガ)	61 日本アルコール産業(株)袖ヶ浦作業所	2(石)
54 日本燐酸(株)	2(石)	62 旭化成(株)川崎製造所千葉工場	1(レ)
55 広栄化学工業(株)工場	2(石・ガ)	64 <u>(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所</u>	2(石・ガ)
		65 エコシステム千葉(株)	2(石)

○時点を明記する
○事業所の合併及び指定解除に伴う削除
○事業所の区分の変更
○事業所の名称変更



図一5 京葉臨海南部地区 (平成31年4月1日現在)

	事業所名	区分
1	<u>日本製鉄(株)君津製鉄所</u>	1(レ)
2	君津共同火力(株)君津共同発電所	2(石)
3	東洋スチレン(株)君津工場	2(石)

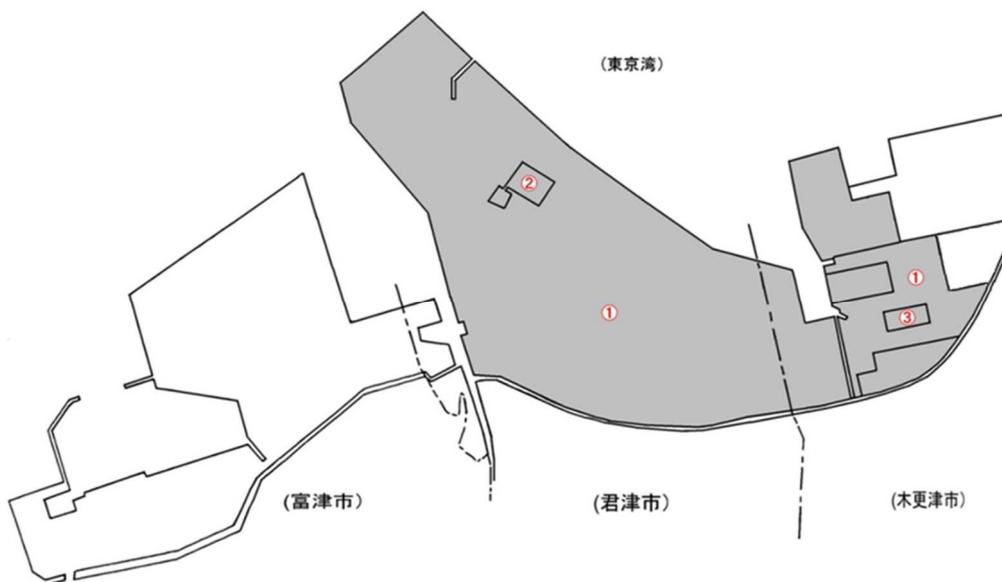


現行（平成29年8月修正）

修正理由

図一5 京葉臨海南部地区

	事業所名	区分
1	新日鐵住金(株)君津製鐵所	1(レ)
2	君津共同火力(株)君津共同発電所	2(石)
3	東洋スチレン(株)君津工場	2(石)



○時点を明記する
○事業所の名称変更

ページ数	修正案
8	<p>第2章 組織の現況</p> <p>第1節 千葉県石油コンビナート等防災本部</p> <p>1 組織</p> <p>(1) 防災本部</p> <p>防災本部は知事を本部長（本部長代理：副知事）に、本部員（防災関係機関の長及び特定事業所の代表者）<u>49</u>名、幹事（防災関係機関及び特定事業所の職員）59名で構成され、本部の運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>（表－1 防災本部員の構成、図－1 防災本部の構成）</p>
9	<p>表－1 防災本部員の構成</p>
10	<p>図－1 防災本部の構成</p>

第2章 組織の現況

第1節 千葉県石油コンビナート等防災本部

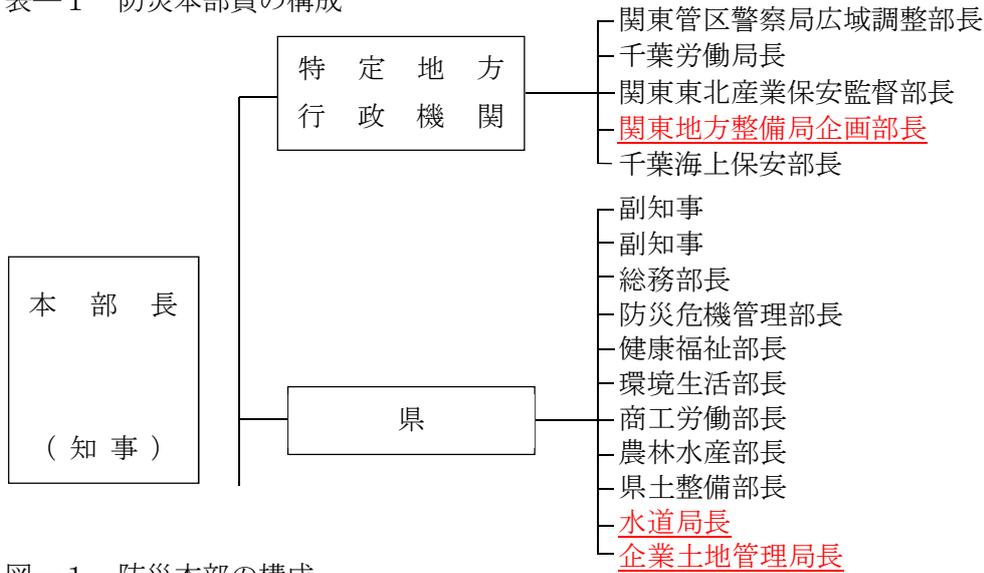
1 組織

(1) 防災本部

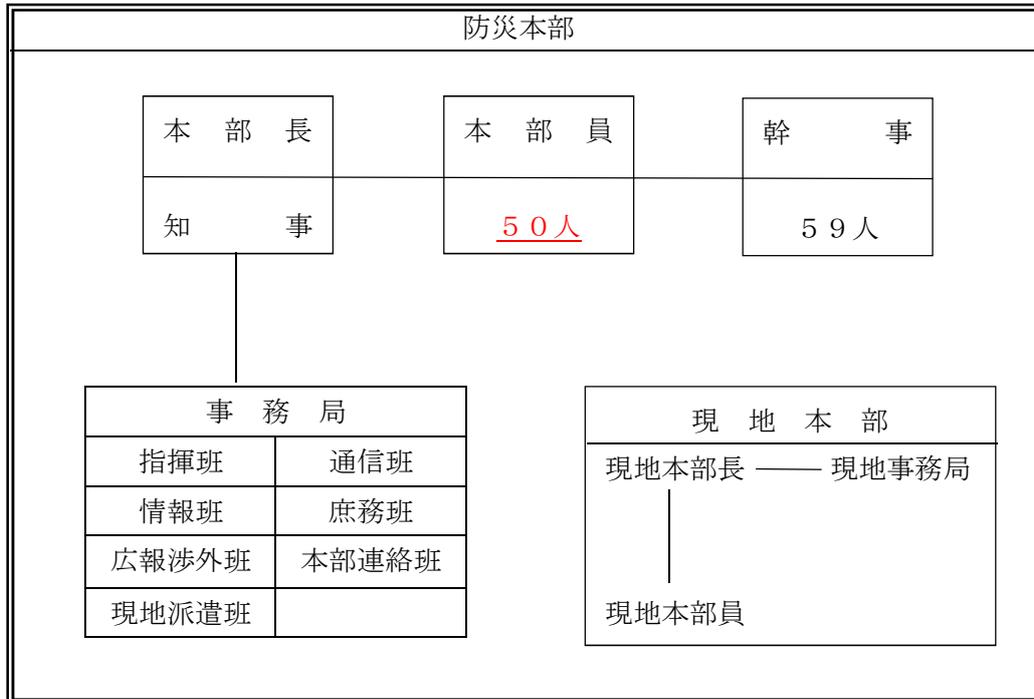
防災本部は知事を本部長（本部長代理：副知事）に、本部員（防災関係機関の長及び特定事業所の代表者）50名、幹事（防災関係機関及び特定事業所の職員）59名で構成され、本部の運営等に関し必要な事項を定める。

（表－1 防災本部員の構成、図－1 防災本部の構成）

表－1 防災本部員の構成



図－1 防災本部の構成



○県の組織
改編による
修正

ページ数	修正案																																	
1 1	<p>第2節 特別防災区域協議会等</p> <p>1 石油コンビナート等特別防災区域協議会</p> <table border="1" data-bbox="379 297 1412 645"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区別</th> <th rowspan="2">構成事業所</th> <th colspan="3">左の内訳</th> <th rowspan="2">設立年月日</th> </tr> <tr> <th>第一種事業所</th> <th>第二種事業所</th> <th>その他事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京葉臨海北部地区</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>昭和52年6月20日</td> </tr> <tr> <td>京葉臨海中部地区</td> <td><u>84</u></td> <td>30</td> <td><u>31</u></td> <td><u>23</u></td> <td>// 55年12月18日</td> </tr> <tr> <td>京葉臨海南部地区</td> <td>34</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>31</td> <td>// 52年10月28日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>125</u></td> <td>36</td> <td><u>34</u></td> <td><u>55</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成<u>31</u>年4月)</p>	地区別	構成事業所	左の内訳			設立年月日	第一種事業所	第二種事業所	その他事業所	京葉臨海北部地区	7	5	1	1	昭和52年6月20日	京葉臨海中部地区	<u>84</u>	30	<u>31</u>	<u>23</u>	// 55年12月18日	京葉臨海南部地区	34	1	2	31	// 52年10月28日	計	<u>125</u>	36	<u>34</u>	<u>55</u>	—
地区別	構成事業所			左の内訳				設立年月日																										
		第一種事業所	第二種事業所	その他事業所																														
京葉臨海北部地区	7	5	1	1	昭和52年6月20日																													
京葉臨海中部地区	<u>84</u>	30	<u>31</u>	<u>23</u>	// 55年12月18日																													
京葉臨海南部地区	34	1	2	31	// 52年10月28日																													
計	<u>125</u>	36	<u>34</u>	<u>55</u>	—																													
1 5	<p>第4節 その他防災協力体制</p> <p>1 相互応援体制</p> <p>(3) 広域的応援体制</p> <p>災害の様態、規模によって・・・「九都県市災害時相互応援<u>等</u>に関する協定」、・・・全国知事会を構成する47都道府県で締結した「全国知事会における災害時<u>等</u>の広域応援に関する協定に基づく・・・</p>																																	
1 6	<p>第3章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱</p> <p>1 特定事業所</p> <p>特定事業所は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 南海トラフ地震臨時情報への適切な防災対応</u></p> <p><u>(8) 警戒宣言に係る緊急予防措置基準の作成</u></p> <p><u>(9) 異常現象の通報義務 (石災法第23条)</u></p> <p><u>(10) 特定事業者の責務に基づき災害の防御及び拡大防止活動の実施並びに共同体制による防災活動の実施</u></p> <p><u>(11) 災害応急措置の概要等の報告</u></p> <p><u>(12) 関連企業等の防災対策に関する指導、監督</u></p> <p><u>(13) 選任した防災管理者、副防災管理者に対し防災業務に関する能力向上に資する研修機会の付与</u></p> <p><u>(14) 防災関係機関の要請に基づく災害広報の実施</u></p>																																	

現行（平成29年8月修正）						修正理由
第2節 特別防災区域協議会等						○時点修正 (H31.4.1時点)
1 石油コンビナート等特別防災区域協議会						
地区別	構成事業所	左の内訳			設立年月日	
		第一種事業所	第二種事業所	その他事業所		
京葉臨海北部地区	7	5	1	1	昭和52年6月20日	
京葉臨海中部地区	<u>86</u>	30	<u>32</u>	<u>24</u>	〃 55年12月18日	
京葉臨海南部地区	34	1	2	31	〃 52年10月28日	
計	<u>127</u>	36	<u>35</u>	<u>56</u>	—	
（平成 <u>28</u> 年4月）						
第4節 その他防災協力体制						
1 相互応援体制						
（3）広域的応援体制						
<p>災害の様態、規模によって・・・「九都県市災害時相互応援に関する協定」、・・・全国知事会を構成する47都道府県で締結した「全国知事会における災害時の広域応援に関する協定に基づく・・・</p>						
第3章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱						○南海トラフ地震臨時情報への対応を追記
1 特定事業所						
<p>特定事業所は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。</p>						
（1）～（6）（略）						
<u>（新設）</u>						
<u>（7）</u> 警戒宣言に係る緊急予防措置基準の作成						
<u>（8）</u> 異常現象の通報義務（石災法第23条）						
<u>（9）</u> 特定事業者の責務に基づき災害の防御及び拡大防止活動の実施並びに共同体制による防災活動の実施						
<u>（10）</u> 災害応急措置の概要等の報告						
<u>（11）</u> 関連企業等の防災対策に関する指導、監督						
<u>（12）</u> 選任した防災管理者、副防災管理者に対し防災業務に関する能力向上に資する研修機会の付与						
<u>（13）</u> 防災関係機関の要請に基づく災害広報の実施						

ページ数	修正案
17	<p>2 県</p> <p>(8) <u>企業局</u></p> <p>ア 導送配水管等施設の漏水調査及び点検パトロールの実施</p> <p>イ 水道施設の復旧</p> <p>ウ 工業用水道各施設の点検、パトロールの実施</p> <p>エ 工業用水道施設の復旧</p> <p>オ 工業用水道導送配水管路の復旧資機材の備蓄推進</p> <p><u>カ 土地管理部の所掌する施設・用地のパトロール</u></p> <p><u>キ 特別防災区域内の用地の分譲時における必要に応じた関係機関との協議</u></p>
18	<p>6 銚子地方気象台</p> <p><u>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</u></p> <p><u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること</u></p> <p><u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u></p> <p><u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u></p> <p><u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u></p>
19	<p>11 その他事業所</p> <p>その他事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて、防災組織及び防災資機材の整備充実等 防災体制の強化を図るとともに、災害時には防災関係機関及び特定事業所等の行う防災活動に 積極的に協力するものとする。</p> <p>また、<u>南海トラフ地震臨時情報等の発表時</u>における混乱を防止し、併せて地震発生時における被害を最小限にとどめるためにも、情報の収集及び伝達体制等を特定事業所に準じた措置を講ずるよう努力するものとする。</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>2 県</p> <p>(8) <u>水道局</u></p> <p>ア 導送配水管等施設の漏水調査及び点検パトロールの実施</p> <p>イ 水道施設の復旧</p> <p>ウ 工業用水道各施設の点検、パトロールの実施</p> <p>エ 工業用水道施設の復旧</p> <p>オ 工業用水道導送配水管路の復旧資機材の備蓄推進</p> <p><u>(9) 企業土地管理局</u></p> <p><u>ア</u> 所掌する施設・用地のパトロール</p> <p><u>イ</u> 特別防災区域内の用地の分譲時における必要に応じた関係機関との協議</p>	<p>○県の組織改編による修正</p>
<p>6 銚子地方气象台</p> <p><u>気象に関する予報、警報の発表及び伝達</u></p> <p>1 1 その他事業所</p> <p>その他事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて、防災組織及び防災資機材の整備充実等 防災体制の強化を図るとともに、災害時には防災関係機関及び特定事業所等の行う防災活動に 積極的に協力するものとする。</p> <p>また、<u>警戒宣言発令時</u>における混乱を防止し、併せて地震発生時における被害を最小限にとどめるためにも、情報の収集及び伝達体制等を特定事業所に準じた措置を講ずるよう努力するものとする。</p>	<p>○業務の詳細化</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報への対応について記載</p>

ページ数	修正案
32	<p>2 起こり得る災害事象</p> <p>短周期地震動（強震動）による施設被害を対象とした場合、初期事象の発生原因は平常時とは異なるが、事象の種類や初期事象発生後の拡大プロセス（事象分岐）は平常時と同様と考えられることから、平常時の災害拡大シナリオ（イベントツリー）をそのまま適用する。<u>したが</u>って、起こり得る災害事象は表－2～7に示した通りである。ただし、地震時の危険物タンク火災は、主としてスロッシングによる被害と考えられるため、ここでは除外し、長周期地震動による被害として評価した。</p>
33	<p>表－12 地震時における災害発生確率（千葉県北西部直下地震）（続き） （表略）</p> <p>注1）～注2） （略）</p> <p>注3）危険物タンクの災害発生確率には容量500k1未満の特定外タンクは含まれないが、これを加えた場合、地震時の災害発生確率はわずかに増加する（例えば、中部地区において何らかの災害が発生する確率は0.5→0.9程度になると推定される）。</p>
38	<p>第4節 地震時の想定災害（長周期地震動による被害）</p> <p>1 前提となる長周期地震動</p> <p>危険物タンクでは、長周期地震動によりスロッシング被害が生じる可能性があるが、スロッシング被害を引き起こすような長周期地震動は、南海トラフや相模トラフで発生するM8以上の海溝型巨大地震により生じやすい。</p> <p>南海トラフで発生する地震については、平成27年12月に内閣府<u>から</u>長周期地震動の予測結果が公表されたところである。内閣府では、過去に発生した5つの巨大地震及びそれらを包含する最大クラスの地震を想定しているが、本調査ではこれらのうち、最大クラスの地震を想定して危険物タンクのスロッシング最大波高の推定を行った。図－4に、最大クラスの地震の速度応答スペクトル（長周期地震動の周期特性を表す）を示す。</p> <p>なお、相模トラフで発生する地震については、平成28年1月<u>から</u>内閣府において検討が行われているところであるが、現時点では長周期地震動の予測結果は公表されていない。</p> <p>図－4 最大クラスの地震の速度応答スペクトル （図略）</p> <p>注）上図は、危険物タンクを有する事業所<u>ごと</u>に代表するメッシュ（所在施設が多いメッシュ）を抽出して、速度応答スペクトルを示したものである。</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>2 起こり得る災害事象</p> <p>短周期地震動（強震動）による施設被害を対象とした場合、初期事象の発生原因は平常時とは異なるが、事象の種類や初期事象発生後の拡大プロセス（事象分岐）は平常時と同様と考えられることから、平常時の災害拡大シナリオ（イベントツリー）をそのまま適用する。従って、起こり得る災害事象は表－2～7に示した通りである。ただし、地震時の危険物タンク火災は、主としてスロッシングによる被害と考えられるため、ここでは除外し、長周期地震動による被害として評価した。</p> <p>表－12 地震時における災害発生確率（千葉県北西部直下地震）（続き） （表略）</p> <p>注1）～注2） （略）</p> <p>注3）危険物タンクの災害発生確率には容量500k1未満の特定外タンクは含まれないが、これを加えた場合、地震時の災害発生確率はわずかに増加する（例えば、中部地区において何らかの災害が発生する確率は0.5→0.9程度になると推定される）。</p> <p>第4節 地震時の想定災害（長周期地震動による被害）</p> <p>1 前提となる長周期地震動</p> <p>危険物タンクでは、長周期地震動によりスロッシング被害が生じる可能性があるが、スロッシング被害を引き起こすような長周期地震動は、南海トラフや相模トラフで発生するM8以上の海溝型巨大地震により生じやすい。</p> <p>南海トラフで発生する地震については、平成27年12月に内閣府より長周期地震動の予測結果が公表されたところである。内閣府では、過去に発生した5つの巨大地震及びそれらを包含する最大クラスの地震を想定しているが、本調査ではこれらのうち、最大クラスの地震を想定して危険物タンクのスロッシング最大波高の推定を行った。図－4に、最大クラスの地震の速度応答スペクトル（長周期地震動の周期特性を表す）を示す。</p> <p>なお、相模トラフで発生する地震については、平成28年1月より内閣府において検討が行われているところであるが、現時点では長周期地震動の予測結果は公表されていない。</p> <p>図－4 最大クラスの地震の速度応答スペクトル （図略）</p> <p>注）上図は、危険物タンクを有する事業所毎に代表するメッシュ（所在施設が多いメッシュ）を抽出して、速度応答スペクトルを示したものである。</p>	<p>○適切な表記へ修正</p> <p>○空白の削除</p> <p>○適切な表記へ修正</p>

第2編 災害想定

ページ数	修正案																																						
40	<p>4 想定災害の抽出</p> <p>地震調査研究推進本部の長期評価によると、南海トラフにおけるM8～9クラスの地震について、今後30年以内の発生確率が<u>7.0～8.0%</u>¹、相模トラフにおけるM8クラスの地震について、今後30年以内の発生確率がほぼ<u>0～6%</u>¹とされており、地震の発生危険性は南海トラフが高いと言える。</p> <p>(略)</p> <p>1 地震調査研究推進本部 地震調査委員会：<u>長期評価による地震発生確率値の更新について, 2019</u></p> <p>2 地震調査研究推進本部 地震調査委員会:南海トラフの地震活動の長期評価(第二版), 2013</p>																																						
44	<p>表一19 評価対象とした災害事象と影響</p> <table border="1" data-bbox="384 824 1350 1581"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>災害事象</th> <th>影響評価</th> <th>最大影響距離(基準値¹⁾)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危険物タンク</td> <td>大規模流出火災</td> <td>○</td> <td>約400m(放射熱:2.3kW/m²)</td> </tr> <tr> <td>危険物の海上流出</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ボイルオーバー</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガスタンク</td> <td>BLEVE(タンク破裂による爆発)</td> <td>○</td> <td>約1km(爆風圧:2.1kPa)</td> </tr> <tr> <td>BLEVE(ファイヤーボール)</td> <td>○</td> <td>約4.5km(放射熱:タンクごと²⁾に設定)</td> </tr> <tr> <td>ガスホルダーの爆発火災</td> <td>○</td> <td>約650m(爆風圧:2.1kPa)</td> </tr> <tr> <td>LNGタンク火災</td> <td>○</td> <td>約260m(放射熱:2.3kW/m²)</td> </tr> <tr> <td>プラント</td> <td>プラントにおける爆発火災</td> <td>○³⁾</td> <td>約1600m(爆風圧:2.1kPa)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全施設</td> <td>毒性ガス拡散</td> <td>○</td> <td>危険物タンク:約1300m(拡散ガス濃度:IDLH⁴⁾) 毒性液体タンク:約900m(同上) ガスタンク:約2000m(同上) プラント:約3500m(同上)</td> </tr> <tr> <td>複合災害</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1) (略)</p> <p>*2) ファイヤーボールの継続時間はタンクごと²⁾に異なることから、影響評価の基準値は、各タンクの燃焼継続時間(最大値)に応じて設定した。</p> <p>*3) ~*4) (略)</p>	施設種別	災害事象	影響評価	最大影響距離(基準値 ¹⁾)	危険物タンク	大規模流出火災	○	約400m(放射熱:2.3kW/m ²)	危険物の海上流出	-	-	ボイルオーバー	-	-	ガスタンク	BLEVE(タンク破裂による爆発)	○	約1km(爆風圧:2.1kPa)	BLEVE(ファイヤーボール)	○	約4.5km(放射熱:タンクごと ²⁾ に設定)	ガスホルダーの爆発火災	○	約650m(爆風圧:2.1kPa)	LNGタンク火災	○	約260m(放射熱:2.3kW/m ²)	プラント	プラントにおける爆発火災	○ ³⁾	約1600m(爆風圧:2.1kPa)	全施設	毒性ガス拡散	○	危険物タンク:約1300m(拡散ガス濃度:IDLH ⁴⁾) 毒性液体タンク:約900m(同上) ガスタンク:約2000m(同上) プラント:約3500m(同上)	複合災害	-	-
施設種別	災害事象	影響評価	最大影響距離(基準値 ¹⁾)																																				
危険物タンク	大規模流出火災	○	約400m(放射熱:2.3kW/m ²)																																				
	危険物の海上流出	-	-																																				
	ボイルオーバー	-	-																																				
ガスタンク	BLEVE(タンク破裂による爆発)	○	約1km(爆風圧:2.1kPa)																																				
	BLEVE(ファイヤーボール)	○	約4.5km(放射熱:タンクごと ²⁾ に設定)																																				
	ガスホルダーの爆発火災	○	約650m(爆風圧:2.1kPa)																																				
	LNGタンク火災	○	約260m(放射熱:2.3kW/m ²)																																				
プラント	プラントにおける爆発火災	○ ³⁾	約1600m(爆風圧:2.1kPa)																																				
全施設	毒性ガス拡散	○	危険物タンク:約1300m(拡散ガス濃度:IDLH ⁴⁾) 毒性液体タンク:約900m(同上) ガスタンク:約2000m(同上) プラント:約3500m(同上)																																				
	複合災害	-	-																																				
45	<p>欄外</p> <p>³ 海上災害防止センターHP <u>から</u></p>																																						

現行（平成29年8月修正）	修正理由																																						
<p>4 想定災害の抽出</p> <p>地震調査研究推進本部の長期評価によると、南海トラフにおけるM8～9クラスの地震について、今後30年以内の発生確率が<u>70%程度¹</u>、相模トラフにおけるM8クラスの地震について、今後30年以内の発生確率がほぼ<u>0～5%²</u>とされており、地震の発生危険性は南海トラフが高いと言える。</p> <p>したがって、長周期地震動によるスロッシング被害については、以下に示す優先度で対策を検討することが適当と考えられる。</p> <p>（略）</p> <p><u>1</u> 地震調査研究推進本部 地震調査委員会：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版），2013</p> <p><u>2</u> 地震調査研究推進本部 地震調査委員会：<u>相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（第二版）</u>，2014</p>	<p>○評価の更新</p> <p>○引用先の正確化</p>																																						
<p>表—19 評価対象とした災害事象と影響</p> <table border="1" data-bbox="188 869 1139 1626"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>災害事象</th> <th>影響評価</th> <th>最大影響距離（基準値¹⁾）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危険物タンク</td> <td>大規模流出火災</td> <td>○</td> <td>約400m（放射熱：2.3kW/m²）</td> </tr> <tr> <td>危険物の海上流出</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ボイラーオーバー</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガスタンク</td> <td>BLEVE（タンク破裂による爆発）</td> <td>○</td> <td>約1km（爆風圧：2.1kPa）</td> </tr> <tr> <td>BLEVE（ファイヤーボール）</td> <td>○</td> <td>約4.5km（放射熱：タンク毎に設定²⁾）</td> </tr> <tr> <td>ガスホルダーの爆発火災</td> <td>○</td> <td>約650m（爆風圧：2.1kPa）</td> </tr> <tr> <td>LNGタンク火災</td> <td>○</td> <td>約260m（放射熱：2.3kW/m²）</td> </tr> <tr> <td>プラント</td> <td>プラントにおける爆発火災</td> <td>○³⁾</td> <td>約1600m（爆風圧：2.1kPa）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全施設</td> <td>毒性ガス拡散</td> <td>○</td> <td>危険物タンク：約1300m（拡散ガス濃度：IDLH⁴⁾） 毒性液体タンク：約900m（同上） ガスタンク：約2000m（同上） プラント：約3500m（同上）</td> </tr> <tr> <td>複合災害</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1) （略）</p> <p>* 2) ファイヤーボールの継続時間はタンク毎に異なることから、影響評価の基準値は、各タンクの燃焼継続時間（最大値）に応じて設定した。</p> <p>* 3) ～* 4) （略）</p> <p>欄外</p> <p>³ 海上災害防止センターHP <u>より</u></p>	施設種別	災害事象	影響評価	最大影響距離（基準値 ¹⁾ ）	危険物タンク	大規模流出火災	○	約400m（放射熱：2.3kW/m ² ）	危険物の海上流出	—	—	ボイラーオーバー	—	—	ガスタンク	BLEVE（タンク破裂による爆発）	○	約1km（爆風圧：2.1kPa）	BLEVE（ファイヤーボール）	○	約4.5km（放射熱：タンク毎に設定 ²⁾ ）	ガスホルダーの爆発火災	○	約650m（爆風圧：2.1kPa）	LNGタンク火災	○	約260m（放射熱：2.3kW/m ² ）	プラント	プラントにおける爆発火災	○ ³⁾	約1600m（爆風圧：2.1kPa）	全施設	毒性ガス拡散	○	危険物タンク：約1300m（拡散ガス濃度：IDLH ⁴⁾ ） 毒性液体タンク：約900m（同上） ガスタンク：約2000m（同上） プラント：約3500m（同上）	複合災害	—	—	<p>○適切な表記へ修正</p> <p>○適切な表記へ修正</p> <p>○適切な表記へ修正</p>
施設種別	災害事象	影響評価	最大影響距離（基準値 ¹⁾ ）																																				
危険物タンク	大規模流出火災	○	約400m（放射熱：2.3kW/m ² ）																																				
	危険物の海上流出	—	—																																				
	ボイラーオーバー	—	—																																				
ガスタンク	BLEVE（タンク破裂による爆発）	○	約1km（爆風圧：2.1kPa）																																				
	BLEVE（ファイヤーボール）	○	約4.5km（放射熱：タンク毎に設定 ²⁾ ）																																				
	ガスホルダーの爆発火災	○	約650m（爆風圧：2.1kPa）																																				
	LNGタンク火災	○	約260m（放射熱：2.3kW/m ² ）																																				
プラント	プラントにおける爆発火災	○ ³⁾	約1600m（爆風圧：2.1kPa）																																				
全施設	毒性ガス拡散	○	危険物タンク：約1300m（拡散ガス濃度：IDLH ⁴⁾ ） 毒性液体タンク：約900m（同上） ガスタンク：約2000m（同上） プラント：約3500m（同上）																																				
	複合災害	—	—																																				

ページ数	修正案						
49	<p>第1章 予防対策</p> <p>第1部 事故対策</p> <p>第1節 危険物施設等の災害予防対策</p> <p>1 危険物施設</p> <p>表 危険物施設の屋貯蔵外タンク及び装置に係る基礎、構造等の予防対策等 屋外貯蔵タンク（表略）</p> <table border="1" data-bbox="384 539 1326 1193"> <tr> <td data-bbox="384 539 544 864">1 地盤（基盤）</td> <td data-bbox="544 539 935 864"> <p>① ボーリング調査及び土質試験に基づき設計の基本となる地盤の支持力に関して十分検討する。</p> <p>② 機器の基礎設計を考慮すると、一般に外力として機器の重量、風荷重、地震荷重及び温度応力、振動などがあるがこれらの外力について機器の据付からプラントの運転までの各段階における外力の組み合わせを考え、いかなる場合でも安全であるよう基礎を作らねばならない。</p> </td> <td data-bbox="935 539 1326 864"> <p>① プラントの基礎は、塔槽類・回転機類・架台及び構造物（仮設を含む）等に分け、それぞれ建築基準法、日本建築学会基準、日本工業規格等に基づき施工し、固定荷重・積載荷重・機器荷重・配管荷重等を考慮している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 864 544 1193">2 機器設置設備の構造</td> <td data-bbox="544 864 935 1193"> <p>① プロセスの安全設計として関係法令を満足することを前提とするが、定常運転時において、各ストリームが爆発限界外の組成であり、暴走反応が起こる要因を十分に制御し、また暴走反応が起こってもそれを停止させる操作が出来ることなど、特に暴走反応に耐えうる安全弁等を装備することである。</p> <p>② 材料、肉厚等は使用条件に応じ十分な強度を保有し工程タンク及び架台等の設計水平震度を0.3以上とする。</p> </td> <td data-bbox="935 864 1326 1193"> <p>① 関係法令の基準は満足しているが、それ以上の予防対策として指針のような装備をするとともに、火災等の加熱に対しては、安全弁等の脱圧設備の他架台等には耐火被覆を行っている。</p> </td> </tr> </table>	1 地盤（基盤）	<p>① ボーリング調査及び土質試験に基づき設計の基本となる地盤の支持力に関して十分検討する。</p> <p>② 機器の基礎設計を考慮すると、一般に外力として機器の重量、風荷重、地震荷重及び温度応力、振動などがあるがこれらの外力について機器の据付からプラントの運転までの各段階における外力の組み合わせを考え、いかなる場合でも安全であるよう基礎を作らねばならない。</p>	<p>① プラントの基礎は、塔槽類・回転機類・架台及び構造物（仮設を含む）等に分け、それぞれ建築基準法、日本建築学会基準、日本工業規格等に基づき施工し、固定荷重・積載荷重・機器荷重・配管荷重等を考慮している。</p>	2 機器設置設備の構造	<p>① プロセスの安全設計として関係法令を満足することを前提とするが、定常運転時において、各ストリームが爆発限界外の組成であり、暴走反応が起こる要因を十分に制御し、また暴走反応が起こってもそれを停止させる操作が出来ることなど、特に暴走反応に耐えうる安全弁等を装備することである。</p> <p>② 材料、肉厚等は使用条件に応じ十分な強度を保有し工程タンク及び架台等の設計水平震度を0.3以上とする。</p>	<p>① 関係法令の基準は満足しているが、それ以上の予防対策として指針のような装備をするとともに、火災等の加熱に対しては、安全弁等の脱圧設備の他架台等には耐火被覆を行っている。</p>
1 地盤（基盤）	<p>① ボーリング調査及び土質試験に基づき設計の基本となる地盤の支持力に関して十分検討する。</p> <p>② 機器の基礎設計を考慮すると、一般に外力として機器の重量、風荷重、地震荷重及び温度応力、振動などがあるがこれらの外力について機器の据付からプラントの運転までの各段階における外力の組み合わせを考え、いかなる場合でも安全であるよう基礎を作らねばならない。</p>	<p>① プラントの基礎は、塔槽類・回転機類・架台及び構造物（仮設を含む）等に分け、それぞれ建築基準法、日本建築学会基準、日本工業規格等に基づき施工し、固定荷重・積載荷重・機器荷重・配管荷重等を考慮している。</p>					
2 機器設置設備の構造	<p>① プロセスの安全設計として関係法令を満足することを前提とするが、定常運転時において、各ストリームが爆発限界外の組成であり、暴走反応が起こる要因を十分に制御し、また暴走反応が起こってもそれを停止させる操作が出来ることなど、特に暴走反応に耐えうる安全弁等を装備することである。</p> <p>② 材料、肉厚等は使用条件に応じ十分な強度を保有し工程タンク及び架台等の設計水平震度を0.3以上とする。</p>	<p>① 関係法令の基準は満足しているが、それ以上の予防対策として指針のような装備をするとともに、火災等の加熱に対しては、安全弁等の脱圧設備の他架台等には耐火被覆を行っている。</p>					
50	<p>2 高圧ガス施設</p> <p>災害防止対策については日常から検討し、たとえ事故が発生しても被害を最小に くい止めることが重要である。このために高圧ガス保安法、消防法等に定められた 種々の対策を実施するとともに災害防止設備や拡大防止、除害設備等の維持管理を 十分に 行い、事故発生時においてもあわてず処置出来るように心がけておく必要がある。特に、液化石油ガス火災の特徴は、拡大が早く被害が大きく広範囲になること であり、適切な防災設備と迅速な消火活動が要求される災害であることを認識す べきである。</p>						
57	<p>(イ) 応急措置</p> <p>(5) 取出弁、グラウンド部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド用ナットを僅かずつ締める 						

現行（平成29年8月修正）		修正理由					
第1章 予防対策 第1部 事故対策 第1節 危険物施設等の災害予防対策 1 危険物施設 表 危険物施設の屋貯蔵外タンク及び装置に係る基礎、構造等の予防対策等 屋外貯蔵タンク（表略）		○空白の削除					
装 置	<table border="1"> <tr> <td>1 地盤（基盤）</td> <td> ① ボーリング調査及び土質試験に基づき設計の基本となる地盤の支持力に関して十分検討する。 ② 機器の基礎設計を考慮すると、一般に外力として機器の重量、風荷重、地震荷重及び温度応力、振動などがあるがこれらの外力について機器の据付からプラントの運転までの各段階における外力の組み合わせを考え、いかなる場合でも安全であるよう基礎を作らねばならない。 </td> <td> ① プラントの基礎は、塔槽類・回転機類・架台及び構造物（仮設を含む）等に分け、それぞれ建築基準法、日本建築学会基準、日本工業規格等に基づき施工し、固定荷重・積載荷重・機器荷重・配管荷重等を考慮している。 </td> </tr> <tr> <td>2 機器設2備の構造</td> <td> ① プロセスの安全設計として関係法令を満足することを前提とするが、定常運転時において、各ストリームが爆発限界外の組成であり、暴走反応が起こる要因を十分に制御し、また暴走反応が起こってもそれを停止させる操作が出来ることなど、特に暴走反応に耐える安全弁等を装備することである。 ② 材料、肉厚等は使用条件に応じ十分な強度を保有し工程タンク及び架台等の設計水平震度を0.3以上とする。 </td> <td> ① 関係法令の基準は満足しているが、それ以上の予防対策として指針のような装備をするとともに、火災等の加熱に対しては、安全弁等の脱圧設備の他架台等には耐火被覆を行っている。 </td> </tr> </table>		1 地盤（基盤）	① ボーリング調査及び土質試験に基づき設計の基本となる地盤の支持力に関して十分検討する。 ② 機器の基礎設計を考慮すると、一般に外力として機器の重量、風荷重、地震荷重及び温度応力、振動などがあるがこれらの外力について機器の据付からプラントの運転までの各段階における外力の組み合わせを考え、いかなる場合でも安全であるよう基礎を作らねばならない。	① プラントの基礎は、塔槽類・回転機類・架台及び構造物（仮設を含む）等に分け、それぞれ建築基準法、日本建築学会基準、日本工業規格等に基づき施工し、固定荷重・積載荷重・機器荷重・配管荷重等を考慮している。	2 機器設2備の構造	① プロセスの安全設計として関係法令を満足することを前提とするが、定常運転時において、各ストリームが爆発限界外の組成であり、暴走反応が起こる要因を十分に制御し、また暴走反応が起こってもそれを停止させる操作が出来ることなど、特に暴走反応に耐える安全弁等を装備することである。 ② 材料、肉厚等は使用条件に応じ十分な強度を保有し工程タンク及び架台等の設計水平震度を0.3以上とする。
1 地盤（基盤）	① ボーリング調査及び土質試験に基づき設計の基本となる地盤の支持力に関して十分検討する。 ② 機器の基礎設計を考慮すると、一般に外力として機器の重量、風荷重、地震荷重及び温度応力、振動などがあるがこれらの外力について機器の据付からプラントの運転までの各段階における外力の組み合わせを考え、いかなる場合でも安全であるよう基礎を作らねばならない。	① プラントの基礎は、塔槽類・回転機類・架台及び構造物（仮設を含む）等に分け、それぞれ建築基準法、日本建築学会基準、日本工業規格等に基づき施工し、固定荷重・積載荷重・機器荷重・配管荷重等を考慮している。					
2 機器設2備の構造	① プロセスの安全設計として関係法令を満足することを前提とするが、定常運転時において、各ストリームが爆発限界外の組成であり、暴走反応が起こる要因を十分に制御し、また暴走反応が起こってもそれを停止させる操作が出来ることなど、特に暴走反応に耐える安全弁等を装備することである。 ② 材料、肉厚等は使用条件に応じ十分な強度を保有し工程タンク及び架台等の設計水平震度を0.3以上とする。	① 関係法令の基準は満足しているが、それ以上の予防対策として指針のような装備をするとともに、火災等の加熱に対しては、安全弁等の脱圧設備の他架台等には耐火被覆を行っている。					
2 高圧ガス施設 災害防止対策については日常より検討し、たとえ事故が発生しても被害を最小に くい止めることが重要である。このために高圧ガス保安法、消防法等に定められた 種々の対策を実施するとともに災害防止設備や拡大防止、除害設備等の維持管理を 充分に行い、事故発生時においてもあわてず処置出来るように心がけておく必要が ある。特に、液化石油ガス火災の特徴は、拡大が早く被害が大きく広範囲になるこ とであり、適切な防災設備と迅速な消火活動が要求される災害であることを認識す べきである。		○適切な表記へ修正					
(イ) 応急措置 (5) 取出弁、グランド部 ・グランド用ナットを僅かづつ締める		○適切な表記へ修正					

ページ数	修正案
60	<p>イ アンモニア</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 漏洩時の処置</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 容器や配管漏れについては日常から応急措置のマニュアル等を整備しておくことが大切である。</p> <p>(a) 小型容器からの漏れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器のバルブが振動、衝撃によって開き漏れることがある。この場合は風上から漏れ箇所に近づきぼろ布などで漏れ箇所を覆い、連続的に注水しながら、バルブを閉じる。
61	<p>(3) 保護具の維持と管理</p> <p>火災や爆発の場合は特に保護具を必要とする事は少ないが、毒性ガス等が漏洩した場合は、保護具なしで災害の拡大防止作業を行うことは不可能である。</p> <p>特に毒性ガス等の漏洩の場合は何よりも迅速な処置が重要であり、このためには日常から保護具の維持管理を十分行うと同時に作業員には緊急の場合に備えて使用訓練を行わせ、使用方法を習熟させておくことが大切である。</p> <p>高压ガス保安法等により防除作業に必要な保護具の義務付けがなされている。</p> <p>ア 保護具の種類と数</p> <p>(ア) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> a 空気呼吸器、送気式マスク又は酸素呼吸器 (いずれも全面型とする) b 隔離式防毒マスク (全面高濃度型) c 保護手袋及び保護長靴 (ゴム製又は合成樹脂製) d 保護衣 (ゴム製又は合成樹脂製) <p>(イ) 略</p> <p>イ (ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) 装着訓練</p> <p>緊急の場合早期処置を行い被害を小さく抑えることが非常に重要である。</p> <p>(略)</p> <p>(この場合、呼吸用保護具に関する教育及び訓練は日本産業規格T8150 (2006) 呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法を参照のこと。)</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>イ アンモニア</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 漏洩時の処置</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 容器や配管漏れについては日常より応急措置のマニュアル等を整備しておくことが大切である。</p> <p>(a) 小型容器からの漏れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器のバルブが振動、衝撃によって開き漏れることがある。この場合は風上より漏れ箇所近づきぼろ布などで漏れ箇所を覆い、連続的に注水しながら、バルブを閉じる。 <p>(3) 保護具の維持と管理</p> <p>火災や爆発の場合は特に保護具を必要とする事は少ないが、毒性ガス等が漏洩した場合は、保護具なしで災害の拡大防止作業を行うことは不可能である。</p> <p>特に毒性ガス等の漏洩の場合は何よりも迅速な処置が重要であり、このためには日常より保護具の維持管理を十分行うと同時に作業員には緊急の場合に備えて使用訓練を行わせ、使用方法を習熟させておくことが大切である。</p> <p>高圧ガス保安法等により防除作業に必要な保護具の義務付けがなされている。</p> <p>ア 保護具の種類と数</p> <p>(ア) 種類</p> <ul style="list-style-type: none"> a 空気呼吸器、送気式マスク又は酸素呼吸器（いずれも全面型とする） b 融離式防毒マスク（全面高濃度型） c 保護手袋及び保護長靴（ゴム製又は合成樹脂製） d 保護衣（ゴム製又は合成樹脂製） <p>(イ) 略</p> <p>イ (ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) 装着訓練</p> <p>緊急の場合早期処置を行い被害を小さく抑えることが非常に重要である。</p> <p>(略)</p> <p>(この場合、呼吸用保護具に関する教育及び訓練は日本工業規格 T8150(1992)呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法を参照のこと。)</p>	<p>○適切な表記へ修正</p> <p>○適切な表記へ修正</p> <p>○誤字の修正</p> <p>○時点修正</p>

ページ数	修正案
63	ク 検査等
～	(ア)～(ウ) (略)
64	(エ) 精密検査
	下記のタンクについては、内部開放検査等の精密検査を行うこと。
	a～b (略)
	c 内容量が毒物にあつては1,000k1以上、劇物にあつては10,000k1以上の液体を貯蔵する屋外タンクで、前回精密検査の日から10年を経過したタンク。
	(オ) (略)
	(カ) ライニングを施したタンク等のうち、ライニングが損傷するとタンク本体を著しく腐食する毒物又は劇物を貯蔵するものにあつては、少なくとも2年に1回ライニングの検査を行うこと。
	検査箇所はタンク本体、ライニング全部、通気管、主配管及びその他付属配管(タンク出口からバルブまで)とする。
	(キ)～(ク) (略)
	(ケ) 修理の際は、 <u>あらかじめ</u> 、作業計画及び当該作業の責任者を定め、当該作業計画に従い、かつ当該作業責任者の監督の下に行うこと。

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>ク 検査等</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 精密検査</p> <p>下記のタンクについては、内部開放検査等の精密検査を行うこと。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 内容量が毒物にあつては1,000k1以上、劇物にあつては10,000k1以上の液体を貯蔵する屋外<u> </u>タンクで、前回精密検査の日から10年を経過したタンク。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) ライニングを施したタンク等のうち、ライニングが損傷するとタンク本体を著しく腐食する毒物又は劇物を貯蔵するものにあつては、少なくとも2年に1回ライニングの検査を行うこと。</p> <p>検査箇所はタンク本体、ライニング全部、通気管、主配管及びその他付属配管（タンク出口<u>より</u>バルブまで）とする。</p> <p>(キ)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 修理の際は、<u>予</u>め、作業計画及び当該作業の責任者を定め、当該作業計画に従い、かつ当該作業責任者の監督の下に行うこと。</p>	<p>○空白の削除</p> <p>○適切な表記へ修正</p>

ページ数	修正案
64	4 危険物積載船舶
～	港内における船舶の安全対策を推進確保するため、港則法等海事関係法令に基づ
65	づく船舶交通の安全を図るための諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。
	(1) 着積中の船舶安全対策
	ア 危険物船舶の停泊については、港長の指揮監督下におくとともに、停泊する港内の岸壁等のバースについて、 <u>あらかじめ</u> 危険物の種類及び許容量をもとにバース単位に区分を設定し、着積、荷役時等の災害予防を図る。
	イ 危険物を専用に荷役するバースについては、バース管理者に対し、次の点について安全対策の整備強化を指導促進する。
	(ア) (略)
	(イ) <u>防火設備</u> 、海洋汚染防止設備及びその他の安全防災設備
	(ウ)～(カ) (略)
	特に、大型タンカー (<u>載貨重量トン数5万トン以上の油タンカー及び総トン数2万5千トン以上</u> の液化石油ガス及び液化天然ガスタンカー) が原油または液化
	ガスを荷役する場合の防災対策として更に次の点について強化を図る。
	a～d (略)
	ウ (略)
	(2) タンカー等の入出港時における安全対策
	ア (略)
	イ 大型タンカーの出入港にあたっては、水先人を乗船させるとともに警戒船を配備し、航行中の安全を確保させる。
	特に、2万5千トン以上の液化ガスタンカーにあっては、港内航行中及び停泊中は <u>ドライケミカル2トン以上を30キログラム/秒の放射量で放射できる</u> 装置を有する消防船を配備させる。
	ウ～カ (略)

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>4 危険物積載船舶</p> <p>港内における船舶の安全対策を推進確保するため、港則法等海事関係法令に基づく船舶交通の安全を図るための諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。</p> <p>(1) 着積中の船舶安全対策</p> <p>ア 危険物船舶の停泊については、港長の指揮監督下におくとともに、停泊する港内の岸壁等のバースについて、<u>予め</u>危険物の種類及び許容量をもとにバース単位に区分を設定し、着積、荷役時等の災害予防を図る。</p> <p>イ 危険物を専用に荷役するバースについては、バース管理者に対し、次の点について安全対策の整備強化を指導促進する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>防消火設備</u>、海洋汚染防止設備及びその他の安全防災設備</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>特に、大型タンカー（<u>5万重量トン以上の油タンカー及び総トン数2万5千以上</u>の液化石油ガス及び液化天然ガスタンカー）が原油または液化ガスを荷役する場合の防災対策として更に次の点について強化を図る。</p> <p>a～d (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) タンカー等の入出港時における安全対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大型タンカーの出入港にあたっては、水先人を乗船させるとともに警戒船を配備し、航行中の安全を確保させる。</p> <p>特に、2万5千トン以上の液化ガスタンカーにあっては、港内航行中及び停船中は<u>最低2トンのドライケミカルを短時間に放水できる</u>装置を有する消防船を配備させる。</p> <p>ウ～カ (略)</p>	<p>○ 適切な表記へ修正</p> <p>○ 誤字の修正</p> <p>○ 単位等の正確化</p>

ページ数	修正案				
67	表—1 泡消火薬剤共同備蓄				
区 分		地域指定指数 ()内は%	協定備蓄量(kl)		
北 部 地 区	市川地区	県	/	43.94	
		市		4.28 (100)	51.44
		特別防災区域協議会	/	51.44	
		小 計		4.28 (100)	146.82
	船橋地区	県	/	7.70	
		市		/	/
		特別防災区域協議会	/		/
		小 計		/	7.70
	計		4.28 (100)		154.52
	中 部 地 区	千葉地区	県	/	3.86
			市		7.23 (3)
			特別防災区域協議会	/	3.85
小 計			7.23 (3)		11.56
市原地区		県	/	97.67	
		市		207.55 (76)	97.65
		特別防災区域協議会	/	97.65	
		小 計		207.55 (76)	292.97
袖ヶ浦地区		県	/	26.99	
		市		57.66 (21)	26.98
		特別防災区域協議会	/	26.98	
		小 計		57.66 (21)	80.95
計		272.44 (100)	385.48		
南 部 地 区		木更津地区	県	/	0
			市		0 (0)
			特別防災区域協議会	/	0
	小 計		0 (0)		0
	君津地区	県	/	1.44	
		市		2.36 (100)	1.42
		特別防災区域協議会	/	1.42	
		小 計		2.36 (100)	4.28
	計		2.36 (100)	4.28	
	総 計	県	/	181.60	
市		181.34			
特別防災区域協議会		181.34			
小 計		544.28			
注1) 県、市、特別防災区域協議会、3機関の負担割合は1/3ずつとし各特別防災区域の市間の負担割合は地域指定指数割とする。					

現行（平成29年8月修正）

修正理由

表一 1 泡消火薬剤共同備蓄

区 分		地域指定指数 ()内は%	備蓄薬剤量(kl)	
北 部 地 区	市川地区	県	43. 94	
		市	4. 28 (85) <u>43. 94</u>	
		特別防災区域協議会	<u>43. 94</u>	
		小 計	4. 28 (85) <u>131. 82</u>	
	船橋地区	県	<u>7. 7</u>	
		市	<u>0. 83 (15)</u> <u>7. 5</u>	
		特別防災区域協議会	<u>7. 5</u>	
		小 計	<u>0. 83 (15)</u> <u>22. 7</u>	
	計		<u>5. 56 (100)</u>	154. 52
	中 部 地 区	千葉地区	県	3. 86
市			7. 23 (3) 3. 85	
特別防災区域協議会			3. 85	
小 計			7. 23 (3) 11. 56	
市原地区		県	97. 67	
		市	207. 55 (76) 97. 65	
		特別防災区域協議会	97. 65	
		小 計	207. 55 (76) 292. 97	
袖ヶ浦地区		県	26. 99	
		市	57. 66 (21) 26. 98	
		特別防災区域協議会	26. 98	
		小 計	57. 66 (21) 80. 95	
計		272. 44 (100)	385. 48	
南 部 地 区		木更津地区	県	0
			市	0 (0) 0
			特別防災区域協議会	0
	小 計		0 (0) 0	
	君津地区	県	1. 44	
		市	2. 36 (100) 1. 42	
		特別防災区域協議会	1. 42	
		小 計	2. 36 (100) 4. 28	
	計		2. 36 (100)	4. 28
	総 計	県	<u>181. 6</u>	
市		181. 34		
特別防災区域協議会		181. 34		
計		544. 28		

○ 船橋市の指定解除に伴う修正(前回の修正漏れ)

○ 小数点以下の桁数の統一

○ 適切な表記へ修正

注1) 県、市、特別防災区域協議会、3機関の負担割合は1/3づつとし各特別防災区域の市間の負担割合は地域指定指数割とする。

ページ数	修正案
68	<p>第3節 適正配置</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 施設の適正配置</p> <p>(1) 製造施設</p> <p>(略)</p> <p>ア 事業所の境界から離して設置し、操作単位ごとにプラントを一カ所にかためる。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 貯蔵施設</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 品名別・目的別に防油堤等で区分し、流出災害を防ぐとともに危険性の分散を図る。</p>
69 ～ 70	<p>第4節 保安管理体制</p> <p>特定事業所等における保安管理の役割は、事故や災害等を事前に防ぎ円滑な事業所活動を推進することであり、事業所のトップ層から第一線の全従業員まで保安管理の意義をよく理解して、関係法令に定める保安管理に関する業務や事業所独自の保安の方針と具体的な実施計画を確実に実行することが最も基本的な条件である。</p> <p><u>また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に優先される重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</u></p> <p>このため、経営トップによる保安への強いコミットメントと現場の声を踏まえた適切な経営資源の投入が必要となり、次のような保安管理体制の強化を図ることが必要である。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p><u>⑩ 予想される被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等を継続的に実施</u></p> <p>以上のことが基本となるが、関係機関においてもこのような管理体制の強化について、災害防止のため必要ある場合は改善等を指導し、より一層の強化を図る。</p> <p>また、各施設の維持管理状況・保安管理・安全教育訓練等、総合的に査察を行い、関係法令を遵守させるとともに不備・欠陥があった場合は、すみやかに是正させ指導を強化する。</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第3節 適正配置</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 施設の適正配置</p> <p>（1）製造施設</p> <p>（略）</p> <p>ア 事業所の境界<u>より</u>離して設置し、操作単位ごとにプラントを一カ所にかためる。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>（2）貯蔵施設</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 品名別・目的別に防油堤等で区分し、<u>流失</u>災害を防ぐとともに危険性の分散を図る。</p> <p>第4節 保安管理体制</p> <p>特定事業所等における保安管理の役割は、事故や災害等を事前に防ぎ円滑な事業所活動を推進することであり、事業所のトップ層から第一線の全従業員まで保安管理の意義をよく理解して、関係法令に定める保安管理に関する業務や事業所独自の保安の方針と具体的な実施計画を確実に実行することが最も基本的な条件である。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>このため、経営トップによる保安への強いコミットメントと現場の声を踏まえた適切な経営資源の投入が必要となり、次のような保安管理体制の強化を図ることが必要である。</p> <p>①～⑨ （略）</p> <p><u>⑩（新設）</u></p> <p>以上のことが基本となるが、関係機関においてもこのような管理体制の強化について、災害防止のため必要ある場合は改善等を指導し、より一層の強化を図る。</p> <p>また、各施設の維持管理状況・保安管理・安全教育訓練等、総合的に査察を行い、関係法令を遵守させるとともに不備・欠陥があった場合は、すみやかに是正させ指導を強化する。</p>	<p>○ 適切な表記へ修正</p> <p>○ 誤字の修正</p> <p>○ 事業継続計画（BCP）について記載</p>

ページ数	修正案														
72	<p>(2) 防災設備の保安点検</p> <p>防災設備の中には特定防災施設等、防災資機材等及び消火設備等があるが、災害発生の場合に全機能を発揮し得られるように日常の保安点検の実施と操作の習熟が必要となる。</p> <p>このためには、前述の保安専任課内で組織を整備し、管理基準や点検要領を設備、資機材<u>ごと</u>に定め、定期的に操作手順の確認をする。</p> <p>これらの設備の保安点検を実施するために、前述の保安専任課内で組織を整備し、消防用設備等管理基準や消防用設備点検要領を、設備、資機材<u>ごと</u>に定め一朝有事の際に各設備、資機材が有効にしかも迅速に対処し得るように、日常の保安点検が肝要となる。</p> <p>なお、特定防災施設等については、施設省令第15条による外観・機能・総合点検のほか自主的に点検を強化し、維持管理の強化を図ることとする。</p>														
73	<p>(表-2 (例示))</p> <table border="1" data-bbox="375 869 1369 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 869 858 913">定 修 原 課</th> <th data-bbox="858 869 1369 913">定 修 施 工 業 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 913 858 947">(主 眼)</td> <td data-bbox="858 913 1369 947">(主 眼)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 947 858 1055"> ア 定修機器の引渡時の安全確保 (内容) 装置、機器の油抜き、ガス抜き後のパージを十分に実施する。 </td> <td data-bbox="858 947 1369 1055"> ア 工事内容の検討及び打合せの励行 (内容) 定修工事については着工前に親会社、工事担当者と<u>+</u>分連絡をとること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1055 858 1189"> イ 火気使用工事に対する許可及び監視の徹底 (内容) 火気使用工事については、工事業者に所定の手続を取らせ無許可工事は厳禁とする。 </td> <td data-bbox="858 1055 1369 1189"> イ 火気使用許可申請書と許可標の表示及び防火対策の完全実施 (内容) 火気使用工事については、必ず事前に火気使用許可申請及び工事用電力使用基準を取り許可を受ける。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1189 858 1223">ウ 工事開始、終了の連絡確認の実施</td> <td data-bbox="858 1189 1369 1223">ウ 着工事前連絡と終了報告の実施励行</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1223 858 1256">エ 工事内容および工程の確認</td> <td data-bbox="858 1223 1369 1256">エ 施工工事の段取り、施工、後始末の励行</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1256 858 1339">オ 作業現場の安全確保</td> <td data-bbox="858 1256 1369 1339">オ 諸作業の輻輳時の注意</td> </tr> </tbody> </table>	定 修 原 課	定 修 施 工 業 者	(主 眼)	(主 眼)	ア 定修機器の引渡時の安全確保 (内容) 装置、機器の油抜き、ガス抜き後のパージを十分に実施する。	ア 工事内容の検討及び打合せの励行 (内容) 定修工事については着工前に親会社、工事担当者と <u>+</u> 分連絡をとること。	イ 火気使用工事に対する許可及び監視の徹底 (内容) 火気使用工事については、工事業者に所定の手続を取らせ無許可工事は厳禁とする。	イ 火気使用許可申請書と許可標の表示及び防火対策の完全実施 (内容) 火気使用工事については、必ず事前に火気使用許可申請及び工事用電力使用基準を取り許可を受ける。	ウ 工事開始、終了の連絡確認の実施	ウ 着工事前連絡と終了報告の実施励行	エ 工事内容および工程の確認	エ 施工工事の段取り、施工、後始末の励行	オ 作業現場の安全確保	オ 諸作業の輻輳時の注意
定 修 原 課	定 修 施 工 業 者														
(主 眼)	(主 眼)														
ア 定修機器の引渡時の安全確保 (内容) 装置、機器の油抜き、ガス抜き後のパージを十分に実施する。	ア 工事内容の検討及び打合せの励行 (内容) 定修工事については着工前に親会社、工事担当者と <u>+</u> 分連絡をとること。														
イ 火気使用工事に対する許可及び監視の徹底 (内容) 火気使用工事については、工事業者に所定の手続を取らせ無許可工事は厳禁とする。	イ 火気使用許可申請書と許可標の表示及び防火対策の完全実施 (内容) 火気使用工事については、必ず事前に火気使用許可申請及び工事用電力使用基準を取り許可を受ける。														
ウ 工事開始、終了の連絡確認の実施	ウ 着工事前連絡と終了報告の実施励行														
エ 工事内容および工程の確認	エ 施工工事の段取り、施工、後始末の励行														
オ 作業現場の安全確保	オ 諸作業の輻輳時の注意														

現行（平成29年8月修正）	修正理由														
<p>(2) 防災設備の保安点検</p> <p>防災設備の中には特定防災施設等、防災資機材等及び消火設備等があるが、災害発生の場合に全機能を発揮し得られるように日常の保安点検の実施と操作の習熟が必要となる。</p> <p>このためには、前述の保安専任課内で組織を整備し、管理基準や点検要領を設備、資機材<u>毎</u>に定め、定期的に操作手順の確認をする。</p> <p>これらの設備の保安点検を実施するために、前述の保安専任課内で組織を整備し、消防用設備等管理基準や消防用設備点検要領を、設備、資機材<u>毎</u>に定め一朝有事の際に各設備、資機材が有効にしかも迅速に対処し得るように、日常の保安点検が肝要となる。</p> <p>なお、特定防災施設等については、施設省令第15条による外観・機能・総合点検のほか自主的に点検を強化し、維持管理の強化を図ることとする。</p>	<p>○適切な表記へ修正</p>														
<p>(表-2 (例示))</p> <table border="1" data-bbox="188 869 1200 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 869 673 913">定 修 原 課</th> <th data-bbox="673 869 1200 913">定 修 施 工 業 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 913 673 958">(主 眼)</td> <td data-bbox="673 913 1200 958">(主 眼)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 958 673 1057"> <p>ア 定修機器の引渡時の安全確保 (内容) 装置、機器の油抜き、ガス抜き後のパージを十分に実施する。</p> </td> <td data-bbox="673 958 1200 1057"> <p>ア 工事内容の検討及び打合せの励行 (内容) 定修工事については着工前に親会社、工事担当者と<u>十分</u>連絡をとること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1057 673 1191"> <p>イ 火気使用工事に対する許可及び監視の徹底 (内容) 火気使用工事については、工事業者に所定の手続<u>き</u>を取らせ無許可工事は厳禁とする。</p> </td> <td data-bbox="673 1057 1200 1191"> <p>イ 火気使用許可申請書と許可標の表示及び防火対策の完全実施 (内容) 火気使用工事については、必ず事前に火気使用許可申請及び工事用電力使用基準を<u>取</u>り許可を受ける。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1191 673 1236"> <p>ウ 工事開始、終了の連絡確認の実施</p> </td> <td data-bbox="673 1191 1200 1236"> <p>ウ 着工前連絡と終了報告の実施励行</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1236 673 1281"> <p>エ 工事内容および工程の確認</p> </td> <td data-bbox="673 1236 1200 1281"> <p>エ 施工工事の段取り、施工、後始末の励行</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1281 673 1339"> <p>オ 作業現場の安全確保</p> </td> <td data-bbox="673 1281 1200 1339"> <p>オ 諸作業の輻輳時の注意</p> </td> </tr> </tbody> </table>	定 修 原 課	定 修 施 工 業 者	(主 眼)	(主 眼)	<p>ア 定修機器の引渡時の安全確保 (内容) 装置、機器の油抜き、ガス抜き後のパージを十分に実施する。</p>	<p>ア 工事内容の検討及び打合せの励行 (内容) 定修工事については着工前に親会社、工事担当者と<u>十分</u>連絡をとること。</p>	<p>イ 火気使用工事に対する許可及び監視の徹底 (内容) 火気使用工事については、工事業者に所定の手続<u>き</u>を取らせ無許可工事は厳禁とする。</p>	<p>イ 火気使用許可申請書と許可標の表示及び防火対策の完全実施 (内容) 火気使用工事については、必ず事前に火気使用許可申請及び工事用電力使用基準を<u>取</u>り許可を受ける。</p>	<p>ウ 工事開始、終了の連絡確認の実施</p>	<p>ウ 着工前連絡と終了報告の実施励行</p>	<p>エ 工事内容および工程の確認</p>	<p>エ 施工工事の段取り、施工、後始末の励行</p>	<p>オ 作業現場の安全確保</p>	<p>オ 諸作業の輻輳時の注意</p>	<p>○適切な表記へ修正</p> <p>○空白の削除</p>
定 修 原 課	定 修 施 工 業 者														
(主 眼)	(主 眼)														
<p>ア 定修機器の引渡時の安全確保 (内容) 装置、機器の油抜き、ガス抜き後のパージを十分に実施する。</p>	<p>ア 工事内容の検討及び打合せの励行 (内容) 定修工事については着工前に親会社、工事担当者と<u>十分</u>連絡をとること。</p>														
<p>イ 火気使用工事に対する許可及び監視の徹底 (内容) 火気使用工事については、工事業者に所定の手続<u>き</u>を取らせ無許可工事は厳禁とする。</p>	<p>イ 火気使用許可申請書と許可標の表示及び防火対策の完全実施 (内容) 火気使用工事については、必ず事前に火気使用許可申請及び工事用電力使用基準を<u>取</u>り許可を受ける。</p>														
<p>ウ 工事開始、終了の連絡確認の実施</p>	<p>ウ 着工前連絡と終了報告の実施励行</p>														
<p>エ 工事内容および工程の確認</p>	<p>エ 施工工事の段取り、施工、後始末の励行</p>														
<p>オ 作業現場の安全確保</p>	<p>オ 諸作業の輻輳時の注意</p>														

ページ数	修正案								
75	<p>第4節 保安全管理体制</p> <p>5 防災規定</p> <p style="text-align: center;">(防災規定作成項目) 例示</p> <p>第8章 防災教育</p> <p>1 防災教育の実施</p> <p>2 記録の保存</p> <p>第9章 防災訓練</p> <p>1 防災訓練の実施</p> <p>2 記録の保存</p> <p><u>第10章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別処置法に係る対応</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時の伝達に関すること</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)情報が発せられた場合の対応</u></p> <p><u>3 南海トラフ地震臨時情報に係る防災訓練の実施に関すること</u></p> <p>第11章 大規模地震対策特別措置法に係る対応</p> <p>1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること</p> <p>2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること</p> <p>3 警戒宣言が発せられた場合の対応</p> <p>4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること</p> <p>5 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること</p> <p>第12章 雑 則</p> <p>1 違反者に対する措置</p> <p>2 表彰</p> <p>3 届 出</p> <p>4 事故の記録</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">過去において自衛防災組織が出動した事故災害等のトラブルを次表によりとりまとめ、類似トラブルを防止するために、その記録を整理保存しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">装置等のトラブル(事故)及び対策</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">[事故例]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">装置等の名称</td> <td style="width: 50%;">事故発生日時 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;">運転再開日時 年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	装置等のトラブル(事故)及び対策	[事故例]	装置等の名称	事故発生日時 年 月 日 時 分	(略)	運転再開日時 年 月 日 時 分		(略)
装置等のトラブル(事故)及び対策	[事故例]								
装置等の名称	事故発生日時 年 月 日 時 分								
(略)	運転再開日時 年 月 日 時 分								
	(略)								

ページ数	修正案
78 ～	第6節 防災対策の調査研究・情報収集 (略)
79	1 危険物等の流出火災 (略) 2 可燃性ガスの漏洩、爆発 (1) 各特別防災区域ごと ^と にコンビナート内の災害に止まらず近接した一般住家 なり公共施設へ影響を及ぼすような事故災害の研究(危険範囲) (2)～(15) (略) 3 有毒ガスの漏洩、拡散 (略) 4 流出油による海面火災 (1) 特別防災区域ごと ^と にその内部から油が海面に流出した場合における拡散状 況 (2)～(9) (略)

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第6節 防災対策の調査研究・情報収集 (略)</p> <p>1 危険物等の流出火災 (略)</p> <p>2 可燃性ガスの漏洩、爆発 (1) 各特別防災区域<u>毎</u>にコンビナート内の災害に止まらず近接した一般住家なり 公共施設へ影響を及ぼすような事故災害の研究（危険範囲） (2)～(15) (略)</p> <p>3 有毒ガスの漏洩、拡散 (略)</p> <p>4 流出油による海面火災 (1) 特別防災区域<u>毎</u>にその内部から油が海面に流出した場合における拡散状況 (2)～(9) (略)</p>	<p>○適切な表記へ修正</p>

ページ数	修正案
80	<p>第2部 地震対策 (略)</p> <p>また、平成23年の東日本大震災で液化石油ガスタンクの爆発・火災が発生し、近隣住民が一次避難するなど、大規模な災害を経験したことから、防災関係機関等や共同防災組織などは、近隣住民等の避難計画及び県内外の相互応援を事前に確認しておくほか、想定される津波高や浸水予測を基に、高潮が重なった場合を想定して、津波発生時の安全対策を図るものとする。なお、津波対策にあつては「特定事業所等における地震・津波発生時の初動体制の手引き」を参考に津波に対する対策強化に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、「南海トラフ地震臨時情報」等が発せられた場合は、南海トラフ地震防災対策推進地域に準じた地震防災対策を講じることとし、被害の極小化を図るため、あらかじめ防災対策等に関する基本的事項を定めておくものとする。</u></p> <p>第1節 危険物施設等の対策 (略)</p> <p>しかしながら、県内のコンビナートは、その大半が、建設後40年以上を経過しており、今後これらの施設については、<u>高経年化</u>に起因する災害の発生を防止するため、経年劣化を検討し弱部の発見及び補強を図るとともに、新規施設に準じた耐震性を確保するよう、以下に掲げる耐震性の向上対策を図るものとする。</p> <p>1 危険物施設</p> <p>既存の危険物施設については、消防庁通達「危険物施設における地震対策の推進について（<u>昭和</u>58.9.29付け消防危第89号）」及び「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について（平成8.10.15付け消防危第125号）」による対策の推進と平成15年の十勝沖地震による浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災を受けて改正された、浮き屋根の構造強化等の維持管理並びに平成23年の東日本大震災で発生した被害等を踏まえた予防対策に努めるものとする。</p>

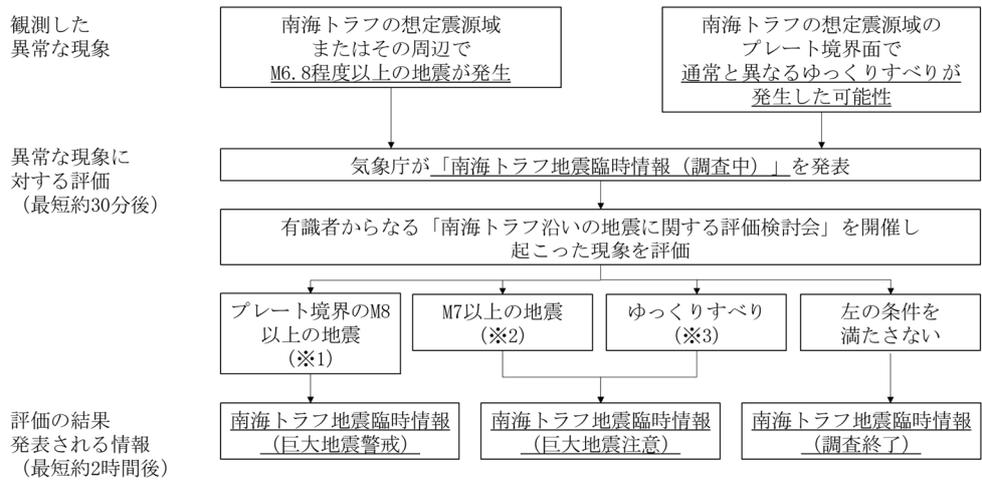
現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第2部 地震対策 （略）</p> <p>また、平成23年の東日本大震災で液化石油ガスタンクの爆発・火災が発生し、近隣住民が一次避難するなど、大規模な災害を経験したことから、防災関係機関等や共同防災組織などは、近隣住民等の避難計画及び県内外の相互応援を事前に確認しておくほか、想定される津波高や浸水^深予測を基に、高潮が重なった場合を想定して、津波発生時の安全対策を図るものとする。なお、津波対策にあつては「特定事業所等における地震・津波発生時の初動体制の手引き」を参考に津波に対する対策強化に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、「東海地震に関連する情報（注意情報等）」又は「警戒宣言」が寄せられた場合は、強化地域に準じた地震防災対策を講ずることとし、被害の極小化を図るため、あらかじめ防災対策等に関する基本的事項を定めておくものとする。</u></p> <p>第1節 危険物施設等の対策 （略）</p> <p>しかしながら、県内のコンビナートは、その大半が、建設後40年以上を経過しており、今後これらの施設については、<u>老朽化</u>に起因する災害の発生を防止するため、経年劣化を検討し弱部の発見及び補強を図るとともに、新規施設に準じた耐震性を確保するよう、以下に掲げる耐震性の向上対策を図るものとする。</p> <p>1 危険物施設</p> <p>既存の危険物施設については、消防庁通達「危険物施設における地震対策の推進について（58.9.29付け消防危第89号）」及び「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について（平成8.10.15付け消防危第125号）」による対策の推進と平成15年の十勝沖地震による浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災を受けて改正された、浮き屋根の構造強化等の維持管理並びに平成23年の東日本大震災で発生した被害等を踏まえた予防対策に努めるものとする。</p>	<p>○用語の統一</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報への対応について記載</p> <p>○一般的な用語へ修正</p> <p>○わかりやすい表記へ修正</p>

ページ数	修正案
8 1	<p>(2) 長周期地震動によるスロッシング対策 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既存の浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの構造強化 (危険物の規制に関する規則第22条の2第1号第4号)</p> <p>平成23年の政令の一部改正等により、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの技術基準が改正され、構造強化が図られた耐震対策を実施する。特に、一枚板構造の浮き蓋は、過去の当板補修による浮き蓋の重量増加について再確認を行うとともに、改正された技術基準で求められている浮き蓋の浮力や耐震強度の向上、溶接構造の強化、パン型及びバルクヘッド型の浮き蓋を他の構造の浮き蓋に改修することについて満足していないものについては、令和6年3月31日(危険物の貯蔵及び取扱いを休止している浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所にあつては、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日)までに改修する。</p> <p>(略)</p>
8 4	<p>第2節 警防面における事前対策</p> <p>4 津波対策</p> <p>津波の発生を伴う地震で、近い将来その発生が懸念される地震として、「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」及び「南海トラフ巨大地震」が想定される。その想定津波による石油コンビナート区域の浸水予測は、前者の津波で対象施設は浸水せず、後者では、京葉臨海北部地区で1m未満の浸水想定がされている。</p> <p>(略)</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>(2) 長周期地震動によるスロッシング対策 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既存の浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの構造強化 (危険物の規制に関する規則第22条の2第1号第4号)</p> <p>平成23年の政令の一部改正等により、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクの技術基準が改正され、構造強化が図られた耐震対策を実施する。特に、一枚板構造の浮き蓋は、過去の当板補修による浮き蓋の重量増加について再確認を行うとともに、改正された技術基準で求められている浮き蓋の浮力や耐震強度の向上、溶接構造の強化、パン型及びバルクヘッド型の浮き蓋を他の構造の浮き蓋に改修することについて満足していないものについては、<u>平成36</u>年3月31日（危険物の貯蔵及び取扱いを休止している浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所にあつては、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）までに改修する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 警防面における事前対策</p> <p>4 津波対策</p> <p>津波の発生を伴う地震で、近い将来その発生が懸念される地震として、「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」及び「南海トラフ巨大地震」が想定される。その想定津波による石油コンビナート区域の浸水深予測は、前者の津波で対象施設は浸水せず、後者では、京葉臨海北部地区で1m未満の浸水想定がされている。</p> <p>このことから、 (略)</p>	<p>○ 改元のため</p> <p>○ 用語の統一</p>

ページ数	修正案
86	<p><u>第3節 南海トラフ地震臨時情報に伴う措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、特定事業所等及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報の伝達体制、活動態勢及び危険物施設の緊急にとるべき措置等の防災対策を迅速かつ的確に機能するよう準備しておくものとする。</u></p> <p><u>なお、特定事業所等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対策を実施することは現実的に困難であることに留意し、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じた適切な防災対応を実施するため、防災規程（対策計画）を策定するものとする。</u></p> <p>1 情報の収集及び伝達</p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報が県に伝達された場合、情報の内容を正確かつ迅速に伝達できるよう経路及び方法を定めて、情報の収集・伝達体制を確立するものとする。</u></p> <p><u>（1）南海トラフ地震臨時情報の伝達経路及び方法</u></p> <p><u>ア 県から特定事業所及び関係消防機関への伝達経路及び方法は図-1のとおりとする。</u></p> <p><u>イ その他事業所への伝達は、特定事業所、特別防災区域協議会の広報等により実施する。</u></p> <p><u>ウ 特定事業所は、南海トラフ地震臨時情報の収集伝達経路の一層の確保を図るため、防災相互無線が常時、正常に機能するよう装置の管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 南海トラフ地震臨時情報の発表までの流れは図-2のとおりである。</u></p> <p><u>（2）情報の収集及び部内伝達</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の通報を受けた特定事業所等及び関係消防機関は速やかに、防災対応に従事する職員等に対し、正確かつ迅速に伝達するものとする。</u></p> <p><u>なお、情報の伝達にあたっては、次の事項に留意すること。</u></p> <p><u>ア 情報が誤って伝達されないことがないように、あらかじめ伝達語句を定めること。</u></p> <p><u>イ 伝達経路及び伝達方法等の周知徹底を図るため伝達体制を確立しておくこと。</u></p> <p><u>ウ 伝達を受けた場合には、公共放送等を通じ、極力正確な情報を得るよう努めること。</u></p> <p><u>（3）防災対応の実施状況等の報告</u></p> <p><u>特定事業所は、防災対応の実施状況を図-1（南海トラフ地震臨時情報の伝達経路及び方法）により、管轄の消防機関を通じて防災本部へ報告するものとする。</u></p> <p><u>図-1 南海トラフ地震臨時情報の伝達経路及び方法</u></p> <p>図-1（略）</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p data-bbox="188 210 810 241"><u>第3節 東海地震注意（予知）情報等に伴う措置</u></p> <p data-bbox="236 257 300 288"><u>（略）</u></p> <p data-bbox="188 353 453 385">⇒第7節で記載する。</p>	<p data-bbox="1278 210 1417 479">○南海トラフ地震臨時情報への対応について記載</p> <p data-bbox="1278 546 1417 815">○「東海地震注意（予知）情報等に伴う措置」は第7節へ移動</p>

ページ数	修正案
87	<p data-bbox="375 212 1412 291"><u>図一2 異常観測から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意等）が発表されるまでの流れ</u></p>  <pre> graph TD A[観測した異常な現象] --> B[南海トラフの想定震源域 またはその周辺で M6.8程度以上の地震が発生] A --> C[南海トラフの想定震源域のプレート境界面で 通常と異なるゆっくりすべりが発生した可能性] B --> D[気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表] C --> D D --> E[有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し 起こった現象を評価] E --> F1[プレート境界のM8以上の地震 ※1] E --> F2[M7以上の地震 ※2] E --> F3[ゆっくりすべり ※3] E --> F4[左の条件を満たさない] F1 --> G1[南海トラフ地震臨時情報 巨大地震警戒] F2 --> G2[南海トラフ地震臨時情報 巨大地震注意] F3 --> G2 F4 --> G3[南海トラフ地震臨時情報 調査終了] </pre> <p data-bbox="406 828 1412 907"><u>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）</u></p> <p data-bbox="375 929 1412 1108"><u>※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）</u></p> <p data-bbox="375 1120 1412 1254"><u>※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）</u></p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>○南海トラフ地震臨時情報への対応について記載</p>

ページ数	修正案
87	<p><u>2 活動態勢</u></p> <p><u>特定事業所等及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、直ちに必要な防災対応が実施できるよう活動態勢を整備し、必要な要員の確保及び配備体制に万全を期すよう努めることとする。</u></p> <p><u>(1) 要員の確保</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）への防災対応の実施に当たり、必要な要員を確保する必要がある。このため、特定事業所等及び防災関係機関は、要員の確保、動員計画及び参集場所等配備体制を定めておくものとする。なお防災要員の確保については、次の点に留意すること。</u></p> <p><u>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が伝達された場合、直ちに要員の確保に努めること。</u></p> <p><u>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）は1週間から2週間程度継続することから、交代防災要員についても配慮した配備体制をとること。</u></p> <p><u>(2) 活動態勢の整備</u></p> <p><u>活動態勢の整備に当たっては、地震発生時の対応も含め、責任体制及び指揮命令系統を明確にし応急対策の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>ア 防災本部の措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は速やかに非常第二配備体制を敷き、情報の収集及び伝達、特定事業所が実施する応急的保安措置の把握を行う。</u></p> <p><u>なお、非常第二配備体制は、千葉県地域防災計画に基づき設置される災害対策本部と一体となり、情報の的確かつ迅速な収集・伝達に努めるものとする。</u></p>
88	<p><u>イ 特定事業所等の措置</u></p> <p><u>特定事業所等は、速やかに防災要員等を確保し、防災規程等に定めるところにより、防災対応を実施することとする。</u></p> <p><u>ウ 防災関係機関の措置</u></p> <p><u>防災関係機関が定める防災業務計画、地域防災計画等に準拠し、防災体制を確立し、他の機関等との連携を図りながら、防災対応を実施することとする。</u></p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<u>(新設)</u>	○南海トラフ地震臨時情報への対応について記載

ページ数	修正案
88	<p><u>3 危険物施設等のとるべき措置</u></p> <p><u>特定事業所等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）を覚知した時点から、防災規程（対策計画）に基づき、下記事項を参考に必要な応急的保安措置等を実施し、危険物災害の発生の防止と被害の軽減を図ること。</u></p> <p><u>（1）危険性の高い危険物等及び緊急移送の必要性のない危険物の入出荷作業の抑制</u></p> <p><u>（2）危険物施設等の操業自粛</u></p> <p><u>（3）緊急点検の実施</u></p> <p><u>ア 流出油等防止堤、防油堤、防液堤及び構内排水口等のダンパー閉止の確認</u></p> <p><u>イ 非常用電源、通報設備、非常用照明設備等の確認点検</u></p> <p><u>ウ 消防用設備の駆動点検、非常配備等</u></p> <p><u>エ その他施設・設備の防災上必要な点検</u></p> <p><u>（4）仕掛け作業の安全処置後の中断</u></p> <p><u>（5）緊急必要性のない火源の使用禁止</u></p> <p><u>（6）タンク液面レベルの低下等の措置</u></p> <p><u>（7）危険物等の転倒、落下等の防止措置</u></p> <p><u>（8）避難通路、防災道路の機能確保</u></p> <p><u>（9）入門規制と人員把握及び避難誘導、交通規制</u></p> <p><u>（10）その他、被害発生防止又は軽減を図るための措置</u></p> <p><u>なお、応急的保安措置等の実施に当たっては、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。</u></p> <p><u>また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。</u></p> <p><u>4 その他</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報の発表前に特別防災区域において、大規模地震が発生している場合には、第2章第10節（地震発生時等における応急対策）により、災害発生防止、拡大防止に努めること。</u></p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>○南海トラフ地震臨時情報への対応について記載</p>

ページ数	修正案
89	<p>第4節 地震防災対策</p> <p>特定事業所等及び防災関係機関は、大規模な地震を想定した防災訓練及び震災図上訓練を実施し、<u>南海トラフ地震臨時情報の発表時</u>及び（略）</p> <p>1 地震防災訓練（実地）</p> <p>（1）予知対応型訓練</p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された際の適切な防災対応ができるよう</u>、各特定事業所の施設形態にあった効果的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>2 震災図上訓練</p> <p>地震防災訓練を実施するとともに、震災図上訓練を積極的に実施し第3編第2章第10節（地震発生時等における応急対策）の緊急措置基準の見直し、及び第3編第1章第2部第3節（<u>南海トラフ地震臨時情報に伴う措置</u>）への対応強化を図ることとする。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）図上訓練の項目及び順序</p> <p>訓練の項目及び順序は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>ア <u>南海トラフ地震臨時情報</u>の収集、伝達ルート及びその方法について</p> <p>イ～シ（略）</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第4節 地震防災対策</p> <p>特定事業所等及び防災関係機関は、大規模な地震を想定した防災訓練及び震災図上訓練を実施し、<u>東海地震注意（予知）情報等</u>及び（略）</p> <p>1 地震防災訓練（実地）</p> <p>（1）予知対応型訓練</p> <p><u>東海地震注意（予知）情報等への「地震防災応急対策」の実行面での強化を図るため</u>、各特定事業所の施設形態にあった効果的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>2 震災図上訓練</p> <p>地震防災訓練を実施するとともに、震災図上訓練を積極的に実施し第3編第2章第10節（地震発生時等における応急対策）の緊急措置基準の見直し、及び第3編第1章第2部第3節（<u>東海地震注意（予知）情報等に伴う措置</u>）の<u>地震防災応急対策の充実</u>、強化を図ることとする。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）図上訓練の項目及び順序</p> <p>訓練の項目及び順序は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>ア <u>東海地震注意（予知）情報等</u>の収集、伝達ルート及びその方法について</p> <p>イ～シ（略）</p>	<p>○南海トラフ地震臨時情報へ修正</p>

ページ数	修正案
90	<p>第5節 防災教育及び広報</p> <p>1 地震防災教育</p> <p>特定事業所等及び防災関係機関は地震発生時の緊急措置及び<u>南海トラフ地震臨時情報</u>への応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地震及び<u>南海トラフ地震臨時情報</u>の正しい知識、地震時、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>に対しとるべき応急措置、安全対策等に関する地震防災教育を実施することとする。</p> <p>(1) 特定事業所等</p> <p>特定事業所等は、第3編第1章第1部第4節（保安全管理体制）に掲げる安全教育を実施するとともに主に次の事項について実施する。</p> <p>ア 地震発生時に関する教育</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>イ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>に関する教育</p> <p>(ア) <u>南海トラフ地震臨時情報</u>の性格及びこれに基づき実施される措置の内容</p> <p>(イ) 予想される地震に関する知識</p> <p>(ウ) <u>南海トラフ地震臨時情報</u>が発せられた場合に具体的にとるべき防災上の行動指針</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>(2) 防災関係機関</p> <p>防災関係機関はそれぞれ所掌する事務又は業務を的確に実施するため、その職員等に対し、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>及び地震発生時にその果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施する。</p> <p>ア <u>南海トラフ地震臨時情報</u>の性格及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>イ 予想される地震に関する知識</p> <p>ウ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>が出された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>2 広報</p> <p>特別防災区域に災害が発生した場合、防災関係機関のとるべき広報体制については第3編第2章第3節（災害広報）によるが、災害発生時及び<u>南海トラフ地震臨時情報</u>が発表された場合に付近住民の混乱と不安を防止するため、事前に<u>南海トラフ地震臨時情報</u>及び地震防災対策等について正しい知識の普及を図るものとする。</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第5節 防災教育及び広報</p> <p>1 地震防災教育</p> <p>特定事業所及び防災関係機関は地震発生時の緊急措置及び<u>東海地震注意（予知）情報等</u>への応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地震及び<u>東海地震注意（予知）情報等</u>の正しい知識、地震時、<u>東海地震注意（予知）情報等</u>に対しとるべき応急措置、安全対策等に関する地震防災教育を実施することとする。</p> <p>（1）特定事業所等</p> <p>特定事業所等は、第3編第1章第1部第4節（保安全管理体制）に掲げる安全教育を実施するとともに主に次の事項について実施する。</p> <p>ア 地震発生時に関する教育</p> <p>（ア）～（ク）（略）</p> <p>イ <u>東海地震注意（予知）情報等</u>に関する教育</p> <p>（ア）<u>東海地震注意（予知）情報等</u>の性格及びこれに基づき実施される措置の内容</p> <p>（イ）予想される地震に関する知識</p> <p>（ウ）<u>東海地震注意（予知）情報等</u>が発せられた場合に具体的にとるべき防災上の行動指針</p> <p>（エ）～（カ）（略）</p> <p>（2）防災関係機関</p> <p>防災関係機関はそれぞれ所掌する事務又は業務を的確に実施するため、その職員等に対し、<u>東海地震注意（予知）情報等</u>及び地震発生時にその果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施する。</p> <p>ア <u>東海地震注意（予知）情報等</u>の性格及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>イ 予想される地震に関する知識</p> <p>ウ <u>東海地震注意（予知）情報等</u>が出された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</p> <p>エ～カ（略）</p> <p>2 広報</p> <p>特別防災区域に災害が発生した場合、防災関係機関のとるべき広報体制については第3編第2章第3節（災害広報）によるが、災害発生時及び<u>東海地震注意（予知）情報等</u>が発表された場合に付近住民の混乱と不安を防止するため、事前に<u>東海地震注意（予知）情報等</u>及び地震防災対策等について正しい知識の普及を図るものとする。</p>	<p>○南海トラフ地震臨時情報へ修正等</p>

ページ数	修正案						
91	<p>2 広報</p> <p>(1) 特定事業所等のとるべき措置</p> <p>特定事業所等は、石油コンビナート等特別防災区域協議会及び関係消防機関と協議の上、付近住民自治会等に各事業所のとっている地震防災対策及び<u>南海トラフ地震臨時情報</u>が発表された場合に各事業所が実施する措置の内容等について平素から理解と協力の得られるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関のとるべき措置</p> <p>防災関係機関は住民に対し、地震防災対策等についてあらかじめ正しい知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、特別防災区域に所在するその他事業所についても、特定事業所に準じた地震防災対策の策定、実施について教育、指導を図るものとする。</p>						
92	<p><u>第7節 東海地震注意（予知）情報等に伴う措置</u></p> <p>警戒宣言が発令された場合、地震が発生するまで比較的短時間であると想定され、この間に実施すべき応急対策は多岐にわたるものと考えられる。したがって特定事業所等及び防災関係機関は警戒宣言が発令された場合の混乱を防止し、併せて地震発生時における被害を最小限にとどめるため、地震予知情報等の伝達体制、活動態勢及び危険物施設の緊急にとるべき措置等の整備を図り、非常時にこれらが迅速かつ、的確に機能するよう準備しておくものとする。</p> <p><u>なお、平成29年11月1日から気象庁は、南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果をお知らせする「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しており、これに伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。</u></p>						
98	<p>(2) 重要通信の確保</p> <table border="1" data-bbox="373 1397 1412 1832"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 1397 644 1494">機関</th> <th data-bbox="644 1397 967 1494">東海地震注意情報から警戒宣言発令まで</th> <th data-bbox="967 1397 1412 1494">警戒宣言発令後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="373 1494 644 1832">東日本電信電話(株)</td> <td data-bbox="644 1494 967 1832">(略)</td> <td data-bbox="967 1494 1412 1832"> ア 応急対策 (ア) 電話の輻輳(ふくそう)対策 (略) (イ) 電報 (略) (ウ) 窓口業務 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関	東海地震注意情報から警戒宣言発令まで	警戒宣言発令後	東日本電信電話(株)	(略)	ア 応急対策 (ア) 電話の輻輳(ふくそう)対策 (略) (イ) 電報 (略) (ウ) 窓口業務 (略)
機関	東海地震注意情報から警戒宣言発令まで	警戒宣言発令後					
東日本電信電話(株)	(略)	ア 応急対策 (ア) 電話の輻輳(ふくそう)対策 (略) (イ) 電報 (略) (ウ) 窓口業務 (略)					

現行（平成29年8月修正）		修正理由						
<p>2 広報</p> <p>(1) 特定事業所等のとるべき措置</p> <p>特定事業所等は、石油コンビナート等特別防災区域協議会及び関係消防機関と協議の上、付近住民自治会等に各事業所のとっている地震防災対策及び<u>東海地震注意（予知）情報等</u>が発表された場合に各事業所が実施する措置の内容等について平素から理解と協力の得られるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関のとるべき措置</p> <p>防災関係機関は住民に対し、地震防災対策等についてあらかじめ正しい知識の普及に努めるものとする。</p> <p><u>なお、東海地震注意（予知）情報等が発表された場合にとるべき広報は、千葉県地域防災計画及び各市の地域防災計画の定めるところによるものとする。</u></p> <p>また、特別防災区域に所在するその他事業所についても、特定事業所に準じた地震防災対策の策定、実施について教育、指導を図るものとする。</p> <p><u>第7節（新設）</u></p> <p>(2) 重要通信の確保</p> <table border="1" data-bbox="188 1205 1227 1881"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>東海地震注意情報から警戒宣言発令まで</th> <th>警戒宣言発令後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> <td>(略)</td> <td> ア 応急対策 (ア) 電話の輻輳(ふくそう)対策 (略) <u>(イ) 手動通話、番号案内</u> <u>a 非常、緊急通話の取扱いは確保する</u> <u>b 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。</u> (ウ) 電報 (略) (エ) 窓口業務 (略) </td> </tr> </tbody> </table>		機関	東海地震注意情報から警戒宣言発令まで	警戒宣言発令後	東日本電信電話(株)	(略)	ア 応急対策 (ア) 電話の輻輳(ふくそう)対策 (略) <u>(イ) 手動通話、番号案内</u> <u>a 非常、緊急通話の取扱いは確保する</u> <u>b 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。</u> (ウ) 電報 (略) (エ) 窓口業務 (略)	<p>○南海トラフ地震臨時情報へ修正</p> <p>○「東海地震注意（予知）情報等に伴う措置」を記載</p> <p>○サービス終了のため削除</p>
機関	東海地震注意情報から警戒宣言発令まで	警戒宣言発令後						
東日本電信電話(株)	(略)	ア 応急対策 (ア) 電話の輻輳(ふくそう)対策 (略) <u>(イ) 手動通話、番号案内</u> <u>a 非常、緊急通話の取扱いは確保する</u> <u>b 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。</u> (ウ) 電報 (略) (エ) 窓口業務 (略)						

広域交通規制対象道路及び広域交通検問所

道路種別	路線名	指定検問場所
高速道路 自動車専用道路	首都高速湾岸線	舞浜入口
		浦安第1入口
		浦安第2入口
		千鳥町入口
		市川本線料金所
	東関東自動車道	湾岸市川インター
		湾岸習志野インター
		湾岸習志野本線料金所
		湾岸千葉インター
		千葉北インター
		四街道インター
		佐倉インター
		富里インター
		大栄インター
		佐原香取インター
	新空港自動車道	成田本線料金所
	京葉道路	市川インター
		原木インター
		船橋インター
		船橋料金所
		花輪インター
		幕張インター
		武石インター
		穴川西インター
		穴川中インター
		貝塚インター
		松ヶ丘インター
		蘇我インター
	館山自動車道	市原インター
		姉崎袖ヶ浦インター
		木更津北インター
		木更津南インター
		木更津南インター 国道16号入口
		君津インター
	富津館山道路	富津中央インター
		富津竹岡インター
		富津金谷インター
		鋸南保田インター
		鋸南富山インター
	東京湾アクアライン連絡道	富浦インター
		木更津金田本線料金所
	首都圏中央連絡自動車道	袖ヶ浦インター
木更津東インター		
市原舞鶴インター		
茂原長南インター		
茂原北インター		
東金インター		
山武成東インター		
千葉東金道路	松尾横芝インター	
	千葉東インター	
	大宮インター	
	高田インター	
銚子連絡道路	中野インター	
	山田インター	
常磐自動車道	横芝光インター	
	流山インター	
一般国道	常磐自動車道	柏インター
	<u>東京外かく環状道路</u>	松戸インター
		市川北インター
		市川中央インター
		市川南インター
国道 16号	呼塚交差点	
国道 6号	新葛飾橋	
国道 14号	市川橋	
国道 357号	舞浜交差点	
国道 51号	水郷大橋	

現行（平成29年8月修正）

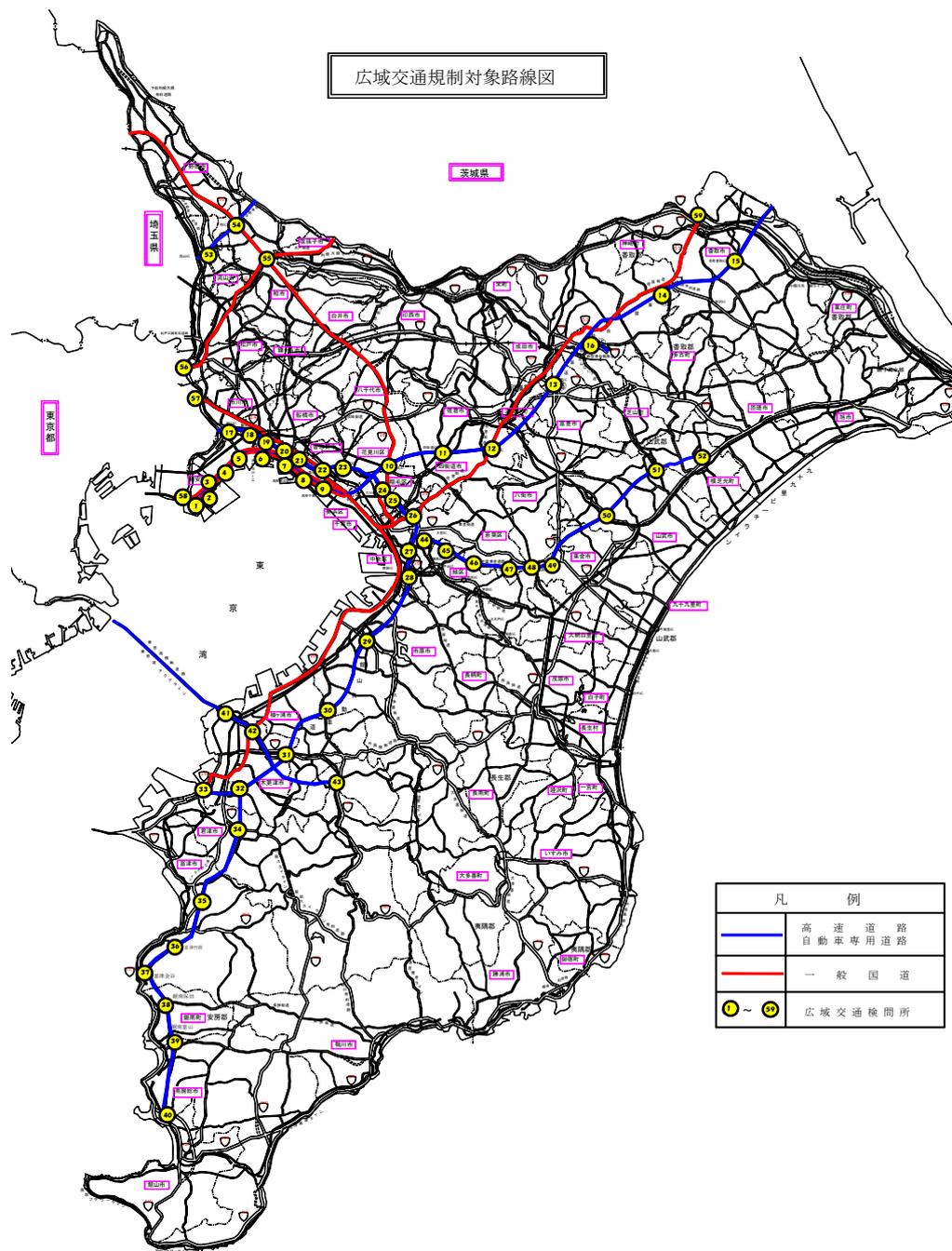
修正理由

広域交通規制対象道路及び広域交通検問所

道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考
高速道路 自動車専用道路	首都高速湾岸線	舞浜入口	1	
		浦安第1入口	2	
		浦安第2入口	3	
		千鳥町入口	4	
		市川本線料金所	5	
	東関東自動車道	湾岸市川インター	6	
		湾岸習志野インター	7	
		湾岸習志野本線料金所	8	
		湾岸千葉インター	9	
		千葉北インター	10	
		四街道インター	11	
		佐倉インター	12	
		富里インター	13	
		太栄インター	14	
		佐原香取インター	15	
		新空港自動車道	成田本線料金所	16
	京葉道路	市川インター	17	
		原木インター	18	
		船橋インター	19	
		船橋料金所	20	
		花輪インター	21	
		幕張インター	22	
		武石インター	23	
		穴川西インター	24	
		穴川中インター	25	
		貝塚インター	26	
		松ヶ丘インター	27	
		蘇我インター	28	
		館山自動車道	市原インター	29
	姉崎袖ヶ浦インター		30	
	木更津北インター		31	
	木更津南インター		32	
	木更津南インター国道16号入口		33	
	君津インター		34	
	富津中央インター		35	
	富津館山道路	富津竹岡インター	36	
		富津金谷インター	37	
		鋸南保田インター	38	
		鋸南富山インター	39	
		富浦インター	40	
	東京湾アクアライン連絡道	木更津金田本線料金所	41	
		袖ヶ浦インター	42	
	首都圏中央連絡自動車道	木更津東インター	43	
		市原舞鶴インター	60	
		茂原長南インター	61	
		茂原北インター	62	
		東金インター	49	
		山武成東インター	50	
	千葉東金道路	松尾横芝インター	51	
		千葉東インター	44	
		大宮インター	45	
		高田インター	46	
		中野インター	47	
	銚子連絡道路	山田インター	48	
横芝光インター		52		
常磐自動車道	流山インター	53		
	柏インター	54		
一般国道	国道 16号	呼塚交差点	55	
	国道 6号	新葛飾橋	56	
	国道 14号	市川橋	57	
	国道 357号	舞浜交差点	58	
	国道 51号	水郷大橋	59	

○東京外かく環状道路を追加
○地図データ削除に伴い、番号欄等を削除

ページ数	修正案
102	<u>(削除)</u>



○地図データの更新ができないため削除

ページ数	修正案
103	<p>第2章 応急対策</p> <p>特別防災区域に災害等が発生した場合、特定事業所等及び防災関係機関は、相互連携を図り一体的な防災体制を確立し、本章に定める応急対策等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、石油コンビナート防災に携わる関係者にあっては、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について（平成25年3月28日付け消防特第47号）」及び「石油コンビナート等防災本部における防災体制の充実強化について（平成31年3月20日消防特第45号）」の内容を踏まえ、応急対策等を講ずるものとし、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」（平成26年2月 石油コンビナート等防災体制検討会報告書 別冊）及び「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」（平成30年3月自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会）を参考に災害時における、より具体的な防災活動を検討しておくものとする。</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第2章 応急対策</p> <p>特別防災区域に災害等が発生した場合、特定事業所及び防災関係機関は、相互連携を図り一体的な防災体制を確立し、本章に定める応急対策等を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>また、石油コンビナート防災に携わる関係者にあつては、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について（平成25年3月28日付け消防特第47号）」の内容を踏まえ、応急対策を講ずるものとし、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」（平成26年2月 石油コンビナート等防災体制検討会報告書別冊）を参考に災害時における、より具体的な防災活動を検討しておくものとする。</p>	<p>○近年発 出された 通知等を 反映</p>

ページ数	修正案
103	<p>1 災害時等における配備体制及び配備基準</p> <p>(1) 非常第一配備体制</p> <p>ア 特別防災区域に係る災害等が発生した又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めた場合</p> <p>イ 以下の(ア)から(オ)に該当する場合</p> <p><u>(ア) 特別防災区域が所在する市が気象庁発表震度で震度5弱の場合(自動配備)</u></p> <p><u>(イ) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合(自動配備)</u></p> <p><u>(ウ) 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に津波注意報又は津波警報を発表した場合(自動配備)</u></p> <p><u>(エ) 特別防災区域が所在する市に気象警報(波浪を除く。)が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれる(暴風域に入る確率が70%以上)とき。(自動配備)</u></p> <p><u>(オ) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合(自動配備)</u></p> <p>(2) 非常第二配備体制</p> <p>ア 非常第一配備体制では対処困難と本部長が認めた場合</p> <p>イ <u>石災法第29条第1項の規定による現地本部を設置した場合(自動配備)</u></p> <p>ウ 以下の(ア)から(カ)に該当する場合</p> <p><u>(ア) 特別防災区域が所在する市が気象庁発表震度で震度5強以上の場合(自動配備)</u></p> <p><u>(イ) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合(自動配備)</u></p> <p>(ウ) 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波警報を発表した場合(自動配備)</p> <p>(エ) 大震法第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合(自動配備)</p> <p><u>(オ) 特別防災区域が所在する市に以下の気象等の特別警報が発表された場合(自動配備)</u></p> <p><u>①大雨特別警報 ②暴風特別警報 ③暴風雪特別警報</u></p> <p><u>④大雪特別警報 ⑤高潮特別警報</u></p> <p><u>(カ) 特別防災区域が所在する市が台風の暴風域に入ることが確実と予測される場合で、本部長が必要と認めた場合</u></p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>1 災害時等における配備体制及び配備基準</p> <p>(1) 非常第一配備体制</p> <p>ア 特別防災区域に係る災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めた場合</p> <p><u>イ</u> 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合</p> <p>(2) 非常第二配備体制</p> <p>ア 非常第一配備体制では対処困難と本部長が認めた場合</p> <p>イ 法第29条第1項の規定による現地本部を設置した場合</p> <p><u>ウ</u> 大震法第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合</p> <p><u>エ</u> 特別防災区域が所在する市が気象庁発表震度で震度5強以上の場合</p> <p><u>オ</u> 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波警報を発表した場合</p>	<p>○配備体制の修正（風水害及び南海トラフ地震臨時情報への対応並びに慣例化していた配備基準を明文化）</p> <p>○わかりやすい表記に修正</p>

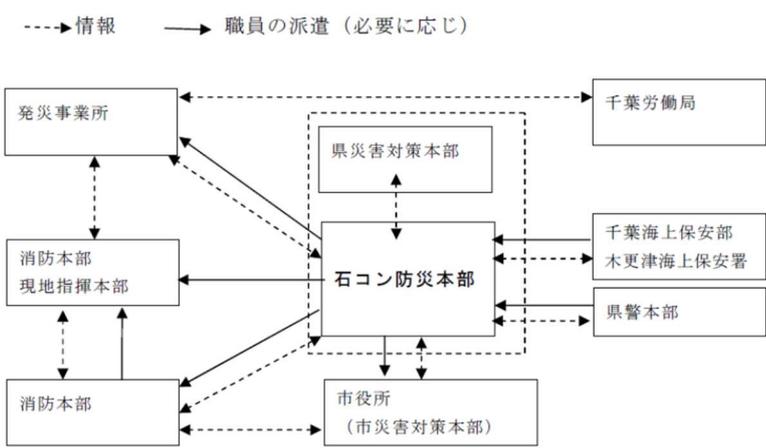
ページ数	修正案				
104 ～105	第2章 応急対策 第1節 防災本部の活動体制 2 災害時等における事務局の体制 (4) 事務局各班の分掌事務				
班		構成機関（第二配備）	分掌事務	主要業務内容	備考
指揮班		消防課（2）	1 調整・指揮等	（略）	
		産業保安課（2）	2 他の機関の出勤 要請	（1）～（2）（略） （3）広域応援要請 ②九都県市への応援要請 （九都県市災害時相互応援等に関する協定）	
（略）					
本部連絡班		総務課 防災政策課 危機管理課 医療整備課	1 本部員・幹事への 連絡	本部員、幹事と、その所属 機関との連絡	
		薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 産業振興課 水産局水産課 水産局漁業資源課 県土整備政策課 港湾課 <u>（企）水道部計画課</u> <u>（企）工業用水部</u> <u>施設設備課</u> <u>（企）土地管理部</u> <u>土地事業調整課</u> （各2計32）	2 本部事務局と各 課との連絡・調整	本部事務局と各部局、関 係機関等との連絡・調整	
備考1（略） 2 現地派遣班の県職員は、指揮班から現地派遣の指示があるまでの間は情報班を応援するものとする。 3～4（略）					

現行（平成29年8月修正）					修正理由
第2章 応急対策 第1節 防災本部の活動体制 2 災害時等における事務局の体制 (4) 事務局各班の分掌事務					○ 誤字による修正 ○ 県の組織改編による修正
班	構成機関（第二配備）	分掌事務	主要業務内容	備考	
指揮班	消防課（2） 産業保安課（2）	1 調整・指揮等	（略）		
		2 他の機関の出勤要請	（1）～（2）（略） （3）広域応援要請 ②九都県市への応援要請 （九都県市災害時相互応援に関する協定）		
（略）					
本部連絡班	総務課 防災政策課 危機管理課 医療整備課	1 本部員・幹事への連絡	本部員、幹事と、その所属機関との連絡		
	業務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 産業振興課 水産局水産課 水産局漁業資源課 県土整備政策課 港湾課 <u>（水）計画課</u> <u>（水）施設設備課</u> <u>（企）経営管理課</u> (各2計32)	2 本部事務局と各課との連絡・調整	本部事務局と各部局、関係機関等との連絡・調整		
備考1（略）					○ 空白の削除
2 現地派遣班の県職員は、指揮班から現地派遣の指示があるまでの間は情報班を応援するものと <u> </u> する。					
3～4（略）					

ページ数	修正案										
106	<p>(5) 事務局各班の分掌事務に係る具体的な活動</p> <p>指揮班</p> <p>ア 調整・指揮等 (略)</p> <p>イ 他の機関の出動要請 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 広域応援</p> <p>a (略)</p> <p>b 九都県市への応援要請 (九都県市災害時相互応援等)に関する協定)</p> <p>c (略)</p>										
109	<p>(6) 災害時における本部事務局所属課 (防災危機管理部を除く) の業務 (例示)</p> <table border="1" data-bbox="375 824 1410 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 824 667 875">部課名</th> <th data-bbox="667 824 1410 875">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="375 875 1410 913">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 913 667 1025"><u>企業局</u>水道部計画課</td> <td data-bbox="667 913 1410 1025"> 1 <u>企業局水道部</u>の連絡調整に関すること 2 <u>企業局水道部の所掌する事業区域内</u>の被害調査及び 応急対策の取りまとめに関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1025 667 1137"><u>企業局</u>工業用水部 施設設備課</td> <td data-bbox="667 1025 1410 1137"> 1 <u>企業局工業用水部の連絡調整に関すること</u> 2 <u>企業局工業用水部の所掌する事業区域内の被害調査 及び応急対策の取りまとめに関すること</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1137 667 1249"><u>企業局</u>土地管理部 <u>土地事業調整課</u></td> <td data-bbox="667 1137 1410 1249"> 1 <u>企業局土地管理部の連絡調整に関すること</u> 2 <u>企業局土地管理部</u>の所掌する事業区域内の被害調査 及び応急対策の取りまとめに関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部課名	業務内容	(略)		<u>企業局</u> 水道部計画課	1 <u>企業局水道部</u> の連絡調整に関すること 2 <u>企業局水道部の所掌する事業区域内</u> の被害調査及び 応急対策の取りまとめに関すること	<u>企業局</u> 工業用水部 施設設備課	1 <u>企業局工業用水部の連絡調整に関すること</u> 2 <u>企業局工業用水部の所掌する事業区域内の被害調査 及び応急対策の取りまとめに関すること</u>	<u>企業局</u> 土地管理部 <u>土地事業調整課</u>	1 <u>企業局土地管理部の連絡調整に関すること</u> 2 <u>企業局土地管理部</u> の所掌する事業区域内の被害調査 及び応急対策の取りまとめに関すること
部課名	業務内容										
(略)											
<u>企業局</u> 水道部計画課	1 <u>企業局水道部</u> の連絡調整に関すること 2 <u>企業局水道部の所掌する事業区域内</u> の被害調査及び 応急対策の取りまとめに関すること										
<u>企業局</u> 工業用水部 施設設備課	1 <u>企業局工業用水部の連絡調整に関すること</u> 2 <u>企業局工業用水部の所掌する事業区域内の被害調査 及び応急対策の取りまとめに関すること</u>										
<u>企業局</u> 土地管理部 <u>土地事業調整課</u>	1 <u>企業局土地管理部の連絡調整に関すること</u> 2 <u>企業局土地管理部</u> の所掌する事業区域内の被害調査 及び応急対策の取りまとめに関すること										

現行（平成29年8月修正）	修正理由										
<p>(5) 事務局各班の分掌事務に係る具体的な活動</p> <p>指揮班</p> <p>ア 調整・指揮等 (略)</p> <p>イ 他の機関の出動要請 (ア)～(ウ) (略) (エ) 広域応援</p> <p>a (略)</p> <p>b 九都県市への応援要請（九都県市災害時相互応援等に関する協定）</p> <p>c (略)</p>	<p>○ 誤字の修正</p>										
<p>(6) 災害時における本部事務局所属課（防災危機管理部を除く）の業務（例示）</p>	<p>○ 県の組織改編による修正</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="202 826 491 875">部課名</th> <th data-bbox="491 826 1232 875">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="202 875 1232 913">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="202 913 491 1025"><u>水道局</u>水道部計画課</td> <td data-bbox="491 913 1232 1025">1 局内の連絡調整に関すること 2 局内の被害調査及び応急対策の取りまとめに関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="202 1025 491 1126"><u>水道局</u>工業用水部 施設設備課</td> <td data-bbox="491 1025 1232 1126">工業用水道事業の被害調査及び応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="202 1126 491 1216"><u>企業土地管理局</u> <u>経営管理課</u></td> <td data-bbox="491 1126 1232 1216"><u>企業土地管理局</u>の所掌する事業区域内の被害調査及び応急対策に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部課名	業務内容	(略)		<u>水道局</u> 水道部計画課	1 局内の連絡調整に関すること 2 局内の被害調査及び応急対策の取りまとめに関すること	<u>水道局</u> 工業用水部 施設設備課	工業用水道事業の被害調査及び応急対策に関すること	<u>企業土地管理局</u> <u>経営管理課</u>	<u>企業土地管理局</u> の所掌する事業区域内の被害調査及び応急対策に関すること	
部課名	業務内容										
(略)											
<u>水道局</u> 水道部計画課	1 局内の連絡調整に関すること 2 局内の被害調査及び応急対策の取りまとめに関すること										
<u>水道局</u> 工業用水部 施設設備課	工業用水道事業の被害調査及び応急対策に関すること										
<u>企業土地管理局</u> <u>経営管理課</u>	<u>企業土地管理局</u> の所掌する事業区域内の被害調査及び応急対策に関すること										

ページ数	修正案
110 ~ 111	<p>4 現地連絡室の設置</p> <p>本部長は、特定事業所において事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、現地本部を設置しない、又は設置するまでに時間を要する場合において、早期に防災関係機関が相互に情報を共有し、災害対応を調整するため特別の必要があると認めるときに、現地連絡室を設置することができる。</p> <p>(1) 設置基準 (略)</p> <p>(2) 廃止基準 (略)</p> <p>(3) 設置場所 <u>原則、発災事業所とし、あらかじめ設置場所を定めておくこととする。</u>ただし、発災事業所に設置できない場合には、本部長が適当と認める場所に設置することができる。</p> <p>(4) 設置の連絡 (略)</p> <p>(5) 体制 発災事業所は、関係者を集めて災害状況及び災害対応に必要な情報を<u>適切に提供するため、あらかじめ情報提供責任者（不在の場合の代理）及び提供すべき情報内容を定めておくこととする。</u> <u>また、関係者は、発災事業所からの情報を共有し、</u>必要に応じて相互に災害対応の調整を行う。</p>
112	<p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>(2) 現地本部非設置時</p> <p>現地本部を設置しない場合、防災本部は必要に応じて現地に職員を派遣するものとし、現地で収集した情報を防災本部へ集約し、防災関係機関へ伝達するものとする。</p> <div data-bbox="510 1500 1276 1948" style="text-align: center;"> <p>---->情報 —> 職員の派遣（必要に応じ）</p> </div>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>4 現地連絡室の設置</p> <p>本部長は、特定事業所において事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、現地本部を設置しない、又は設置するまでに時間を要する場合において、早期に防災関係機関が相互に情報を共有し、災害対応を調整するため特別の必要があると認めるときに、現地連絡室を設置することができる。</p> <p>(1) 設置基準 (略)</p> <p>(2) 廃止基準 (略)</p> <p>(3) 設置場所 <u>原則、発災事業所とする。</u>ただし、発災事業所に設置できない場合には、本部長が適当と認める場所に設置することができる。</p> <p>(4) 設置の連絡 (略)</p> <p>(5) 体制 発災事業所は、関係者を集めて災害状況及び災害対応に必要な情報を<u>提供し、関係者は、</u>必要に応じて相互に災害対応の調整を行う。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>(2) 現地本部非設置時</p> <p>現地本部を設置しない場合、防災本部は必要に応じて現地に職員を派遣するものとし、現地で収集した情報を防災本部へ集約し、防災関係機関へ伝達するものとする。</p>  <p>--->情報 —> 職員の派遣（必要に応じ）</p> <p>The diagram illustrates the operational structure during a disaster when a local headquarters is not established. It shows a central 'Ishikawa Disaster Response Headquarters' (石コン防災本部) which is part of the 'Prefecture Disaster Response Headquarters' (県災害対策本部). This central unit is connected via dashed arrows (information) to the 'Disaster Site' (発災事業所), 'Fire Department Local Command' (消防本部 現地指揮本部), and 'Municipal Office' (市役所). Solid arrows (staff deployment) point from the central unit to the 'Disaster Site', 'Fire Department Local Command', and 'Municipal Office'. The central unit also has bidirectional dashed arrows with the 'Prefecture Labor Office' (千葉労働局), 'Chiba Maritime Security Department' (千葉海上保安部), 'Mutsu Bay Maritime Security Station' (木更津海上保安署), and 'Prefecture Police Department' (県警本部). The 'Municipal Office' is also connected to the 'Municipal Disaster Response Headquarters' (市災害対策本部).</p>	<p>○ 現地連絡室の運用方法の具体化</p> <p>○ 現地連絡室を図示</p>

ページ数	修正案
113	<p>第2節 異常現象等の通報</p> <p>特定事業所及び防災関係機関は、特別防災区域に係る<u>異常現象発生時、地震発生時及び大雨、強風、高潮等の発生時</u>には、次により通報を行うものとする。</p> <p>1 通報基準</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 大雨、強風、高潮等の発生時</u></p> <p><u>ア 特定事業所</u></p> <p><u>特定事業所は、防災本部が必要と認めた場合には、気象が安定し、安全が確保された後防災規程等に定めるところにより、所内の点検を実施し、別に定める「千葉県石油コンビナート関係防災情報受伝達要領」(以下「防災情報受伝達要領」という。)により、その結果を消防機関に通報するものとする。</u></p> <p><u>なお、その後に判明した事項及び異常のあった詳細については、判明次第報告するものとする。</u></p> <p><u>イ 消防機関</u></p> <p><u>各特定事業所からの点検結果をとりまとめ、遅滞なく防災本部に連絡するものとする。</u></p> <p><u>ウ 防災本部</u></p> <p><u>防災本部は、各消防機関からの情報を取りまとめ、県災害対策本部(県災害対策本部が設置されていない場合は、危機管理課)に報告し、「火災・災害等即報要領」による国への報告について調整するとともに、速やかに関係各部署に情報提供する。</u></p>
114	<p>2 通報内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 大雨、強風、高潮等の発生時(異常現象発生の場合は(1)による。)</u></p> <p><u>特定事業所は、次のアの項目について報告する。</u></p> <p><u>消防機関は、管轄の特定事業所の通報内容を取りまとめのうえ、防災情報受伝達要領に基づく指定様式(別記様式3)により報告する。</u></p> <p><u>ア 大雨、強風、高潮等による影響と事業所として実施した措置</u></p>
117	<p>2 通報内容</p> <p>別記様式2</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域地震影響報告</p> <p>記入上の留意事項</p> <p>1 <u>気象庁発表震度が5弱以上の場合に調査を実施する。</u>調査対象は管内の全特定事業所であること。ただし、震度、加速度の欄は地震計を設置している事業所についてのみ記入すること。</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>	<p>○風水害時の対応を追加</p>

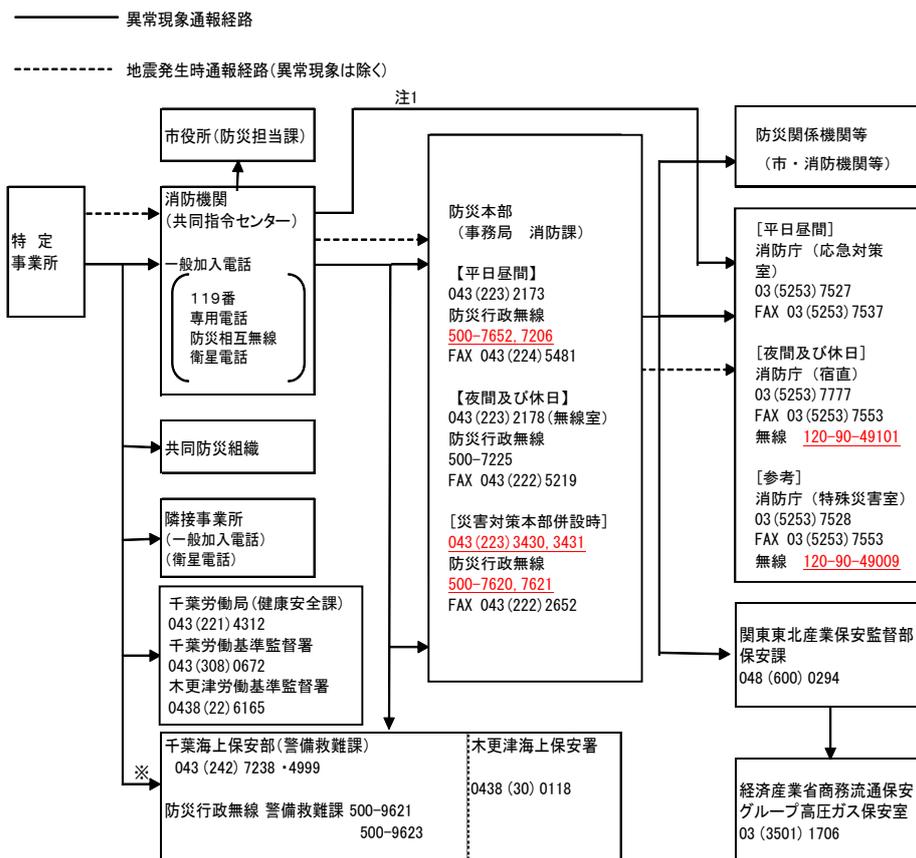
119

3 通報経路及び手段

通報の方法は、有線（一般加入電話、専用電話、110番、119番等）、防災行政無線若しくは防災相互無線、衛星電話、又は徒歩連絡等複数の通報手段を確保し、状況に応じ最も迅速、確実な方法で行うものとする。一般加入電話は、災害時優先電話への登録に努めること。

(略)

(1) 特別防災区域異常現象等連絡系統図



注1: 消防庁長官から要請があった場合は、第1報後も引き続き行う。

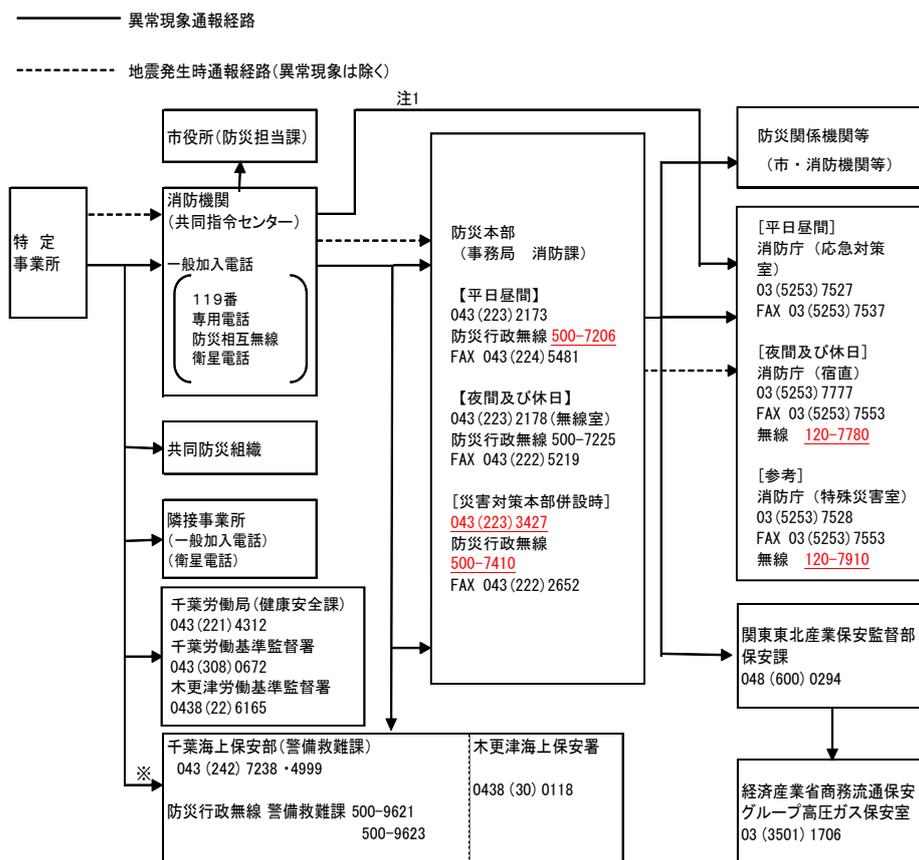
※ 海上に係る異常現象の発生又は発生のおそれがある場合

3 通報経路及び手段

通報の方法は、有線（一般加入電話、専用電話、110番、119番等）、防災行政無線若しくは防災相互無線、衛星電話、ソーシャルネットワーキングサービス又は徒歩連絡等複数の通報手段を確保し、状況に応じ最も迅速、確実な方法で行うものとする。一般加入電話は、災害時優先電話への登録に努めること。

（略）

（1）特別防災区域異常現象等連絡系統図



注1：消防庁長官から要請があった場合は、第1報後も引き続き行う。

海上に係る異常現象の発生又は発生のおそれがある場合

○通報手段として適切ではないため削除

○時点修正

ページ数	修正案																																	
121	<p>4 大規模地震及び災害発生時の通報・連絡体制の確立</p> <p>(1) 特定事業所 ア～エ (略)</p> <p>オ 通報の手段は、災害の状況及び通報先（行政機関、内部関係課、現場従業員）等に応じ次の手段について指定と順位を定めておくものとし、災害時には停電や回線の輻輳等のおそれがあることから、複数の手段を確保しておくものとする。</p> <p>携帯式無線機、専用電話、一般加入電話、衛星電話、サイレン、一斉通報設備、メーリングリスト、伝令 (略)</p>																																	
123	<p>(2) 防災本部</p> <p>【防災本部の連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="379 837 1418 1133"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="379 837 587 887">防災本部の状況</th> <th colspan="2" data-bbox="587 837 1015 887">第一連絡先（NTT）</th> <th colspan="2" data-bbox="1015 837 1418 887">第二連絡先（防災行政無線）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="587 887 796 936">電 話</th> <th data-bbox="796 887 1015 936">F A X</th> <th data-bbox="1015 887 1230 936">電 話</th> <th data-bbox="1230 887 1418 936">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 936 507 985">非常第一</td> <td data-bbox="507 936 587 985">日中</td> <td data-bbox="587 936 796 985">043(223)2173</td> <td data-bbox="796 936 1015 985">043(224)5481</td> <td data-bbox="1015 936 1230 985">500-7652, 7206</td> <td data-bbox="1230 936 1418 985">500-7207</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 985 507 1034">配備体制</td> <td data-bbox="507 985 587 1034">夜間</td> <td data-bbox="587 985 796 1034">043(223)2178</td> <td data-bbox="796 985 1015 1034">043(222)5219</td> <td data-bbox="1015 985 1230 1034">500-7225</td> <td data-bbox="1230 985 1418 1034">500-7110</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1034 507 1084">非常第二</td> <td data-bbox="507 1034 587 1084">日中</td> <td data-bbox="587 1034 796 1084">043(223) <u>3430</u></td> <td data-bbox="796 1034 1015 1084" rowspan="2">043(222)2652</td> <td data-bbox="1015 1034 1230 1084" rowspan="2">500-7620, <u>7621</u></td> <td data-bbox="1230 1034 1418 1084" rowspan="2">500-7298</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1084 507 1133">配備体制</td> <td data-bbox="507 1084 587 1133">夜間</td> <td data-bbox="587 1084 796 1133"><u>043(223)3431</u></td> </tr> </tbody> </table>	防災本部の状況		第一連絡先（NTT）		第二連絡先（防災行政無線）				電 話	F A X	電 話	F A X	非常第一	日中	043(223)2173	043(224)5481	500- 7652 , 7206	500-7207	配備体制	夜間	043(223)2178	043(222)5219	500-7225	500-7110	非常第二	日中	043(223) <u>3430</u>	043(222)2652	500-7620, <u>7621</u>	500-7298	配備体制	夜間	<u>043(223)3431</u>
防災本部の状況		第一連絡先（NTT）		第二連絡先（防災行政無線）																														
		電 話	F A X	電 話	F A X																													
非常第一	日中	043(223)2173	043(224)5481	500- 7652 , 7206	500-7207																													
配備体制	夜間	043(223)2178	043(222)5219	500-7225	500-7110																													
非常第二	日中	043(223) <u>3430</u>	043(222)2652	500-7620, <u>7621</u>	500-7298																													
配備体制	夜間	<u>043(223)3431</u>																																

現行（平成29年8月修正）				修正理由																															
<p>4 大規模地震及び災害発生時の通報・連絡体制の確立</p> <p>(1) 特定事業所</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 通報の手段は、災害の状況及び通報先（行政機関、内部関係課、現場従業員）等に応じ次の手段について指定と順位を定めておくものとし、災害時には停電や回線の輻輳等のおそれがあることから、複数の手段を確保しておくものとする。</p> <p>携帯式無線機、専用電話、一般加入電話、衛星電話、サイレン、一斉通報設備、<u>ソーシャルネットワーキングサービス</u>、メーリングリスト、伝令（略）</p> <p>(2) 防災本部</p> <p>【防災本部の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">防災本部の状況</th> <th colspan="2">第一連絡先（NTT）</th> <th colspan="2">第二連絡先（防災行政無線）</th> </tr> <tr> <th>電話</th> <th>FAX</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常第一</td> <td>日中</td> <td>043(223)2173</td> <td>043(224)5481</td> <td>500-7206</td> <td>500-7207</td> </tr> <tr> <td>配備体制</td> <td>夜間</td> <td>043(223)2178</td> <td>043(222)5219</td> <td>500-7225</td> <td>500-7110</td> </tr> <tr> <td>非常第二</td> <td>日中</td> <td rowspan="2">043(223)<u>3429</u></td> <td rowspan="2">043(222)2652</td> <td rowspan="2">500-7620</td> <td rowspan="2">500-7298</td> </tr> <tr> <td>配備体制</td> <td>夜間</td> </tr> </tbody> </table>				防災本部の状況		第一連絡先（NTT）		第二連絡先（防災行政無線）		電話	FAX	電話	FAX	非常第一	日中	043(223)2173	043(224)5481	500-7206	500-7207	配備体制	夜間	043(223)2178	043(222)5219	500-7225	500-7110	非常第二	日中	043(223) <u>3429</u>	043(222)2652	500-7620	500-7298	配備体制	夜間	<p>○通報手段として適切ではないため削除</p> <p>○連絡先の修正及び追加</p>	
防災本部の状況		第一連絡先（NTT）				第二連絡先（防災行政無線）																													
		電話	FAX	電話	FAX																														
非常第一	日中	043(223)2173	043(224)5481	500-7206	500-7207																														
配備体制	夜間	043(223)2178	043(222)5219	500-7225	500-7110																														
非常第二	日中	043(223) <u>3429</u>	043(222)2652	500-7620	500-7298																														
配備体制	夜間																																		

ページ数	修正案																																					
130	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 255 481 313">災害事象</th> <th data-bbox="488 255 663 313">影響の評価指標</th> <th data-bbox="670 255 817 313">想定される影響範囲</th> <th data-bbox="823 255 948 313">影響の継続時間</th> <th data-bbox="954 255 1161 313">影響の内容/災害拡大の危険性</th> <th data-bbox="1168 255 1375 313">周辺住民等の避難の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 322 481 600">高圧ガスの貯槽の爆発火災 (BLEVE及びファイヤーボール)</td> <td data-bbox="488 322 663 600">爆風圧 【基準値:2.1kPa】 ※安全限界(この値以下では95%の確率で大きな被害はない)、窓ガラスの10%が破壊される。(※2)</td> <td data-bbox="670 322 817 600">爆風圧により窓ガラス等が割れることによる2次被害の恐れがあり、この影響は比較的広範囲(最大約1km)となる。</td> <td data-bbox="823 322 948 600">短時間の影響</td> <td data-bbox="954 322 1161 600">・至近距離では、爆発による直接的影響(鼓膜損傷、気道熱傷等)の恐れがある。 ・爆風圧で窓ガラス等が割れることによる2次被害の恐れがある。</td> <td data-bbox="1168 322 1375 600">被災タンク周辺では、上記飛散物の対応に同じ。 なお、放射熱の影響範囲内では、建屋の窓ガラスが破損する可能性があると考え、その旨を注意喚起する。(※1)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 609 481 904"></td> <td data-bbox="488 609 663 904">放射熱 【基準値:タンクごと異なる】 ※各タンクの燃焼継続時間(最大値)に応じ、放射熱を受け続けることにより火傷を生じる程度の熱量を設定</td> <td data-bbox="670 609 817 904">ファイヤーボールによる放射熱の影響は非常に広範囲(最大約4.5km)に及ぶ。</td> <td data-bbox="823 609 948 904">ファイヤーボールによる放射熱は数秒～70秒程度の間継続する。</td> <td data-bbox="954 609 1161 904">・至近距離では、放射熱による火傷の恐れがある。ただし、燃焼継続時間が短いことから、物陰に入るなどにより防御することができる。</td> <td data-bbox="1168 609 1375 904">肌が露出した状態で熱を受け続けることがなければ防ぐことができる。一般地域の住民等にあつては、原則、屋内退避が妥当であると考えられる。(※1)</td> </tr> </tbody> </table>						災害事象	影響の評価指標	想定される影響範囲	影響の継続時間	影響の内容/災害拡大の危険性	周辺住民等の避難の目安	高圧ガスの貯槽の爆発火災 (BLEVE及びファイヤーボール)	爆風圧 【基準値:2.1kPa】 ※安全限界(この値以下では95%の確率で大きな被害はない)、窓ガラスの10%が破壊される。(※2)	爆風圧により窓ガラス等が割れることによる2次被害の恐れがあり、この影響は比較的広範囲(最大約1km)となる。	短時間の影響	・至近距離では、爆発による直接的影響(鼓膜損傷、気道熱傷等)の恐れがある。 ・爆風圧で窓ガラス等が割れることによる2次被害の恐れがある。	被災タンク周辺では、上記飛散物の対応に同じ。 なお、放射熱の影響範囲内では、建屋の窓ガラスが破損する可能性があると考え、その旨を注意喚起する。(※1)		放射熱 【基準値:タンクごと異なる】 ※各タンクの燃焼継続時間(最大値)に応じ、放射熱を受け続けることにより火傷を生じる程度の熱量を設定	ファイヤーボールによる放射熱の影響は非常に広範囲(最大約4.5km)に及ぶ。	ファイヤーボールによる放射熱は数秒～70秒程度の間継続する。	・至近距離では、放射熱による火傷の恐れがある。ただし、燃焼継続時間が短いことから、物陰に入るなどにより防御することができる。	肌が露出した状態で熱を受け続けることがなければ防ぐことができる。一般地域の住民等にあつては、原則、屋内退避が妥当であると考えられる。(※1)														
災害事象	影響の評価指標	想定される影響範囲	影響の継続時間	影響の内容/災害拡大の危険性	周辺住民等の避難の目安																																	
高圧ガスの貯槽の爆発火災 (BLEVE及びファイヤーボール)	爆風圧 【基準値:2.1kPa】 ※安全限界(この値以下では95%の確率で大きな被害はない)、窓ガラスの10%が破壊される。(※2)	爆風圧により窓ガラス等が割れることによる2次被害の恐れがあり、この影響は比較的広範囲(最大約1km)となる。	短時間の影響	・至近距離では、爆発による直接的影響(鼓膜損傷、気道熱傷等)の恐れがある。 ・爆風圧で窓ガラス等が割れることによる2次被害の恐れがある。	被災タンク周辺では、上記飛散物の対応に同じ。 なお、放射熱の影響範囲内では、建屋の窓ガラスが破損する可能性があると考え、その旨を注意喚起する。(※1)																																	
	放射熱 【基準値:タンクごと異なる】 ※各タンクの燃焼継続時間(最大値)に応じ、放射熱を受け続けることにより火傷を生じる程度の熱量を設定	ファイヤーボールによる放射熱の影響は非常に広範囲(最大約4.5km)に及ぶ。	ファイヤーボールによる放射熱は数秒～70秒程度の間継続する。	・至近距離では、放射熱による火傷の恐れがある。ただし、燃焼継続時間が短いことから、物陰に入るなどにより防御することができる。	肌が露出した状態で熱を受け続けることがなければ防ぐことができる。一般地域の住民等にあつては、原則、屋内退避が妥当であると考えられる。(※1)																																	
131	<p>4 避難の方法と誘導 (略)</p> <p>各市は、特別防災区域の近隣に次のとおり避難場所を指定している。 なお、災害の態様・規模・風向・風速等を考慮した広域的な避難場所を <u>あらかじめ</u> 選定しておくものとする。</p>																																					
132	<p>避難場所一覧 (抜粋) <u>(平成31年4月現在)</u></p> <p>ア～エ (略)</p>																																					
133	<p>オ 袖ヶ浦市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>蔵波小学校</td> <td>蔵波台4-19-1</td> <td>〃 (63) 6351</td> </tr> <tr> <td><u>6～10</u></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 君津市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>日本製鉄</u>(株)大和田グラウンド</td> <td>大和田324</td> <td>〃 (52) 3571</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>						No.	名 称	所 在 地	電 話	(略)				<u>5</u>	蔵波小学校	蔵波台4-19-1	〃 (63) 6351	<u>6～10</u>	(略)			No.	名 称	所 在 地	電 話	(略)				6	<u>日本製鉄</u> (株)大和田グラウンド	大和田324	〃 (52) 3571	(略)			
No.	名 称	所 在 地	電 話																																			
(略)																																						
<u>5</u>	蔵波小学校	蔵波台4-19-1	〃 (63) 6351																																			
<u>6～10</u>	(略)																																					
No.	名 称	所 在 地	電 話																																			
(略)																																						
6	<u>日本製鉄</u> (株)大和田グラウンド	大和田324	〃 (52) 3571																																			
(略)																																						

ページ数	修正案				
135	日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表				
	区分	名称	1 個班の編成	構成	摘要
	日赤救護班	日本赤十字社千葉県支部 [第1～第12救護班]	医師(班長) 1名 看護師長 1名 看護師 2名 薬剤師 1名 主事 2名	成田赤十字病院に12個班	<u>本表外に予備救護班を千葉県赤十字血液センターに2個班を編成。</u>
	血液搬送	千葉県赤十字血液センター [血液供給要員]	<u>血液供給要員2名</u>	計4名を登録	医療機関へ血液製剤を供給するための血液供給要員を登録
(略)					
137	第6節 警備・交通規制対策				
～	1 警備対策				
138	(2) 海上保安部				
	<p>保安部は、海上災害発生海域への船舶の<u>進入</u>禁止等の航行制限及び警戒並びに犯罪を未然に防止し、治安の維持を図るため次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>				
	2 交通規制対策				
	(1)～(4) (略)				
	(5) 緊急通行車両の確認等				
	ア (略)				
	イ (ア)～(ウ) (略)				
	(エ) 事前届出・確認に関する手続は別に定める。				

現行（平成29年8月修正）					修正理由
4 避難の方法と誘導					○時点修正 (H31.4.1時点)
日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表					
区分	名称	1個班の編成	構成	摘要	
日赤救護班	日本赤十字社千葉県支部 [第1～第12救護班]	医師(班長) 1名 看護師長 1名 看護師 2名 薬剤師 1名 主事 2名	成田赤十字病院に 12個班	<u>本表外に予備救護班を千葉県赤十字血液センターに1個班、千葉県赤十字血液センター千葉港出張所に1個班を編成。また、全国各都道府県支部に495個班を編成。</u>	
血液搬送	千葉県赤十字血液センター <u>千葉県千葉港赤十字血液センター[血液製剤供給班]</u>	<u>供給要員 2名</u>	<u>各血液センターに2名</u> 計4名を登録	医療機関へ血液製剤を供給するための血液供給要員を登録	
(略)					
第6節 警備・交通規制対策					
1 警備対策					
(2) 海上保安部					
保安部は、海上災害発生海域への船舶の <u>侵入</u> 禁止等の航行制限及び警戒並びに犯罪を未然に防止し、治安の維持を図るため次の措置を講ずる。					○誤字の修正
2 交通規制対策					
(1)～(4) (略)					
(5) 緊急通行車両の確認等					
ア (略)					
イ (ア)～(ウ) (略)					
(エ) 事前届出・確認に関する <u>手続き</u> は別に定める。					○適切な表記に修正

ページ数	修正案
141	<p>第7節 防災資機材等の調達・輸送計画</p> <p>4 ドラゴンハイパー・コマンドユニット及びスクラムフォースの出動 石油タンクやプラント火災等において、大量の泡放射や放水が有効なときや消防隊員が災害現場に近づけないときであって、既存の防災資機材のみでは、効果が得られない場合、又はそのおそれがある場合は、市原市消防局に配備しているドラゴンハイパー・コマンドユニット及びスクラムフォースを次により、活用するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第8節 総合的防御策</p> <p>災害防御対策は、本章各節の対策が有機的に展開されることを意味し、いわば集大成としての対策項目である。したがって、この対策の中には広報、避難等の各対策も示した。そして、この具体的細部の動き方は、各節のなかで策定されている。なお、本計画では災害想定ごとに対応した防御対策、すなわち一つの基本型を示したのであり、災害場所の変動ごとに応用動作をもって対処することとする。</p> <p>したがって、防災関係機関等は、防災アセスメント調査結果等を参考に、施設の具体的な状況を反映した災害の発生危険性について検討し、危険性があると考えられる場合には、災害が発生した場合の影響を想定して、具体的な対応計画（活動マニュアル）を事前に作成しておくことが望ましい。</p>
160	<p>2 危険物の流出・火災</p> <p>(1) 放射熱に対する危険距離</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 耐熱服で耐えられる危険距離 放射熱に対する耐熱服で耐えられる許容値は、一般に$9,302\text{ J}/\text{m}^2\cdot\text{s}$とされている。この場合の耐熱服は地表面にあるものとみなす。</p> <p>ウ 放射熱に対する発災等危険距離 放射熱に対する木造家屋等への許容値は、一般に$4,651\text{ J}/\text{m}^2\cdot\text{s}$とされている。この場合の木造家屋等（受熱面）は図-1（150頁）の位置にあるものとみなす。</p> <p>(2) 必要泡消火薬剤の量 (略)</p> <p>(3) 消防力の算定 火災の態様ごと消火に必要なとする消防力は次により算定する。 消防水利及び消火薬剤が十分で1時間で消火可能とした場合、これに必要な化学車は、上記で算定した必要消火薬剤量を化学車の能力（1時間あたり使用する消火薬剤量）で除して算定する。</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第7節 防災資機材等の調達・輸送計画</p> <p>4 ドラゴンハイパー・コマンドユニットの出動</p> <p>石油タンクやプラント火災等において、大量の泡放射や放水が有効なときであつて、既存の防災資機材のみでは、効果が得られない場合、又はそのおそれがある場合は、市原市消防局に配備しているドラゴンハイパー・コマンドユニットを次により、活用するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第8節 総合的防御策</p> <p>災害防御対策は、本章各節の対策が有機的に展開されることを意味し、いわば集大成としての対策項目である。従つて、この対策の中には広報、避難等の各対策も示した。そして、この具体的細部の動き方は、各節のなかで策定されている。なお、本計画では災害想定ごとに対応した防御対策、すなわち一つの基本型を示したのであり、災害場所の変動ごとに応用動作をもって対処することとする。</p> <p>従つて、防災関係機関等は、防災アセスメント調査結果等を参考に、施設の具体的な状況を反映した災害の発生危険性について検討し、危険性があると考えられる場合には、災害が発生した場合の影響を想定して、具体的な対応計画（活動マニュアル）を事前に作成しておくことが望ましい。</p> <p>2 危険物の流出・火災</p> <p>(1) 放射熱に対する危険距離</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 耐熱服で耐えられる危険距離</p> <p>放射熱に対する耐熱服で耐えられる許容値は、一般に$9,302\text{ J}/\text{m}^2\cdot\text{s}$とされている。この場合<u> </u>の耐熱服は地表面にあるものとみなす。</p> <p>ウ 放射熱に対する発災等危険距離</p> <p>放射熱に対する木造家屋等への許容値は、一般に$4,651\text{ J}/\text{m}^2\cdot\text{s}$とされている。この場合の木造家屋等（受熱面）は図-1（<u>128</u>頁）の位置にあるものとみなす。</p> <p>(2) 必要泡消火薬剤の量 (略)</p> <p>(3) 消防力の算定</p> <p>火災の態様ごと消火に必要とする消防力は次により算定する。</p> <p>消防水利及び消火薬剤が<u>充分</u>で1時間で消火可能とした場合、これに必要な化学車は、上記で算定した必要消火薬剤量を化学車の能力（1時間あたり使用する消火薬剤量）で除して算定する。</p>	<p>○今年度配備されたスクラムフォースの出動について記載</p> <p>○適切な表記へ修正</p> <p>○空白の削除</p> <p>○前回の修正漏れ</p> <p>○適切な表記へ修正</p>

ページ数	修正案
163	<p>3 可燃性ガス及び毒性ガスの漏洩、拡散、爆発</p> <p>(1) 特別防災区域内においてガスが漏洩した場合、防災関係機関は、次の事項を基本指針とし、応急措置を実施する。</p> <p>[漏洩・拡散の場合]</p> <p>①～② (略)</p> <p> 《塩素ガス》 (略)</p> <p> 《低温液化アンモニア》</p> <p> ア 想定概要 (略)</p> <p> イ 防御上取るべき措置</p> <p> (ア) 漏洩時の処置対策</p> <p> a 事故発生と同時に<u>あらかじめ</u>定められた緊急措置基準により行動する。</p> <p> b～d (略)</p>
168	<p>(3) 防除資機材の輸送集結</p> <p> ア (略)</p> <p> イ 「協議会」、「海水油濁処理機構」各機関及びその他の関係機関保有の資機材は、原則として、初動期においては各機関<u>ごと</u>に出動する船艇により現場輸送する。</p> <p> ウ (略)</p>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>3 可燃性ガス及び毒性ガスの漏洩、拡散、爆発</p> <p>(1) 特別防災区域内においてガスが漏洩した場合、防災関係機関は、次の事項を基本指針とし、応急措置を実施する。</p> <p>[漏洩・拡散の場合]</p> <p>①～② (略)</p> <p> <<塩素ガス>> (略)</p> <p> <<低温液化アンモニア>></p> <p> ア 想定概要 (略)</p> <p> イ 防御上取るべき措置</p> <p> (ア) 漏洩時の処置対策</p> <p> a 事故発生と同時に<u>予</u>め定められた緊急措置基準により行動する。</p> <p> b～d (略)</p> <p>(3) 防除資機材の輸送集結</p> <p> ア (略)</p> <p> イ 「協議会」、「海水油濁処理機構」各機関及びその他の関係機関保有の資機材は、原則として、初動期においては各機関<u>毎</u>に出動する船艇により現場輸送する。</p> <p> ウ (略)</p>	<p>○適切な表記へ修正</p> <p>○適切な表記へ修正</p>

ページ数	修正案
171	第9節 自衛隊の災害派遣要請計画
～	2 災害派遣の方法（防災危機管理部、 <u>市町村</u> ）
172	災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。
	(1) 知事の要請による災害派遣
	ア～イ (略)
	ウ (略)
	<u>市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</u>
	(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣
	ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。 <u>市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</u>
	イ～オ (略)
	<u>カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。</u>
172	3 災害派遣要請の手続等（防災危機管理部）
	(1) 要請者 (略)
	(2) 要請手続
	ア (略)
	イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は <u>千葉隊区担当部隊長</u> である第1空挺団長を、(略)
173	4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部、 <u>市町村</u> ）
	(1)～(2) (略)
	5 自衛隊との連絡 (<u>防災危機管理部</u>)
	(1)～(2) (略)
	(3) 連絡所の設置
	県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は <u>県庁内中庁舎10階</u> に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。
	6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、 <u>市町村</u> ）
	(1)～(2) (略)

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第9節 自衛隊の災害派遣要請計画</p> <p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部）</p> <p>災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。</p> <p>(1) 知事の要請による災害派遣</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣</p> <p>ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。<u>(追記)</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>3 災害派遣要請の手続等（防災危機管理部）</p> <p>(1) 要請者 (略)</p> <p>(2) 要請手続</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は<u>千葉災害隊区長</u>である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。</p> <p>4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5 自衛隊との連絡</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 連絡所の設置</p> <p>県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は<u>本庁舎5階</u>に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>○千葉県地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>○名称変更のため修正</p> <p>○千葉県地域防災計画の修正に伴う修正</p>

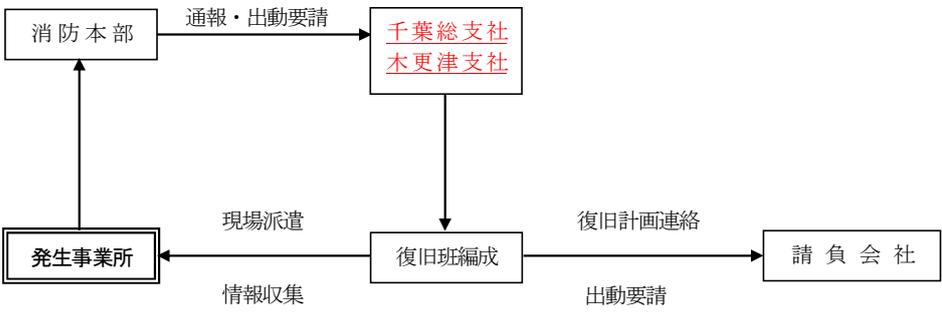
ページ数	修正案								
176	ヘリコプター発着場適地一覧 (平成 <u>31</u> 年4月現在)								
	区域名	所在地		ヘリポート等の名称	施設管理者又は占有者	広さ 巾×長さ (m)	最寄消防署からの距離 (m)	地図上の番号	
		市名	住所						
	(略)								
177	京葉臨海中部地区	千葉市	若葉区御殿町		アキラスポーツ フィールド駐車場	昱株式会社	<u>35×35</u>	1600	
		(略)							
178	京葉臨海南部地区	袖ヶ浦市	三ツ作741		根形中学校	学校長	<u>130×110</u>	3600	
			(略)						
			奈良輪425-1		奈良輪小学校	学校長	<u>100×140</u>	650	
	京葉臨海南部地区	君津市	東日笠522		旧清和中学校	市教育委員会	110×180	5800	
			(略)						
資料：千葉県地域防災計画（平成 <u>31</u> 年度修正）資料編 一部を加筆修正									

現行（平成29年8月修正）							修正理由
2 ヘリポート予定地 ヘリコプター発着場適地一覧（平成26年4月現在）							○時点修正 (H31.4.1時点)
区域名	所在地		ヘリポート等の名称	施設管理者又は占有者	広さ 巾×長さ (m)	最寄消防署から (m)	地図上の番号
	市名	住所					
(略)							
京葉臨海中部地区	千葉市	若葉区中田町	了徳寺大学 スポーツパーク	了徳寺大学	100×100	1600	
			(略)				
	袖ヶ浦市	三ツ作741	根形中学校	学校長	100×180	3600	
(略)							
		奈良輪425-1	奈良輪小学校	学校長	100×100	650	
(略)							
京葉臨海南部地区	君津市	東日笠522	清和中学校	市教育委員会	110×180	5800	

資料：千葉県地域防災計画（平成26年度修正）資料編 一部を加筆修正

ページ数	修正案										
180	<p>第10節 地震発生時等における応急対策 (略)</p> <p>1 地震計の整備 (略)</p> <p>2 特定事業所の応急対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 初動措置</p> <p>特定事業所は、地震直後の現場対応を図るため、職員の非常参集（特に休日・夜間の対応）を行うなど各設備ごとで緊急対応できる組織をつくり、現場装置施設の運転中止・脱圧・脱液・ブロック化等の非常安全措施及び漏洩箇所の防止等の初動措置をとる。</p>										
181	<p>震度別非常措置基準表（例）</p> <table border="1" data-bbox="440 824 1358 1379"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 824 616 875">指示加速度</th> <th data-bbox="616 824 1358 875">措 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 875 616 1021">5ガル ～ 50ガル (震度3～4)</td> <td data-bbox="616 875 1358 1021">一斉放送等を行い、荷役作業等を停止するとともに、場内の迅速な巡回点検を実施し、石油、ガス等の漏洩、飛散個所の早期発見に努める。また液面検出計の振動及び影響の状況を監視する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1021 616 1167">50ガル ～ 80ガル (震度4)</td> <td data-bbox="616 1021 1358 1167">特に圧力等の指示計の乱れに注意し保安上必要でない火源はすべて断ちプラント等の運転停止を準備する。また、最大限可能範囲で各装置、設備ごとに縁切り、ブロックする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1167 616 1312">80ガル ～ 250ガル (震度5弱)</td> <td data-bbox="616 1167 1358 1312">危険物及びガス導管等の緊急遮断を行い、保安上必要な用役部門を除くすべての装置、設備の緊急停止を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1312 616 1379">250ガル～ (震度5強以上)</td> <td data-bbox="616 1312 1358 1379">施設及び設備等が被害を受けるおそれが大きいため、プラント等の最低限の安全を確保する一次操作を実施し、一時プラント外の安全な所に退避する。</td> </tr> </tbody> </table>	指示加速度	措 置 基 準	5ガル ～ 50ガル (震度3～4)	一斉放送等を行い、荷役作業等を停止するとともに、場内の迅速な巡回点検を実施し、石油、ガス等の漏洩、飛散個所の早期発見に努める。また液面検出計の振動及び影響の状況を監視する。	50ガル ～ 80ガル (震度4)	特に圧力等の指示計の乱れに注意し保安上必要でない火源はすべて断ちプラント等の運転停止を準備する。また、最大限可能範囲で各装置、設備ごとに縁切り、ブロックする。	80ガル ～ 250ガル (震度5弱)	危険物及びガス導管等の緊急遮断を行い、保安上必要な用役部門を除くすべての装置、設備の緊急停止を行う。	250ガル～ (震度5強以上)	施設及び設備等が被害を受けるおそれが大きいため、プラント等の最低限の安全を確保する一次操作を実施し、一時プラント外の安全な所に退避する。
指示加速度	措 置 基 準										
5ガル ～ 50ガル (震度3～4)	一斉放送等を行い、荷役作業等を停止するとともに、場内の迅速な巡回点検を実施し、石油、ガス等の漏洩、飛散個所の早期発見に努める。また液面検出計の振動及び影響の状況を監視する。										
50ガル ～ 80ガル (震度4)	特に圧力等の指示計の乱れに注意し保安上必要でない火源はすべて断ちプラント等の運転停止を準備する。また、最大限可能範囲で各装置、設備ごとに縁切り、ブロックする。										
80ガル ～ 250ガル (震度5弱)	危険物及びガス導管等の緊急遮断を行い、保安上必要な用役部門を除くすべての装置、設備の緊急停止を行う。										
250ガル～ (震度5強以上)	施設及び設備等が被害を受けるおそれが大きいため、プラント等の最低限の安全を確保する一次操作を実施し、一時プラント外の安全な所に退避する。										
184	<p>4 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通報手段</p> <p>専用電話（事業所←→消防本部）、防災相互無線、防災行政無線、一般加入電話、衛星電話又はメーリングリストの活用方法の拡充を図る。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>										

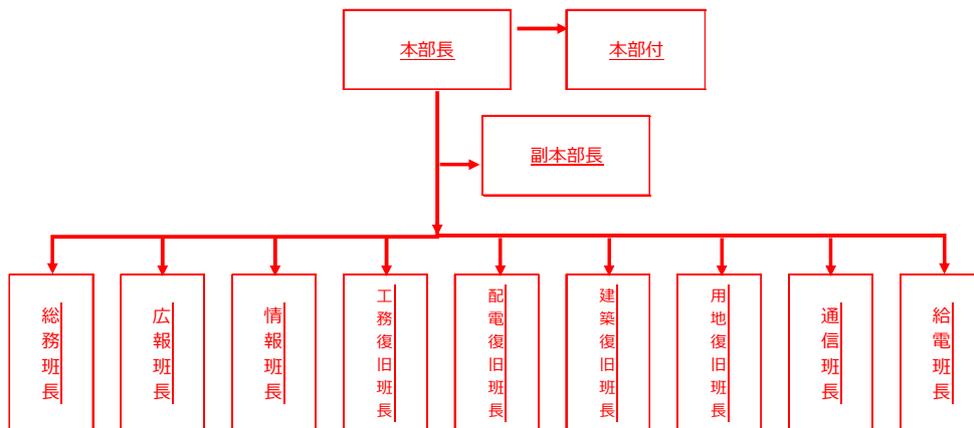
現行（平成29年8月修正）	修正理由										
<p>第10節 地震発生時等における応急対策 （略）</p> <p>1 地震計の整備 （略）</p> <p>2 特定事業所の応急対策 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 初動措置</p> <p>特定事業所は、地震直後の現場対応を図るため、職員の非常参集（特に休日・夜間の対応）を行うなど各設備毎で緊急対応できる組織をつくり、現場装置施設の運転中止・脱圧・脱液・ブロック化等の非常安全措施及び漏洩箇所の防止等の初動措置をとる。</p> <p>震度別非常措置基準表（例）</p> <table border="1" data-bbox="252 824 1166 1384"> <thead> <tr> <th>指示加速度</th> <th>措 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5ガル ～ 50ガル (震度3～4)</td> <td>一斉放送等を行い、荷役作業等を停止するとともに、場内の迅速な巡回点検を実施し、石油、ガス等の漏洩、飛散個所の早期発見に努める。また液面検出計の振動及び影響の状況を監視する。</td> </tr> <tr> <td>50ガル ～ 80ガル (震度4)</td> <td>特に圧力等の指示計の乱れに注意し保安上必要でない火源はすべて断ちプラント等の運転停止を準備する。また、最大限可能範囲で各装置、設備毎に縁切りし、ブロックする。</td> </tr> <tr> <td>80ガル ～ 250ガル (震度5弱)</td> <td>危険物及びガス導管等の緊急遮断を行い、保安上必要な用役部門を除くすべての装置、設備の緊急停止を行う。</td> </tr> <tr> <td>250ガル～ (震度5強以上)</td> <td>施設及び設備等が被害を受けるおそれが大きいため、プラント等の最低限の安全を確保する一次操作を実施し、一時プラント外の安全な所に退避する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 情報の収集・伝達 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 通報手段</p> <p>専用電話（事業所←→消防本部）、防災相互無線、防災行政無線、一般加入電話、衛星電話、<u>ソーシャルネットワーキングサービス</u>又はメーリングリストの活用方法の拡充を図る。</p> <p>（3）～（4） （略）</p>	指示加速度	措 置 基 準	5ガル ～ 50ガル (震度3～4)	一斉放送等を行い、荷役作業等を停止するとともに、場内の迅速な巡回点検を実施し、石油、ガス等の漏洩、飛散個所の早期発見に努める。また液面検出計の振動及び影響の状況を監視する。	50ガル ～ 80ガル (震度4)	特に圧力等の指示計の乱れに注意し保安上必要でない火源はすべて断ちプラント等の運転停止を準備する。また、最大限可能範囲で各装置、設備毎に縁切りし、ブロックする。	80ガル ～ 250ガル (震度5弱)	危険物及びガス導管等の緊急遮断を行い、保安上必要な用役部門を除くすべての装置、設備の緊急停止を行う。	250ガル～ (震度5強以上)	施設及び設備等が被害を受けるおそれが大きいため、プラント等の最低限の安全を確保する一次操作を実施し、一時プラント外の安全な所に退避する。	<p>○適切な表記へ修正</p> <p>○適切な表記へ修正</p> <p>○通報手段として適切ではないため削除</p>
指示加速度	措 置 基 準										
5ガル ～ 50ガル (震度3～4)	一斉放送等を行い、荷役作業等を停止するとともに、場内の迅速な巡回点検を実施し、石油、ガス等の漏洩、飛散個所の早期発見に努める。また液面検出計の振動及び影響の状況を監視する。										
50ガル ～ 80ガル (震度4)	特に圧力等の指示計の乱れに注意し保安上必要でない火源はすべて断ちプラント等の運転停止を準備する。また、最大限可能範囲で各装置、設備毎に縁切りし、ブロックする。										
80ガル ～ 250ガル (震度5弱)	危険物及びガス導管等の緊急遮断を行い、保安上必要な用役部門を除くすべての装置、設備の緊急停止を行う。										
250ガル～ (震度5強以上)	施設及び設備等が被害を受けるおそれが大きいため、プラント等の最低限の安全を確保する一次操作を実施し、一時プラント外の安全な所に退避する。										

ページ数	修正案												
185	<p>第3章 公共施設等の災害復旧</p> <p>第1節 電気施設（東京電力ホールディングス（株））</p> <p>1 特別防災区域内の各支社及び発電所一覧</p> <table border="1" data-bbox="391 347 1404 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 347 646 443">区 域</th> <th data-bbox="646 347 1066 443">各支社（電話） （東京電力パワーグリッド株）</th> <th data-bbox="1066 347 1404 443">各 火 力 発 電 所 <u>（株）JERA</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 443 646 510">京葉臨海北部地区</td> <td data-bbox="646 443 1066 510"><u>千葉総支社</u></td> <td data-bbox="1066 443 1404 510"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 510 646 947">京葉臨海中部地区</td> <td data-bbox="646 510 1066 947"><u>千葉市中央区富士見2-9-5</u> <u>043(370)2500 連絡窓口</u></td> <td data-bbox="1066 510 1404 947">千葉火力発電所 千葉市中央区蘇我町 2-1377 五井火力発電所 市原市五井海岸1 姉崎火力発電所 市原市姉崎海岸3 袖ヶ浦火力発電所 袖ヶ浦市中袖2-1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 947 646 1093">京葉臨海南部地区</td> <td data-bbox="646 947 1066 1093">木更津支社 木更津市貝渕3-13-40 <u>0438(23)3551 連絡窓口</u></td> <td data-bbox="1066 947 1404 1093">富津火力発電所 富津市新富25</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	各支社（電話） （東京電力パワーグリッド株）	各 火 力 発 電 所 <u>（株）JERA</u>	京葉臨海北部地区	<u>千葉総支社</u>		京葉臨海中部地区	<u>千葉市中央区富士見2-9-5</u> <u>043(370)2500 連絡窓口</u>	千葉火力発電所 千葉市中央区蘇我町 2-1377 五井火力発電所 市原市五井海岸1 姉崎火力発電所 市原市姉崎海岸3 袖ヶ浦火力発電所 袖ヶ浦市中袖2-1	京葉臨海南部地区	木更津支社 木更津市貝渕3-13-40 <u>0438(23)3551 連絡窓口</u>	富津火力発電所 富津市新富25
区 域	各支社（電話） （東京電力パワーグリッド株）	各 火 力 発 電 所 <u>（株）JERA</u>											
京葉臨海北部地区	<u>千葉総支社</u>												
京葉臨海中部地区	<u>千葉市中央区富士見2-9-5</u> <u>043(370)2500 連絡窓口</u>	千葉火力発電所 千葉市中央区蘇我町 2-1377 五井火力発電所 市原市五井海岸1 姉崎火力発電所 市原市姉崎海岸3 袖ヶ浦火力発電所 袖ヶ浦市中袖2-1											
京葉臨海南部地区	木更津支社 木更津市貝渕3-13-40 <u>0438(23)3551 連絡窓口</u>	富津火力発電所 富津市新富25											
186	<p>2 情報連絡系統</p> <p>特別防災区域に係る災害等で送・配電線等施設の応急復旧のための、情報連絡系統は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">災害発生時の情報連絡系統図</p>  <pre> graph TD Fire[消防本部] -- "通報・出動要請" --> Branch[千葉総支社 木更津支社] Branch -- "復旧計画連絡" --> Reinst[復旧班編成] Reinst -- "出動要請" --> Contractor[請負会社] Contractor -- "情報収集" --> Reinst Reinst -- "現場派遣" --> Site[発生事業所] Site -- "情報収集" --> Reinst </pre> <p>3 災害復旧等応急出動隊の一般的構成及び機材</p> <p>特別防災区域における <u>千葉総支社内</u> の非常災害対策本部・支部組織の構成及び資材一覧は次のとおりである。</p>												

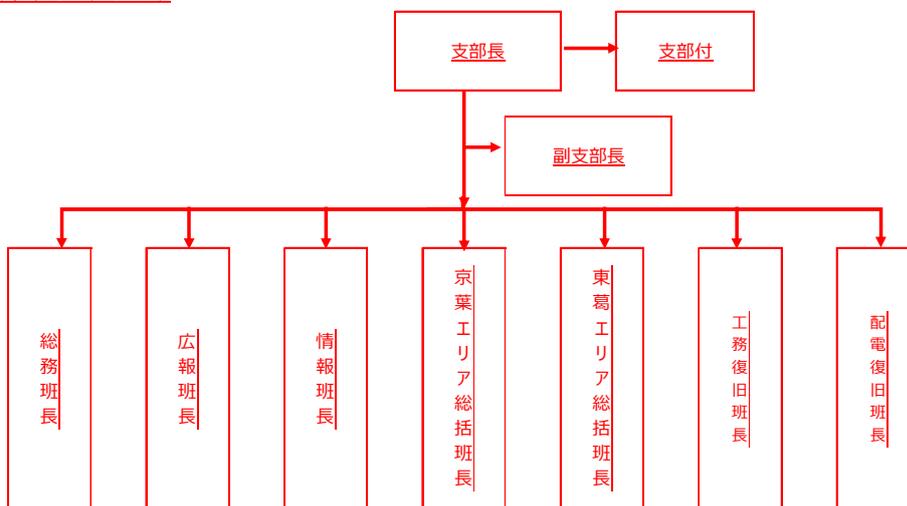
現行（平成29年8月修正）		修正理由	
第3章 公共施設等の災害復旧 第1節 電気施設（東京電力ホールディングス（株）） 1 特別防災区域内の各支社及び発電所一覧		○組織改編のため	
区 域	各支社（電話） （東京電力パワーグリッド株）		各火力発電所 （東京電力フュエル&パワー株）
京葉臨海北部地区	<u>京葉支社</u> <u>船橋市湊町2-2-16</u> <u>047(435)9664 連絡窓口</u>		
京葉臨海中部地区	<u>千葉支社</u> <u>千葉市美浜区幸町1-21-19</u> <u>043(370)3043 連絡窓口</u>		千葉火力発電所 千葉市中央区蘇我町 2-1377 五井火力発電所 市原市五井海岸1 姉崎火力発電所 市原市姉崎海岸3 袖ヶ浦火力発電所 袖ヶ浦市中袖2-1
京葉臨海南部地区	木更津支社 木更津市貝渕3-13-40 <u>0438(55)4797 連絡窓口</u>	富津火力発電所 富津市新富25	
2 情報連絡系統 特別防災区域に係る災害等で送・配電線等施設の応急復旧のための、情報連絡系統は次のとおりである。			
災害発生時の情報連絡系統図			
<pre> graph TD Fire[消防本部] -- "通報・出動要請" --> Branch[支社] Branch -- "情報収集" --> Chiba[千葉支店 (災害対策本部) 千葉給電所] Branch --> Rest[復旧班編成] Rest -- "現場派遣" --> Incident[発生事業所] Incident -- "情報収集" --> Rest Rest -- "復旧計画連絡" --> Power[請負会社] Power -- "出動要請" --> Rest </pre> <p style="text-align: right; color: red;">()は千葉支店に本部を設置した場合</p>			
3 災害復旧等応急出動隊の一般的構成及び機材 特別防災区域における <u>千葉支店内各事業所</u> の非常災害対策本部・支部組織の構成及び資材一覧は次のとおりである。			

187

東京電力パワーグリッド（株）千葉総支社非常災害対策本部・支部組織構成表
千葉総支社本部



千葉総支社支部



現行（平成29年8月修正）

修正理由

東京電力パワーグリッド（株）千葉支店非常災害対策本部・支部組織構成表

○組織改編のため

【支店本部】

班	班長・副班長	班 員			具体的な業務
		第1非常態勢	第2非常態勢	第3非常態勢	
情報班	班長 営業部門GM 副班長 営業部門管理職	営業関係者 計9名程度	営業関係者 計17名程度	営業関係者 計28名程度	①本部長指令の伝達ならびに受理 ②各班の情報総括、各班・カスタマーセンター等への情報配信 ③停電軒数集約 ④一般被害情報等の収集、連絡 ⑤お客さま対応の総括
広報班	班長 広報担当管理職 副班長 広報担当管理職	営業、総務関係者 を含め 計4名程度	営業、総務関係者 を含め 計6名程度	営業、総務関係者 を含め 計8名程度	①地方自治体の災害対策本部等への派遣者との連絡 ②首公庁との連絡(本店本部と連携の上) ③マスコット対応
復旧班	班長 設備部門GM 副班長 設備部門管理職	設備所管部門 計24名程度	設備所管部門 計53名程度	設備所管部門 計75名程度	①当社被害・復旧情報の収集、連絡 ②復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ③所要応援隊の把握、手配 ④所要復旧資機材の把握、手配 ⑤設備の災害予防措置の実施 ⑥支店保有建物の建物危険度判定の実施
通信班	班長 通信ネットワークセンター所長 副班長 通信部門GM	設備所管部門 計16名程度	設備所管部門 計36名程度	設備所管部門 計53名程度	①支店内通信ネットワーク全体の運用状況の把握 ②当社被害・復旧情報の収集、連絡 ③復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ④所要応援隊の把握、手配 ⑤所要復旧資機材の把握、手配 ⑥設備の災害予防措置の実施 ⑦設備用建物の建物自己調査の実施 ⑧被災現場映像情報の収集、対策本部・支部運営の支援
給電班	班長 給電所長 副班長 給電部門GM	給電関係者 計3名程度	給電関係者 計5名程度	給電関係者 計6名程度	①電力系統運用状況の把握 ②電力系統の応急対策、復旧方法の検討および千葉給電所当直責任者への指示 ③電源増強対策(他社からの応援受電、自家発電要請を含む)
総務班	資材チーム	総務、労務、資材 関係者を含め 計8名程度	総務、労務、資材 関係者を含め 計13名程度	総務、労務、資材 関係者を含め 計17名程度	①所要復旧資機材の調達、輸送 ②社外工事力および社外機動力の調達
	厚生チーム				①人身災害情報、厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ②救急、救護、医療、防疫、衛生活動 ③食料、被服の調達 ④宿泊施設、寝具の手配 ⑤社員・家族間の安否状況連絡の実施、支援センターの設置 ⑥厚生班関連設備の災害予防措置の実施
	総務チーム				①非常災害対策本部の設置・運営支援 ②業務設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ③通話制限の実施 ④社内テレビの設置、支店全体への情報提供 ⑤業務設備の災害予防措置の実施 ⑥緊急通行車両の管理・運用
カスタマーセンター班	班長・CC第1所長 副班長・CC第一GM	総括G 3名	総括G 5名 受付G 4名程度	総括G 12名 受付G 21名程度	お客さま対応(電話受付業務) 【第1(千葉支店)・第2(市川浦安別館)】
	班長・CC第2所長 副班長・CC第二GM	総括G 2名	総括G 2名 受付G 4名程度	総括G 8名 受付G 21名程度	

【支社5支部】

※人員配置は各事業所別に異なる

班	班長・副班長	班 員			具体的な業務
		第1非常態勢	第2非常態勢	第3非常態勢	
情報班	班長 営業部門責任者 副班長 営業部門関係GM	営業関係者を主 体に設備サービス、 設備所管部門関 係者を含め 計23名程度	営業関係者を主 体に設備サービス、 設備所管部門関 係者を含め 計45名程度	営業関係者、設 備サービスのほぼ 全員	①支部長指令の伝達ならびに受理 ②地方自治体の災害対策本部等への派遣者との連絡 ③各班の情報総括、整理 ④停電軒数集約 ⑤一般被害情報等の収集、連絡 ⑥首公庁との連絡(本店本部と連携の上) ⑦お客さまの影響把握 ⑧お客さま設備の安全確認、お客さまへの広報等の現地対応
復旧班	班長 設備部門責任者 副班長 設備部門関係GM 変電所長(※1) (※1)支社により異なる	設備所管部門 計10名程度	設備所管部門 関係者の 半数程度	設備所管部門 関係者の ほぼ全数	①電力系統運用状況の把握(制御所・給電所との連携) ②電力系統の応急対策、復旧方法の検討 ③設備の災害予防措置の実施 ④当社被害・復旧情報の収集、連絡 ⑤復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ⑥所要応援隊の把握、要請 ⑦所要復旧資機材の把握、要請 ⑧設備用建物の建物自己調査の実施
総務班または 事務班	班長 総務GMまたは管財GM 副班長 管財GM	総務・管財 関係者 計10名程度	総務・管財 関係者の半数	総務・管財 関係者の ほぼ全数	①食料、被服の調達 ②救急、救護、医療、防疫、衛生活動 ③宿泊施設、寝具の手配 ④厚生班関連設備の災害予防措置の実施 ⑤人身災害情報、厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ⑥社員・家族間の安否状況連絡の実施 ⑦非常災害対策支部の設置・運営支援 ⑧通話制限の実施 ⑨社内テレビの設置、支社全体への情報提供 ⑩業務設備の災害予防措置の実施(支店総務班と連携) ⑪非常災害対策支部が設置される建物の建物自己調査の実施

ページ数	修正案			
188	各支社の一般的資機材一覧			
<div style="text-align: center;"> 区 別 所 別 </div>		<div style="text-align: center;"> 船 艇 </div>	特 殊 車 両	
			高 所 作 業 車	発 電 機 車
<u>千葉総支社</u>		<u>4</u>	<u>10</u>	<u>7</u>
木更津支社		1	<u>4</u>	2

現行（平成29年8月修正）

修正理由

各支社の一般的資機材一覧

○時点修正
(H31.4.1時点)

区 別 所 別	船 艇	携 帯 用 発 電 機 (低騒音型)	投 光 器	無 線 機 等	特 殊 車 両	
					高 所 作 業 車	発 電 機 車
千葉支社	1	12	24	52	4	3
京葉支社	1	7	11	84	5	4
市川浦安別館	1	2	0	6	0	0
木更津支社	1	20	11	63	3	2

ページ数	修正案
189	<p>第2節 通信施設（東日本電信電話（株））</p> <p>3 被災通信施設の応急復旧</p> <p>石油コンビナート地域における災害発生に伴い、当該支店の通信施設が被災した場合は速やかに通信施設の復旧に努めなければならない。この場合の具体的実施方法は、「東日本電信電話株式会社災害等対策規程」（社長達東第80-21号令和元年7月1日）、（以下「規程等」という。）によることとし、その内容は下記のとおりである。</p>
190	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 東日本電信電話（株）千葉事業部災害対策本部組織図</p> <div data-bbox="427 656 1398 1196" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[東日本電信電話(株)千葉事業部災害対策本部] --- B[本部長] A --- C[副本部長] B --- D[情報統括班] B --- E[所内設備班] B --- F[所外設備班] B --- G[資材班] B --- H[建物電力班] B --- I[マスユーザ班] B --- J[法人ユーザ班] B --- K[コラボ班] B --- L[総務厚生班] B --- M[広報班] </pre> </div>

現行（平成29年8月修正）	修正理由
<p>第2節 通信施設（東日本電信電話（株））</p> <p>3 被災通信施設の応急復旧</p> <p>石油コンビナート地域における災害発生に伴い、当該支店の通信施設が被災した場合は速やかに通信施設の復旧に努めなければならない。この場合の具体的実施方法は、「東日本電信電話株式会社災害等対策規程」（社長達東第80-16号平成26.6.30）、（以下「規程等」という。）によることとし、その内容は下記のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東日本電信電話（株）千葉事業部災害対策本部組織図</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[東日本電信電話(株)千葉事業部災害対策本部] --- B[本部長] A --- C[副本部長] B --- D[情報統括班] B --- E[サービス統制班] B --- F[所内設備班] B --- G[所外設備班] B --- H[建物電力班] B --- I[資材班] B --- J[マスマニージャ班] B --- K[法人ユーザ班] B --- L[総務厚生班] B --- M[広報班] B --- N[相互接続班] </pre> </div>	<p>○時点修正 (R1.7.1時点)</p>

ページ数	修正案																				
193	<p>第3節 ガス施設（東京ガス（株））</p> <p>2 通報連絡体制</p> <p>(1) 通報連絡 (略)</p> <p>(2) 通信連絡系統図</p> <p>(3) 無線関係</p> <table border="1" data-bbox="379 1350 1414 1559"> <thead> <tr> <th></th> <th>基地局</th> <th>移動局</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉導管ネットワークセンター</td> <td><u>1</u></td> <td><u>39</u></td> <td><u>40</u></td> <td>車載・携帯無線</td> </tr> <tr> <td>千 葉 支 社</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>1</u></td> <td><u>39</u></td> <td><u>40</u></td> <td>車載・携帯無線</td> </tr> </tbody> </table>		基地局	移動局	計	備 考	千葉導管ネットワークセンター	<u>1</u>	<u>39</u>	<u>40</u>	車載・携帯無線	千 葉 支 社	0	0	0		計	<u>1</u>	<u>39</u>	<u>40</u>	車載・携帯無線
	基地局	移動局	計	備 考																	
千葉導管ネットワークセンター	<u>1</u>	<u>39</u>	<u>40</u>	車載・携帯無線																	
千 葉 支 社	0	0	0																		
計	<u>1</u>	<u>39</u>	<u>40</u>	車載・携帯無線																	

第3節 ガス施設（東京ガス（株）千葉導管ネットワークセンター）

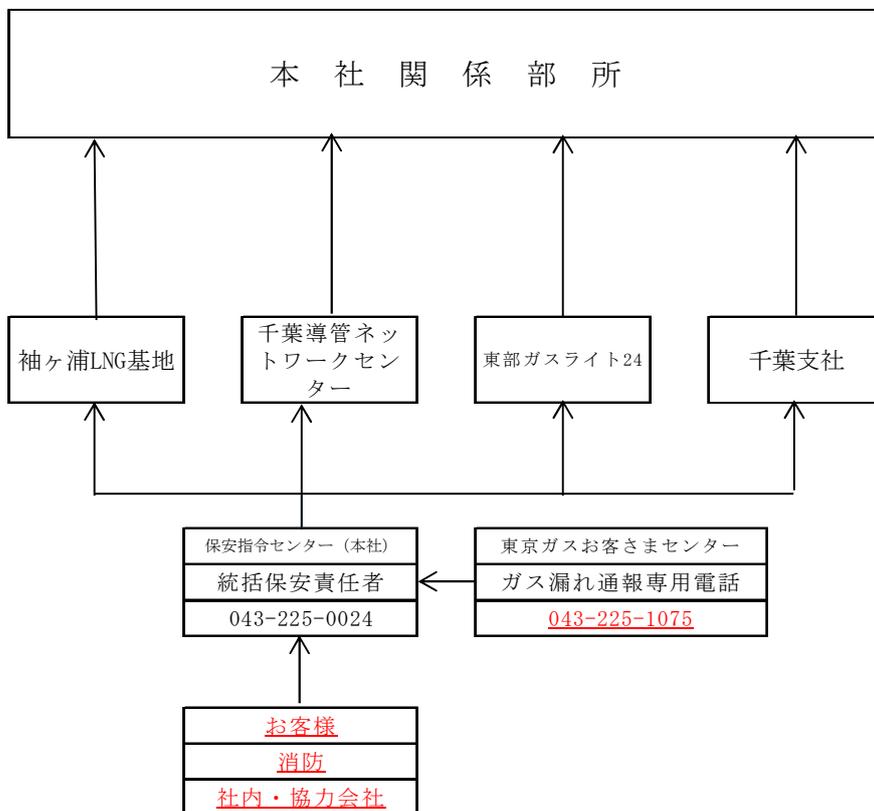
○時点修正
(H31.4.1時点)

2 通報連絡体制

(1) 通報連絡

(略)

(2) 通信連絡系統図



(3) 無線関係

	基地局	移動局	計	備考
千葉導管ネットワークセンター	<u>0</u>	<u>78</u>	<u>78</u>	車載・携帯無線
千葉支社	0	0	0	
計	<u>0</u>	<u>78</u>	<u>78</u>	車載・携帯無線

ページ数	修正案																																		
194	<p data-bbox="379 210 826 241">第3節 ガス施設（東京ガス（株））</p> <p data-bbox="379 255 635 286">3 緊急体制の確立</p> <p data-bbox="379 300 517 331">(1) (略)</p> <p data-bbox="379 344 852 376">(2) 待機人員及び緊急車両待機台数</p> <table border="1" data-bbox="379 385 1417 506"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 385 746 448"></th> <th data-bbox="746 385 943 448">待機人員</th> <th data-bbox="943 385 1129 448">車 両</th> <th data-bbox="1129 385 1417 448">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 448 746 506"><u>東部ガスライト24</u></td> <td data-bbox="746 448 943 506">2 名</td> <td data-bbox="943 448 1129 506">1 台</td> <td data-bbox="1129 448 1417 506">夜間待機体制</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="379 560 660 591">(3) 特別編成動員数</p> <table border="1" data-bbox="379 600 1417 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 600 746 663"></th> <th data-bbox="746 600 863 663">第1次</th> <th data-bbox="863 600 979 663">第2次</th> <th data-bbox="979 600 1096 663">第3次</th> <th data-bbox="1096 600 1417 663">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 663 746 725">特別出動体制（千葉地区）</td> <td data-bbox="746 663 863 725"><u>27</u></td> <td data-bbox="863 663 979 725"><u>63</u></td> <td data-bbox="979 663 1096 725"><u>156</u></td> <td data-bbox="1096 663 1417 725"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 725 746 788">千 葉 支 社</td> <td data-bbox="746 725 863 788">4</td> <td data-bbox="863 725 979 788">4</td> <td data-bbox="979 725 1096 788">4</td> <td data-bbox="1096 725 1417 788"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 788 746 846">計</td> <td data-bbox="746 788 863 846"><u>31</u></td> <td data-bbox="863 788 979 846"><u>67</u></td> <td data-bbox="979 788 1096 846"><u>160</u></td> <td data-bbox="1096 788 1417 846"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="379 900 772 931">(4) 大規模災害の場合の組織</p> <p data-bbox="475 945 612 976">(現場本部)</p> <div data-bbox="437 990 1362 1227"> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="437 1039 469 1187" rowspan="4" style="vertical-align: middle;">総括指揮者</td> <td data-bbox="533 1030 564 1196" rowspan="4" style="vertical-align: middle;">副総括指揮者</td> <td data-bbox="622 990 1101 1021">— <u>連絡記録班（対応状況の把握と記録）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1057 1187 1088">— <u>修繕対応隊（被害範囲の調査、本修理作業）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1124 1235 1155">— <u>需要家対応隊（需要家状況調査、閉開栓の実施）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1191 1362 1223">— <u>現地支援隊（お客さま対応、広報・行政・自治会等の対応）</u></td> </tr> </table> </div>		待機人員	車 両	備 考	<u>東部ガスライト24</u>	2 名	1 台	夜間待機体制		第1次	第2次	第3次	備 考	特別出動体制（千葉地区）	<u>27</u>	<u>63</u>	<u>156</u>		千 葉 支 社	4	4	4		計	<u>31</u>	<u>67</u>	<u>160</u>		総括指揮者	副総括指揮者	— <u>連絡記録班（対応状況の把握と記録）</u>	— <u>修繕対応隊（被害範囲の調査、本修理作業）</u>	— <u>需要家対応隊（需要家状況調査、閉開栓の実施）</u>	— <u>現地支援隊（お客さま対応、広報・行政・自治会等の対応）</u>
	待機人員	車 両	備 考																																
<u>東部ガスライト24</u>	2 名	1 台	夜間待機体制																																
	第1次	第2次	第3次	備 考																															
特別出動体制（千葉地区）	<u>27</u>	<u>63</u>	<u>156</u>																																
千 葉 支 社	4	4	4																																
計	<u>31</u>	<u>67</u>	<u>160</u>																																
総括指揮者	副総括指揮者	— <u>連絡記録班（対応状況の把握と記録）</u>																																	
		— <u>修繕対応隊（被害範囲の調査、本修理作業）</u>																																	
		— <u>需要家対応隊（需要家状況調査、閉開栓の実施）</u>																																	
		— <u>現地支援隊（お客さま対応、広報・行政・自治会等の対応）</u>																																	

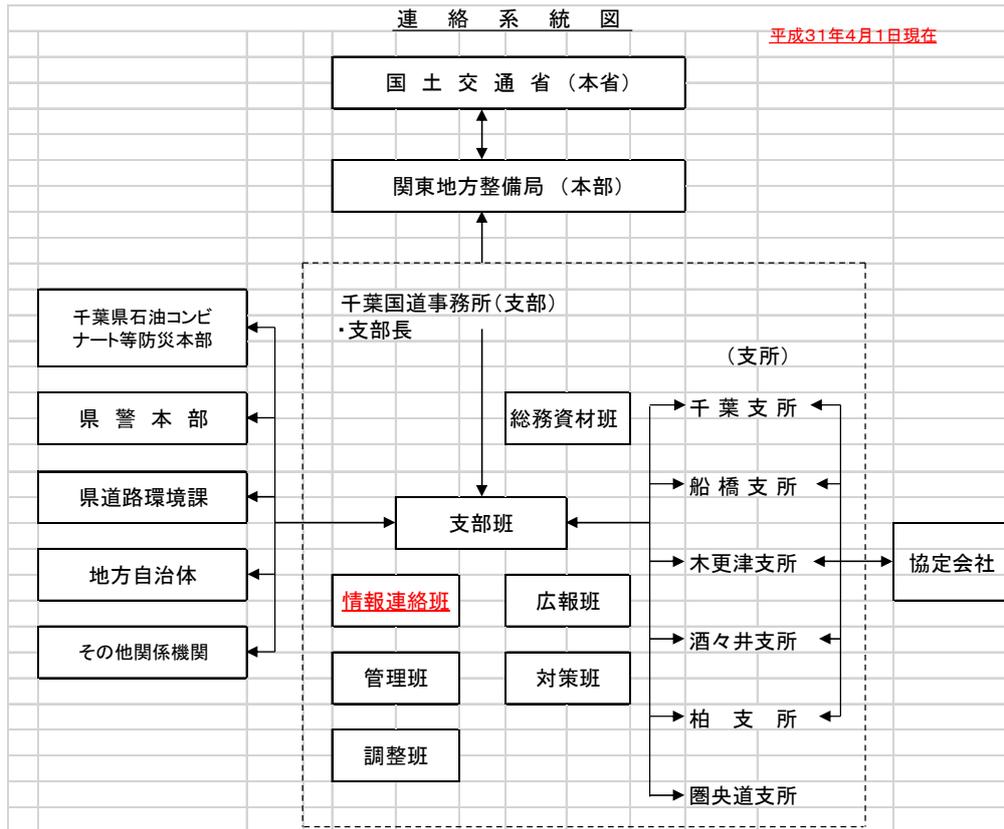
現行（平成29年8月修正）		修正理由																				
第3節 ガス施設（東京ガス（株） <u>千葉導管ネットワークセンター</u> ） 3 緊急体制の確立 （1）（略） （2）待機人員及び緊急車両待機台数		○時点修正 （H31.4.1時点）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>待機人員</th> <th>車 両</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>千葉導管ネットワークセンター</u></td> <td>2 名</td> <td>1 台</td> <td>夜間待機体制</td> </tr> </tbody> </table>				待機人員	車 両	備 考	<u>千葉導管ネットワークセンター</u>	2 名	1 台	夜間待機体制												
	待機人員	車 両	備 考																			
<u>千葉導管ネットワークセンター</u>	2 名	1 台	夜間待機体制																			
（3）特別編成動員数																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1次</th> <th>第2次</th> <th>第3次</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別出動体制（千葉地区）</td> <td><u>53</u></td> <td><u>109</u></td> <td><u>185</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>千 葉 支 社</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>57</u></td> <td><u>113</u></td> <td><u>189</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			第1次	第2次	第3次	備 考	特別出動体制（千葉地区）	<u>53</u>	<u>109</u>	<u>185</u>		千 葉 支 社	4	4	4		計	<u>57</u>	<u>113</u>	<u>189</u>		
	第1次	第2次	第3次	備 考																		
特別出動体制（千葉地区）	<u>53</u>	<u>109</u>	<u>185</u>																			
千 葉 支 社	4	4	4																			
計	<u>57</u>	<u>113</u>	<u>189</u>																			
（4）大規模災害の場合の組織 （現場本部）																						
(4)大規模災害の場合の組織																						
<pre> graph LR A[総括指揮者] --- B[副指揮者] A --- C[副指揮者] B --- D[緊急作業班（緊急出動・本修理作業）] B --- E[供給作業班（中圧等供給操作・圧力管理）] B --- F[連絡記録班（事務所、消防との連絡）] C --- G[被害者対策総務班（被害者状況調査・対策）] C --- H[巡回状況調査班（需要家状況調査・閉開栓対策）] C --- I[大口需要家対策班（大口需要家対策）] C --- J[広報担当（報道、広報、情報収集）] </pre>																						

ページ数	修正案																																									
195	<p>第4節 水道施設</p> <p>1 上水道施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織編成並びに要員の整備</p> <p>応急対策、復旧対策に伴う組織編成並びに要員は、「<u>企業局水道事業震災対策基本計画</u>」による。(図-2、3、4)</p> <p>(3)～(6)</p> <p>(7) 復旧資機材の確保</p> <p>送配水管の復旧資機材は<u>県営水道</u>、給水装置の復旧資機材は指定給水装置工事事業者等関係会社が保有する資機材で対処する。</p>																																									
197	<p>図-2 千葉県<u>企業局</u>水道事業震災対策本部組織図</p> <p>千葉県<u>企業局</u>水道事業震災対策本部</p> <p>図-3 千葉県<u>企業局</u>水道事業<u>現地対策本部</u>組織図</p> <p>千葉県<u>企業局</u>水道事業<u>現地対策本部</u></p>																																									
199	<p>図-5 千葉県<u>企業局水道事業</u>業務用無線局配置図(周波数65.03MHz)</p>																																									
200	<p>(別表) 給水車等の保有状況</p> <p style="text-align: right;"><u>平成31年3月31日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="379 1205 1412 1563"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1205 635 1355" rowspan="2">容量等 品目</th> <th colspan="5" data-bbox="635 1205 1412 1272">容量別内訳</th> <th data-bbox="635 1272 1412 1355">計</th> </tr> <tr> <th data-bbox="635 1272 762 1355">20ℓ</th> <th data-bbox="762 1272 890 1355">1,000ℓ</th> <th data-bbox="890 1272 1018 1355">1,700ℓ</th> <th data-bbox="1018 1272 1145 1355">2,000ℓ</th> <th data-bbox="1145 1272 1273 1355">4,000ℓ</th> <th data-bbox="1273 1272 1412 1355"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1355 635 1406">給水車(台)</td> <td data-bbox="635 1355 762 1406"></td> <td data-bbox="762 1355 890 1406"></td> <td data-bbox="890 1355 1018 1406" style="text-align: center;"><u>13</u></td> <td data-bbox="1018 1355 1145 1406"></td> <td data-bbox="1145 1355 1273 1406"></td> <td data-bbox="1273 1355 1412 1406" style="text-align: center;">13台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1406 635 1458">給水タンク(台)</td> <td data-bbox="635 1406 762 1458"></td> <td data-bbox="762 1406 890 1458" style="text-align: center;">69</td> <td data-bbox="890 1406 1018 1458"></td> <td data-bbox="1018 1406 1145 1458"></td> <td data-bbox="1145 1406 1273 1458"></td> <td data-bbox="1273 1406 1412 1458" style="text-align: center;">69台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1458 635 1509">ポリ容器(個)</td> <td data-bbox="635 1458 762 1509" style="text-align: center;"><u>2,232</u></td> <td data-bbox="762 1458 890 1509"></td> <td data-bbox="890 1458 1018 1509"></td> <td data-bbox="1018 1458 1145 1509"></td> <td data-bbox="1145 1458 1273 1509"></td> <td data-bbox="1273 1458 1412 1509" style="text-align: center;"><u>2,232</u>個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1509 635 1563">容量計(ℓ)</td> <td data-bbox="635 1509 762 1563" style="text-align: center;"><u>44,640</u></td> <td data-bbox="762 1509 890 1563" style="text-align: center;">69,000</td> <td data-bbox="890 1509 1018 1563" style="text-align: center;"><u>22,100</u></td> <td data-bbox="1018 1509 1145 1563"></td> <td data-bbox="1145 1509 1273 1563"></td> <td data-bbox="1273 1509 1412 1563" style="text-align: center;"><u>135,740</u>ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	容量等 品目	容量別内訳					計	20ℓ	1,000ℓ	1,700ℓ	2,000ℓ	4,000ℓ		給水車(台)			<u>13</u>			13台	給水タンク(台)		69				69台	ポリ容器(個)	<u>2,232</u>					<u>2,232</u> 個	容量計(ℓ)	<u>44,640</u>	69,000	<u>22,100</u>			<u>135,740</u> ℓ
容量等 品目	容量別内訳					計																																				
	20ℓ	1,000ℓ	1,700ℓ	2,000ℓ	4,000ℓ																																					
給水車(台)			<u>13</u>			13台																																				
給水タンク(台)		69				69台																																				
ポリ容器(個)	<u>2,232</u>					<u>2,232</u> 個																																				
容量計(ℓ)	<u>44,640</u>	69,000	<u>22,100</u>			<u>135,740</u> ℓ																																				
202	<p>事故発生時の情報連絡系統図</p> <p><u>千葉県企業局工業用水部</u>の災害対策は、下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><u>企業部</u>副部長(工業用水部長)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">副部長付(工業用水部次長)</p> <p style="text-align: center;">├──</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="418 1848 754 1955" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 工業用水班 (<u>工業用水管理課長</u>) </div> <div data-bbox="1035 1848 1326 1955" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設設備班 (施設設備課長) </div> </div>																																									

現行（平成29年8月修正）		修正理由																																									
<p>第4節 水道施設</p> <p>1 上水道施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織編成並びに要員の整備</p> <p>応急対策、復旧対策に伴う組織編成並びに要員は、「<u>水道局</u>水道事業震災対策基本計画」による。（図-2、3、4）</p> <p>(3)～(6)</p> <p>(7) 復旧資機材の確保</p> <p>送配水管の復旧資機材は<u>県水道局</u>、給水装置の復旧資機材は指定給水装置工事事業者等関係会社が保有する資機材で対処する。</p> <p>図-2 千葉県<u>水道局</u>水道事業震災対策本部組織図 千葉県<u>水道局</u>水道事業震災対策本部</p> <p>図-3 千葉県<u>水道局</u>水道事業<u>震災対策現地</u>本部組織図 千葉県<u>水道局</u>水道事業<u>震災対策現地</u>本部</p> <p>図-5 千葉県<u>水道局</u>業務用無線局配置図（周波数65.03MHz）</p> <p>（別表）給水車等の保有状況</p> <p style="text-align: right;"><u>平成29年3月1日現在</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">容量等 品目</th> <th colspan="6">容量別内訳</th> </tr> <tr> <th>20ℓ</th> <th>1,000ℓ</th> <th>1,700ℓ</th> <th>2,000ℓ</th> <th>4,000ℓ</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水車(台)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">13台</td> </tr> <tr> <td>給水タンク(台)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">69</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">69台</td> </tr> <tr> <td>ポリ容器(個)</td> <td style="text-align: center;"><u>2,216</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>2,216</u>個</td> </tr> <tr> <td>容量計(ℓ)</td> <td style="text-align: center;"><u>44,320</u></td> <td style="text-align: center;">69,000</td> <td style="text-align: center;"><u>17,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6,000</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>136,320</u>ℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>事故発生時の情報連絡系統図</p> <p><u>千葉県水道局工業用水部</u>の災害対策は、下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><u>水道部</u>副部長（工業用水部長）</p> <p style="text-align: center;">副部長付（工業用水部次長）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工業用水班 (事業管理課長)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">施設設備班 (施設設備課長)</div> </div>		容量等 品目	容量別内訳						20ℓ	1,000ℓ	1,700ℓ	2,000ℓ	4,000ℓ	計	給水車(台)			<u>10</u>	<u>3</u>		13台	給水タンク(台)		69				69台	ポリ容器(個)	<u>2,216</u>					<u>2,216</u> 個	容量計(ℓ)	<u>44,320</u>	69,000	<u>17,000</u>	<u>6,000</u>		<u>136,320</u> ℓ	<p>○県の組織改編による修正</p> <p>○時点修正 (H31.3.31時点)</p> <p>○県の組織改編による修正</p>
容量等 品目	容量別内訳																																										
	20ℓ	1,000ℓ	1,700ℓ	2,000ℓ	4,000ℓ	計																																					
給水車(台)			<u>10</u>	<u>3</u>		13台																																					
給水タンク(台)		69				69台																																					
ポリ容器(個)	<u>2,216</u>					<u>2,216</u> 個																																					
容量計(ℓ)	<u>44,320</u>	69,000	<u>17,000</u>	<u>6,000</u>		<u>136,320</u> ℓ																																					

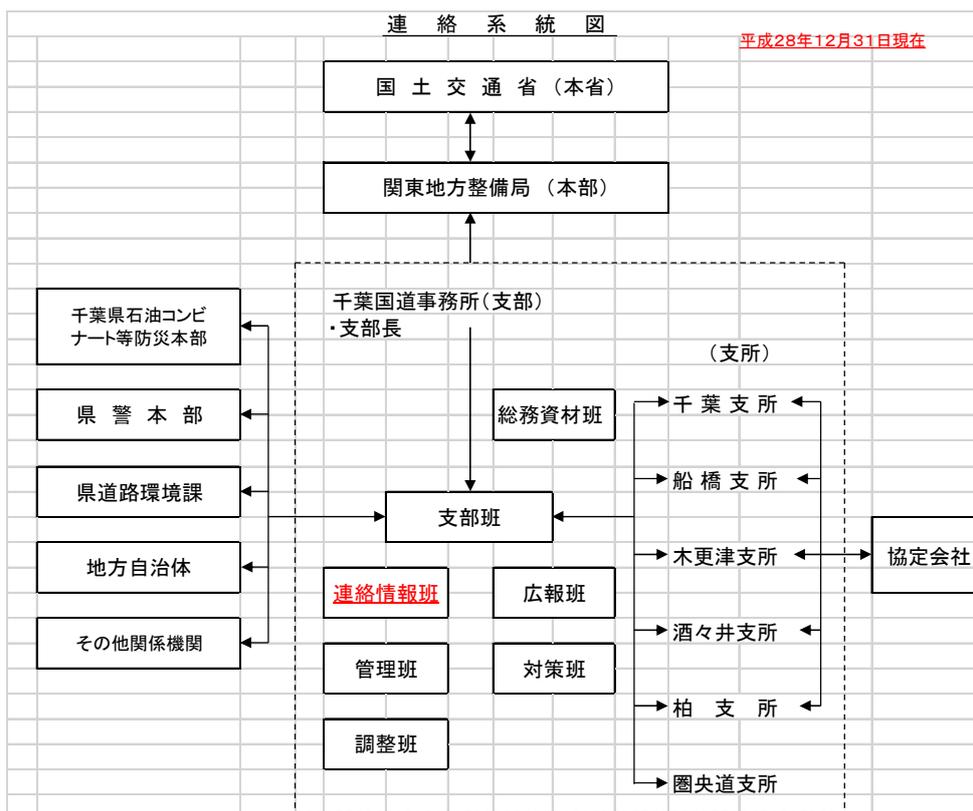
連絡系統図

平成31年4月1日現在

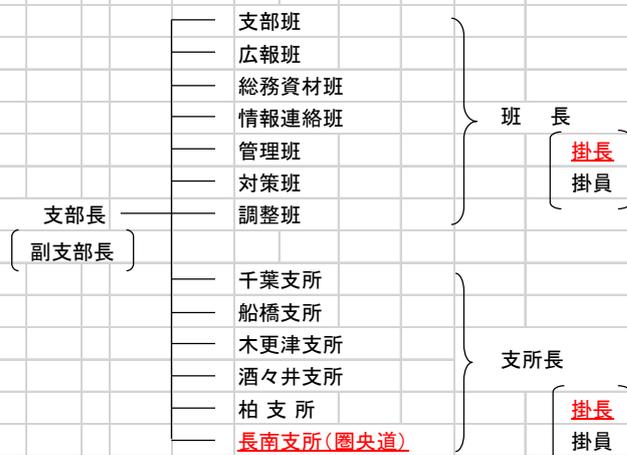


千葉国道支部組織表

支部長 (副支部長)	支部班	} 班長 (掛員)
	広報班	
	総務資材班	
	情報連絡班	
	管理班	
	対策班	
	調整班	
	千葉支所	} 支所長 (掛員)
	船橋支所	
	木更津支所	
	酒々井支所	
	柏支所	
	圏央道支所	



千葉国道支部組織表



○時点修正
(H31. 4. 1 時点)

ページ数	修正案																												
202 204	<p data-bbox="379 210 549 241">第5節 道路</p> <p data-bbox="815 255 984 286">資機材一覧表</p> <p data-bbox="1109 304 1422 336" style="color: red; text-decoration: underline;">平成31年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="502 394 1294 1536" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 394 1118 477">資 機 材 名</th> <th data-bbox="1118 394 1294 477">台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 477 1118 560">パトロールカー</td> <td data-bbox="1118 477 1294 560">7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 560 1118 642">散水車</td> <td data-bbox="1118 560 1294 642">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 642 1118 725">路面清掃車</td> <td data-bbox="1118 642 1294 725">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 725 1118 808">側溝清掃車</td> <td data-bbox="1118 725 1294 808">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 808 1118 891">道路管理用無線固定局</td> <td data-bbox="1118 808 1294 891">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 891 1118 974">" 移動局</td> <td data-bbox="1118 891 1294 974" style="color: red;">51</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 974 1118 1057">" 基地局</td> <td data-bbox="1118 974 1294 1057" style="color: red;">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1057 1118 1140">排水管清掃車</td> <td data-bbox="1118 1057 1294 1140">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1140 1118 1223">多目的作業車</td> <td data-bbox="1118 1140 1294 1223">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1223 1118 1305">衛星通信車</td> <td data-bbox="1118 1223 1294 1305">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1305 1118 1388">照明車</td> <td data-bbox="1118 1305 1294 1388">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1388 1118 1471">待機支援車</td> <td data-bbox="1118 1388 1294 1471">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1471 1118 1536">対策本部車</td> <td data-bbox="1118 1471 1294 1536">1</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	台 数	パトロールカー	7	散水車	2	路面清掃車	3	側溝清掃車	1	道路管理用無線固定局	8	" 移動局	51	" 基地局	8	排水管清掃車	2	多目的作業車	1	衛星通信車	1	照明車	1	待機支援車	1	対策本部車	1
資 機 材 名	台 数																												
パトロールカー	7																												
散水車	2																												
路面清掃車	3																												
側溝清掃車	1																												
道路管理用無線固定局	8																												
" 移動局	51																												
" 基地局	8																												
排水管清掃車	2																												
多目的作業車	1																												
衛星通信車	1																												
照明車	1																												
待機支援車	1																												
対策本部車	1																												

現行（平成29年8月修正）

修正理由

第5節 道路

資機材一覧表

平成28年12月31日現在

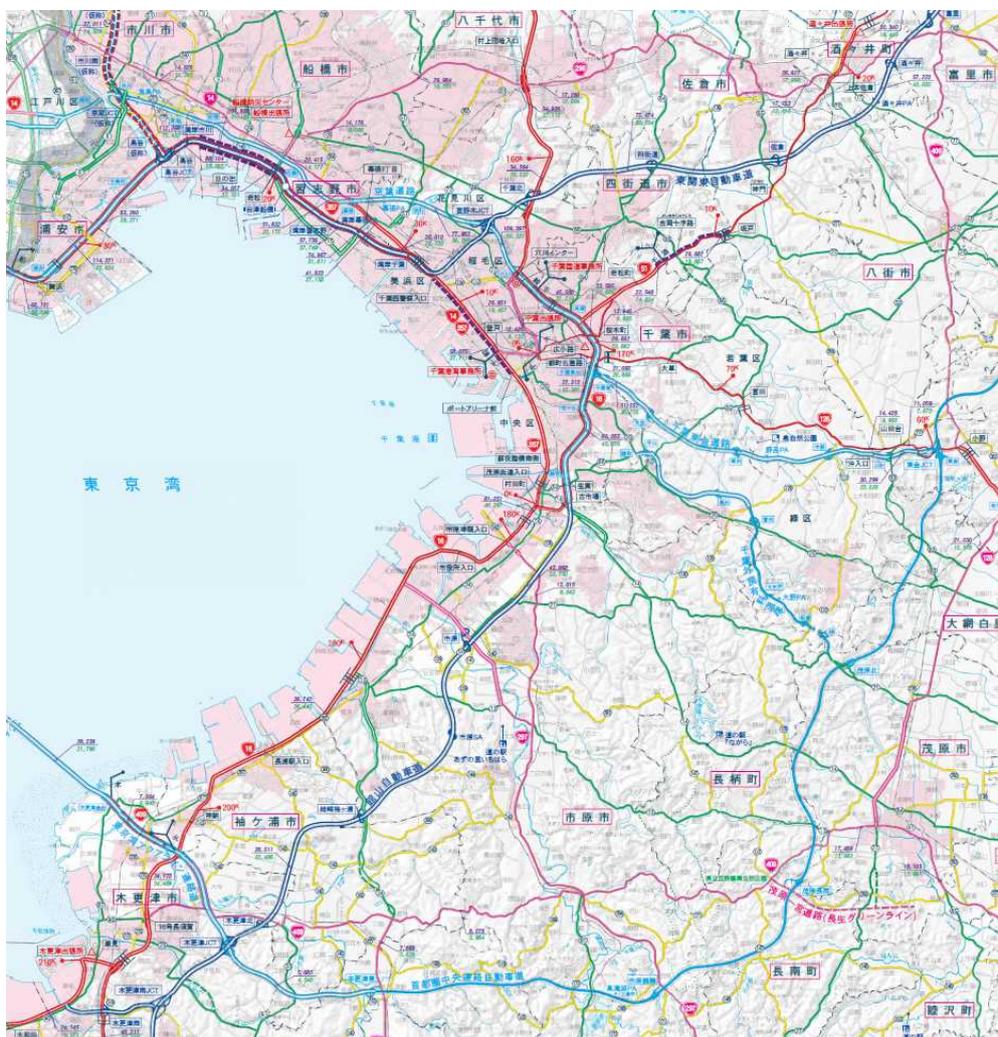
○時点修正
(H31.4.1時点)

資 機 材 名	台 数
パトロールカー	7
<u>工事標識車</u>	<u>2</u>
散水車	2
路面清掃車	3
側溝清掃車	1
道路管理用無線固定局	8
〃 移動局	<u>97</u>
〃 基地局	<u>11</u>
排水管清掃車	2
多目的作業車	1
衛星通信車	1
照明車	1
待機支援車	1
対策本部車	1

第5節 道路

○時点修正
(H29.4.1時点)

一般国道道路図



(平成25年4月現在)

2 一般県道

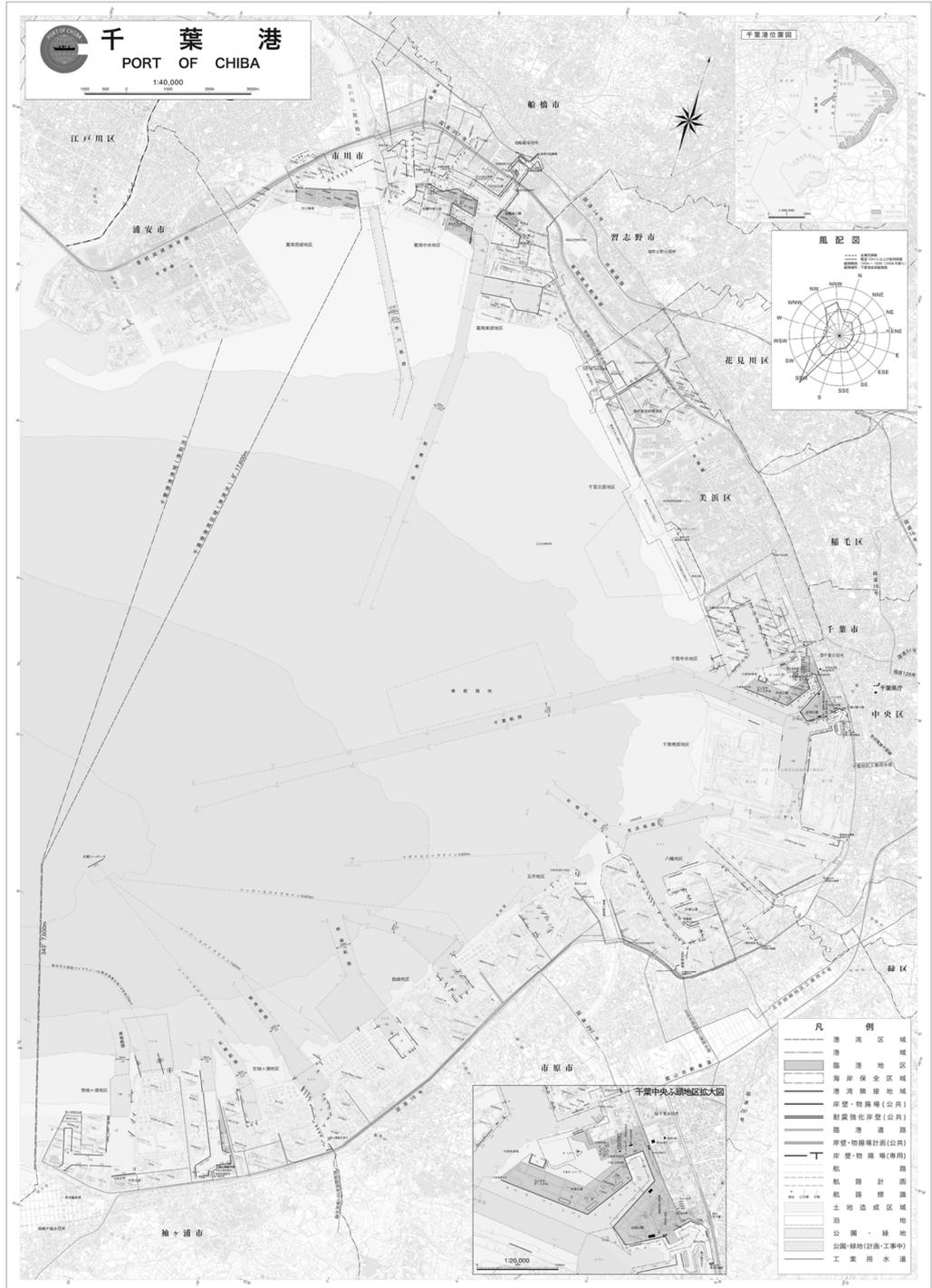
特別防災区域における一般県道は次図の太線であり、災害時の市原土木事務所
の組織編成及び連絡 系統図はそれぞれ下表のとおりである。

市原土木事務所組織編成表 平成28年4月1日現在
(水防現地指導班 より)

○適切な表
記に修正

第6節 港湾施設

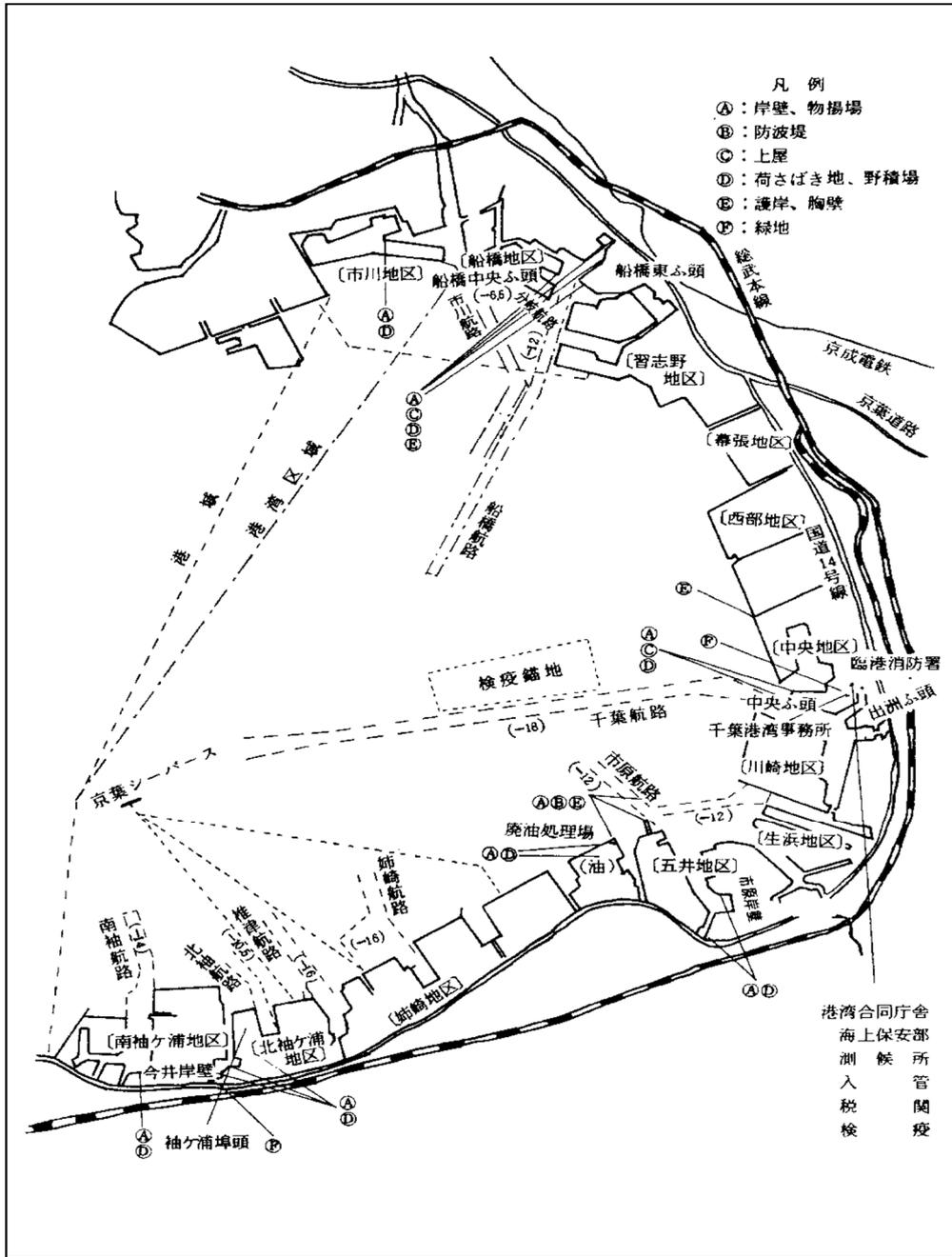
図一 千葉港公共港湾施設の概要 (出典：千葉港要覧2016)



第6節 港湾施設

○時点修正
(H28 時点)

図一1 千葉港公共港湾施設の概要



第6節 港湾施設

図一2 木更津港公共港湾施設の概況 (出典：木更津港要覧 2017)



第6節 港湾施設

○時点修正
(H29 時点)

図一2 木更津港公共港湾施設の概況

